

さかい男女共同参画プラン



境 町

はじめに



昭和50年に「国際婦人年世界会議」(第1回世界女性会議)が開催され、女性の地位向上を目指した「世界行動計画」の採択を契機に世界各国で女性問題に対する様々な取組みが進められてきました。わが国においても、昭和52年に「国内行動計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けて法の整備等が行われてきました。

近年、少子・高齢化の進展、情報通信技術の高度化など急速な変革の時代を迎えています。このような社会情勢に対応するためには、男女が対等な社会の構成員として参画する男女共同参画社会の形成の取り組みや、男女が互いに認め合い、責任を分かち合いながら協力し合う気持ちを育む社会を築くことが必要です。

本町では、「さかい男女共同参画プラン」を策定し、「男女が共に生き生きと暮らせる社会づくり」を基本理念に、男女共同参画社会の実現に向けて町民と行政が一体となり、総合的な施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり、ご協力をいただきました関係各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成16年3月

境町長 野村康雄

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を負うべき社会

男女共同参画社会は、「男らしさ、女らしさ」を否定するものなのですか？

人はすべての法の下に平等ですが、身体的な特徴として「男と女」の区別があるのは当然です。この男女の違いを互いに認め合い、互いの人権を尊重し合うことで「男らしさ、女らしさ」を否定するものではありません。男女共同参画社会は、男女の同質を目指すのではなく、男女の同権（支え合い）を目指すものです。

男女共同参画社会になると、いわゆる「専業主婦（夫）」の立場が否定されることになるのでしょうか？

男女共同参画社会は、男も女も多様な生き方を自分の意思で選択することができる社会を目指すものです。自らが専業主婦（夫）を選択することも、一つの生き方として尊重されます。

目 次

策定の背景	5
-------	---

第1章 基本構想

1 プラン策定の趣旨	11
2 プランの性格	11
3 プランの期間	12
4 プランの基本理念	12
5 プランの基本目標	12

第2章 境町の現状

【1】家庭生活	15
【2】男女平等感	23
【3】人権と性	26
【4】地域社会	29
【5】日常生活の悩み	31
【6】労働	34
【7】介護	37
【8】行政施策	42

第3章 基本計画

施策の体系

1 基本目標1 男女平等意識を確立し、互いの人権を尊重します	51
2 基本目標2 男女が共に各種政策や方針決定に参画できる社会を推進します	51
3 基本目標3 男女平等に健康で生き生きと働くことができる社会を創造します	52
4 基本目標4 男女が地域で助け合いライフスタイルを支え合うまちづくりをします	52
5 基本目標5 男女共同参画社会の実現のために推進体制を充実します	53

第4章 実施計画

1 基本目標1 男女平等意識を確立し、互いの人権を尊重します	57
2 基本目標2 男女が共に各種政策や方針決定に参画できる社会を推進します	58
3 基本目標3 男女平等に健康で生き生きと働くことができる社会を創造します	59
4 基本目標4 男女が地域で助け合いライフスタイルを支え合うまちづくりをします	60
5 基本目標5 男女共同参画社会の実現のために推進体制を充実します	61

資 料

1 さかい男女共同参画プラン策定委員会設置要綱	65
2 さかい男女共同参加プラン作成委員会	67
3 さかい男女共同参画プランワーキング委員会設置要綱	68
4 男女共同参画に向けた国内外の動き	72
5 男女共同参画社会基本法(抄)	75
6 男女共同参画社会基本計画(抄)	76
7 茨城県男女共同参画推進条例(抄)	77
8 関連用語解説	78

策定の背景

1. 世界の動き

国際連合において、昭和 50 年（1975 年）を「国際婦人年」として、メキシコで「国際婦人年世界会議（第 1 回世界女性会議）」が開催され、女性の地位向上を目指すガイドラインとして、「世界行動計画」を採択、昭和 51 年（1976 年）から昭和 60 年（1985 年）までを「国際婦人の 10 年」とし、「平等・発展・開発」を目標に掲げた取り組みが提唱されました。

昭和 54 年（1979 年）「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が国連総会で採択、翌年コペンハーゲンで開催された「国連婦人の 10 年中間世界会議」（第 2 回世界女性会議）で署名式が行われ、その批准に向けて世界各国で取り組みが活発になりました。

昭和 60 年（1985 年）「国連婦人の 10 年最終年世界会議（第 3 回世界女性会議）」がケニアのナイロビで開かれ、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略（ナイロビ将来戦略）」が採択され、これは各国の実情に応じて女性の地位向上のためのガイドラインとなりました。

平成 7 年（1996 年）北京で開催された「第 4 回世界女性会議」では「ナイロビ将来戦略」の見直しと評価が行われ、「北京宣言」「行動綱領」が採択されました。

「北京宣言」は平等・開発・平和のためにあらゆる分野における女性の参画を求め、「行動綱領」は、女性と健康・女性に対する暴力等 12 の問題領域とそれに対する戦略目標と行動が提示されました。

平成 12 年（2000 年）6 月、国連本部において「女性 2000 年会議」が開催され「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択されました。

2. 日本の動き

昭和 50 年（1975 年）総理府内に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題担当室」を設置、昭和 52 年（1977 年）に「国内行動計画」が策定されました。

昭和 60 年（1985 年）に「女子差別撤廃条約」を批准、これにより「男女雇用機会均等法」が成立、労働基準法の一部改正や国民年金の改正（女性の年金権の確立）が行われました。

昭和 62 年（1987 年）に「ナイロビ将来戦略」を受けて「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画」が策定されました。

平成 4 年（1992 年）に初の女性問題担当大臣をおき、平成 6 年（1994 年）に総理府に男女共同参画室を設置、内閣総理大臣を本部長、全閣僚が構成員となった「男女共同参画推進本部」を設けるとともに、総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。

平成 7 年（1995 年）「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の制定が行われました。

平成 8 年（1996 年）男女共同参画審議会の答申を受けて、「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の重要課題として位置付けられました。

平成 12 年（2000 年）に「男女共同参画社会基本計画」が策定され、平成 13 年（2001 年）には省庁改編により内閣府に「男女共同参画局」と男女共同参画会議が設置されました。

3 . 県の動き

昭和 53 年（1978 年）に生活福祉部内に青少年婦人課を設置し、男女共同参画社会への取り組みが始まりました。

昭和 57 年（1982 年）に「婦人のつばさ」が始まり、女性の地位向上のための地域リーダー養成を目指しました。

昭和 61 年（1986 年）「新茨城県民福祉基本計画」に、女性の地位向上と社会参画の促進が位置付けられました。

平成 2 年（1990 年）に女性対策関連問題の全庁的かつ総合的調整を図るため、知事を本部長とする女性対策推進本部が設置されました。

平成 3 年（1991 年）に婦人児童課内に女性対策推進室を置き、「いばらきローズプラン 21」の策定、「いばらきローズプラン 21 推進委員会」を設置しました。

平成 6 年（1994 年）女性青少年課を設置し、より一層の施策の推進に取り組みました。

平成 7 年（1995 年）「茨城県長期総合計画」の中に「男女共同参画社会の形成」がうたわれ、「男と女・ハーモニー週間」が設定されました。

平成 8 年（1996 年）男女共同参画社会の実現を目指す「いばらきハーモニープラン」が策定され、平成 11 年（1999 年）には女性施策の全庁的推進を図るため、女性青少年課が福祉部から知事直轄となる組織の改編が行われました。

平成 13 年（2001 年）に国の「男女共同参画社会基本法」を受けて、「茨城県男女共同参画推進条例」が施行されました。

4 . 境町の動き

平成 3 年（1991 年）「いばらきローズプラン 21」の策定により、積極的に女性行政に取り組むことの必要性から平成 4 年（1992 年）4 月教育委員会生涯学習課において、女性対策事業を推進しました。また、同年 7 月生涯学習課に女性対策推進委員会を設置し女性の地位向上を目指し「男女学セミナー」を開催しました。

平成 8 年（1996 年）「いばらきハーモニープラン」が策定され、教育委員会生涯学習課に女性行政担当を置き、「男女共同参画型社会」の実現を図るため講演会や学習会を開催し、普及啓発をしました。

平成 11 年（1999 年）国の「男女共同参画基本法」の制定を受けて「女性対策推

進委員会」を「男女共同参画推進委員会」に名称を変更しました。

平成 12 年（2000 年）には企画公聴課に女性対策係が新設され、女性施策推進に取り組んできました。

平成 13 年（2001 年）「住民意識調査」の実施、また、平成 14 年（2002 年）「中学生・高校生各 3 年生」「職員等」に「意識調査」を実施し、男女共同参画プラン策定のための各種基礎資料とし分析を重ね、プラン策定を目指し活動を進めてきました。



第 1 章 基本構想

第 1 章 基本構想

1 . プラン策定の趣旨

平成 11 年 6 月、少子高齢化、経済活動の成熟化、国際化、情報化等が急速に進展する中、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。この基本法律では、女性も男性も互いにその人格を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会を実現することを、緊要課題としています。

近年、男女雇用機会均等法などの法整備により、女性の職場進出や社会的地位向上などもあり家庭・学校・職場・地域等あらゆる分野を通じて女性が果たす役割が大きくなっています。

しかし、その一方性別による固定的役割分担（男は仕事、女は家事・育児）の意識・社会制度や慣習などにより女性の社会的活動も制約されている現実もあります。

そこで、「さかい男女共同参画プラン」は男女が社会の対等な構成員として、互いに認め合いながら責任を分かち合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮し参画する社会の実現に向けてあらゆる施策の指針として策定するものです。

2 . プランの性格

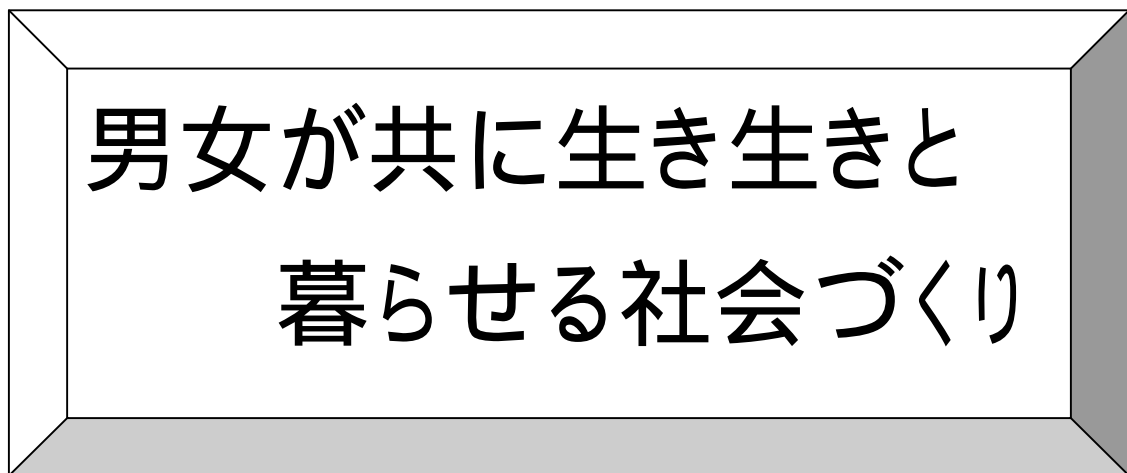
- (1) 男女共同参画社会の形成に向けて「第 4 次境町総合計画第 4 章第 3 節 男女が共に生き生きと暮らせる社会づくり」の中で位置付けし、総合的な施策の推進 をしていきます。
- (2) 平成 11 年 6 月に施行された「男女共同参画社会基本法」と平成 12 年 12 月に策定された「男女共同参画社会基本計画」、及び平成 13 年 4 月より施行された「茨城県男女共同参画推進条例」を踏まえ策定しています。
- (3) 「男女共同参画に関するアンケート」〔町民対象は平成 13 年度、中学生（境町立境第一中学校、境町立境第二中学校の 3 年生全員）・高校生（茨城県立境高等学校、茨城県立境西高等学校の 3 年生全員）・境町役場職員等については平成 14 年度に実施〕の結果や境町男女共同参画推進委員会等の意見を中心に、境町の地域性を踏まえて策定しています。

3 . プランの期間

このプランの期間は、「第4次境町総合計画」や「男女共同参画社会基本法」との整合性により平成15年度から平成22年度までの8年間とします。

4 . プランの基本理念

境町が目指す男女共同参画推進社会のすがたを受けて、以下を基本理念とします。



5 . プランの基本目標

基本理念を達成するために、基本目標を設定します。

- 1 男女平等意識を確立し、互いの人権を尊重します。
- 2 男女が共に各種政策や方針決定に参画できる社会を推進します。
- 3 男女が平等に健康で生き生きと働くことができる社会を創造します。
- 4 男女が地域で助け合いライフスタイルを支え合うまちづくりをします。
- 5 男女共同参画社会の実現のために推進体制を充実します。

第2章 境町の現状

第2章 境町の現状

【1】 家庭生活

(1) 性別役割分業意識

「男は仕事、女は家事育児」の性別役割分業意識については、住民アンケート全体の6.7%、中高生9.6%、職員等1.8%に過ぎない。しかし、「男は仕事、女は家事・育児に差し支えない程度に仕事」「男女共に仕事をし、家事・育児は主に女」という「男は仕事、女は仕事も家事も」の新性別役割分業意識まで含めると、住民アンケート全体の50.8%に達するが、中高生30.7%、職員等28.6%と低くなっている。住民アンケートの性別で見ると「男女共に仕事をし、家事・育児は主に女」と考える男性は12.0%もあり、女性の倍になっている。一方、女性は「男女共に仕事、家事・育児も平等に負担」の率が41.7%と男性よりも若干高くなっている。また、職員等63.2%中高生61.3%と「男女共に仕事、家事・育児も平等に負担」が半数以上になっている。(図1)

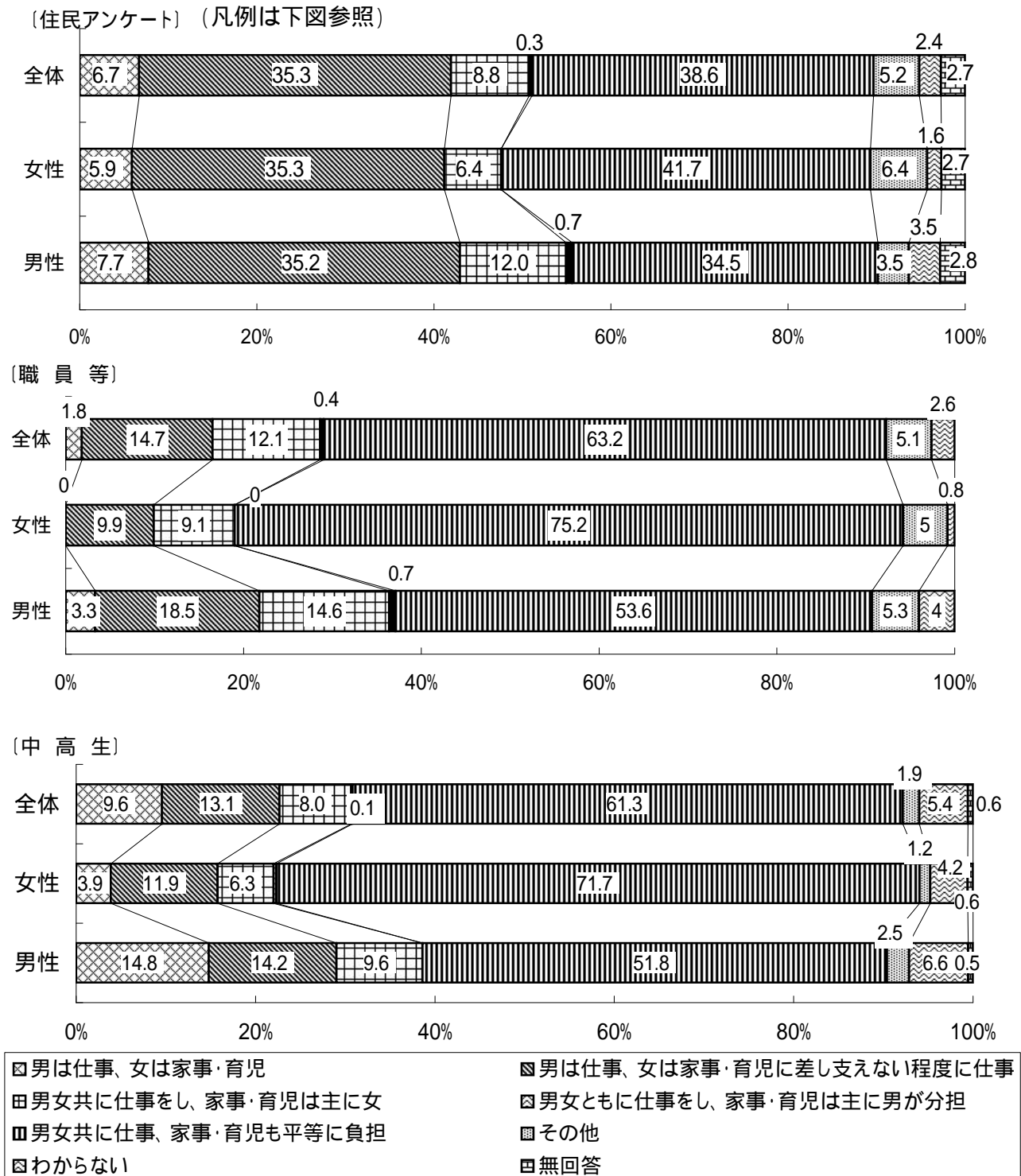


図1 性別役割分業意識×性別

(2) 性別役割分業の実態

生活時間

性別役割分業意識がどのくらい実際の生活に反映しているか。ここでは「仕事時間」「家事時間」「自分の時間」が平均どれ位かを、生活時間から性別役割分業の実態を探ってみた。全体では仕事時間は「7時間以上」が59%と全体の半数以上を占めている。「なし」は18%だった。家事時間は「なし」と「1~2時間未満」がそれぞれ最も多い22%である他は全体的に均等な比率である。自分の時間については「0~2時間未満」が71%と多数を占めていた。

(図2~4)

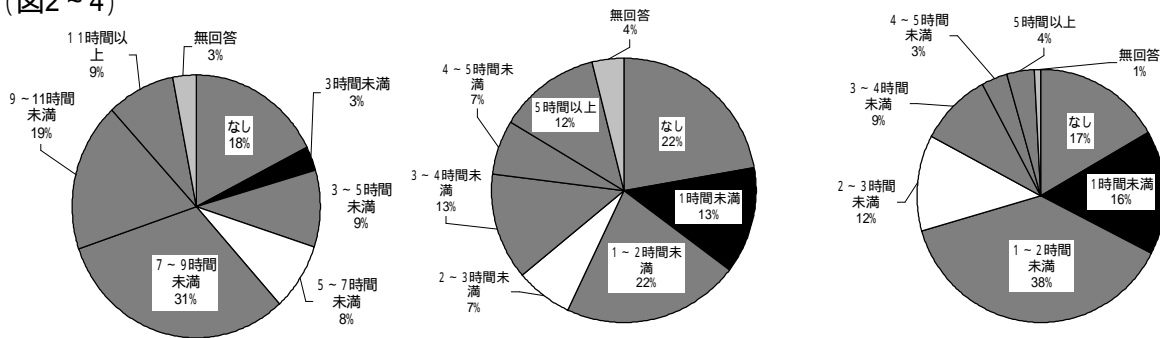


図2 仕事時間

図3 家事時間

図4 自分の時間

性別に見ると、仕事時間では女性の23%が「なし」となっており、男性の倍である。さらに、女性は「7時間未満」までが51.4%を占めており、主婦やパートタイマーの多さを推測させる。男性は女性とは対極に、76.1%が「7時間以上」働いており、そのうち「9時間以上」は40.9%にも達している。ここでわかることは、男性は“7時間以上働く”か“働かないか”の二極化状態であり、女性は多様な労働時間になっていることである。ここから女性は家庭と両立させるために、長時間拘束されないパートやアルバイトを選択する傾向が強いことが伺える。(図5)

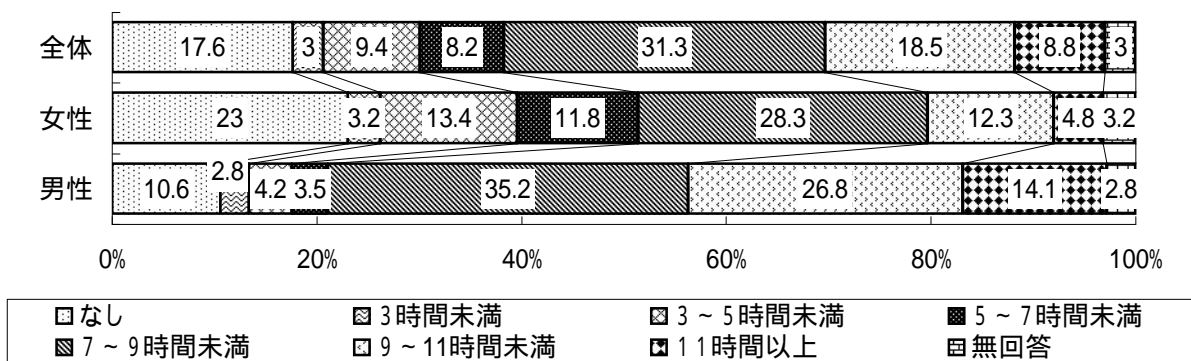


図5 仕事時間

家事時間については、さらに性別による違いが浮き彫りとなっている。女性の64.2%は「2時間以上」家事をしているが、男性の88.7%は「2時間未満」となっている。23%の女性が「3~4時間」、20.3%が「5時間以上」を家事時間にあてており、家事時間が「なし」は11.8%であった。対して男性は、35.9%が家事時間「なし」となっており、「2時間以上」家事をするのは女性の10分の1に満たない16.3%だった。(図6)

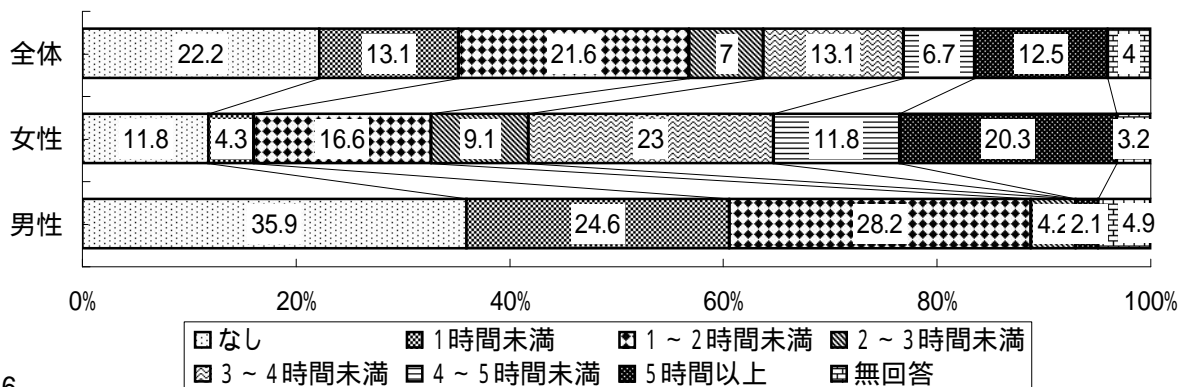


図6 家事時間×性別

自分の時間は、女性・男性共に「1～2時間未満」が最も多くなっている。女性は32.6%、男性は約半数の45.1%である。さらに、自分の時間が「なし」「1時間未満」を合わせると男性は27.5%、女性は、36.4%となり男性より女性に自分の時間が少ない人が多いことがわかる。(図7)

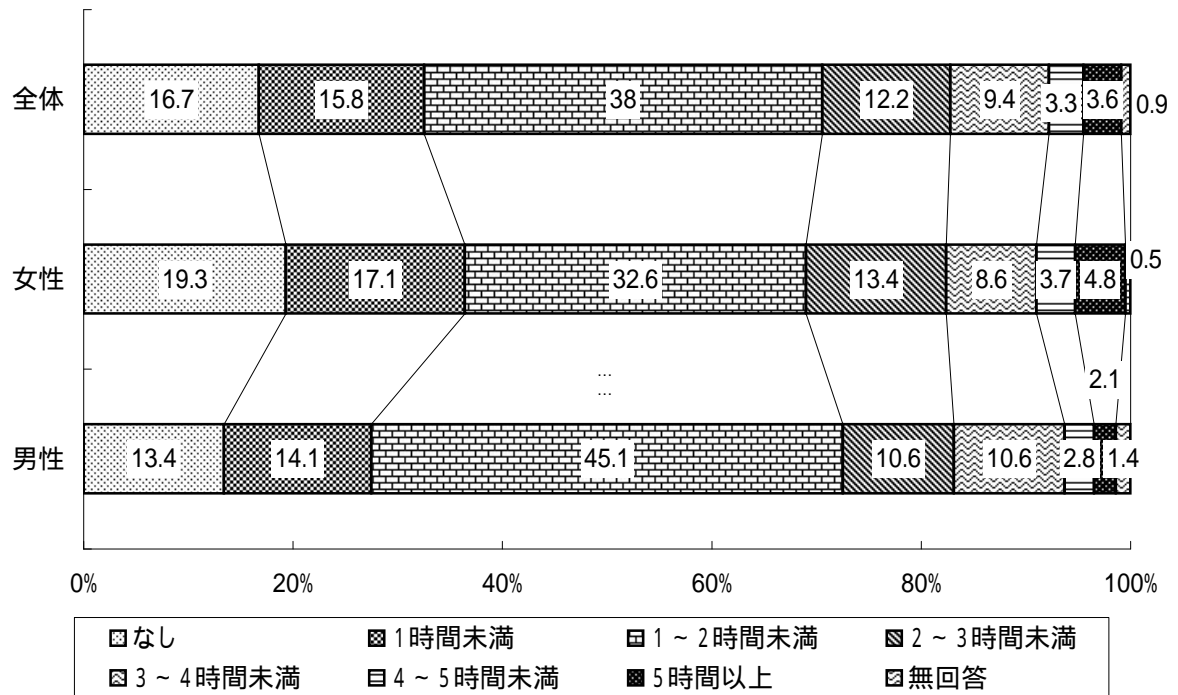


図7 自分の時間×性別

さらに、就業形態ごとの生活時間について特徴的なのは、正社員・常雇の57.3%が「9時間以上」働いていることである。さらに正社員・常雇の17.5%が「11時間以上」もの長時間労働をしている。パートは、仕事時間にばらつきがあるものの正社員並みの労働時間である「7～9時間以上」が27.5%となっている。さらに、家族従業員は6割が7～9時間労働、主婦についても3割はなんらかの形で仕事している層がいることも明らかになった。

(図8)

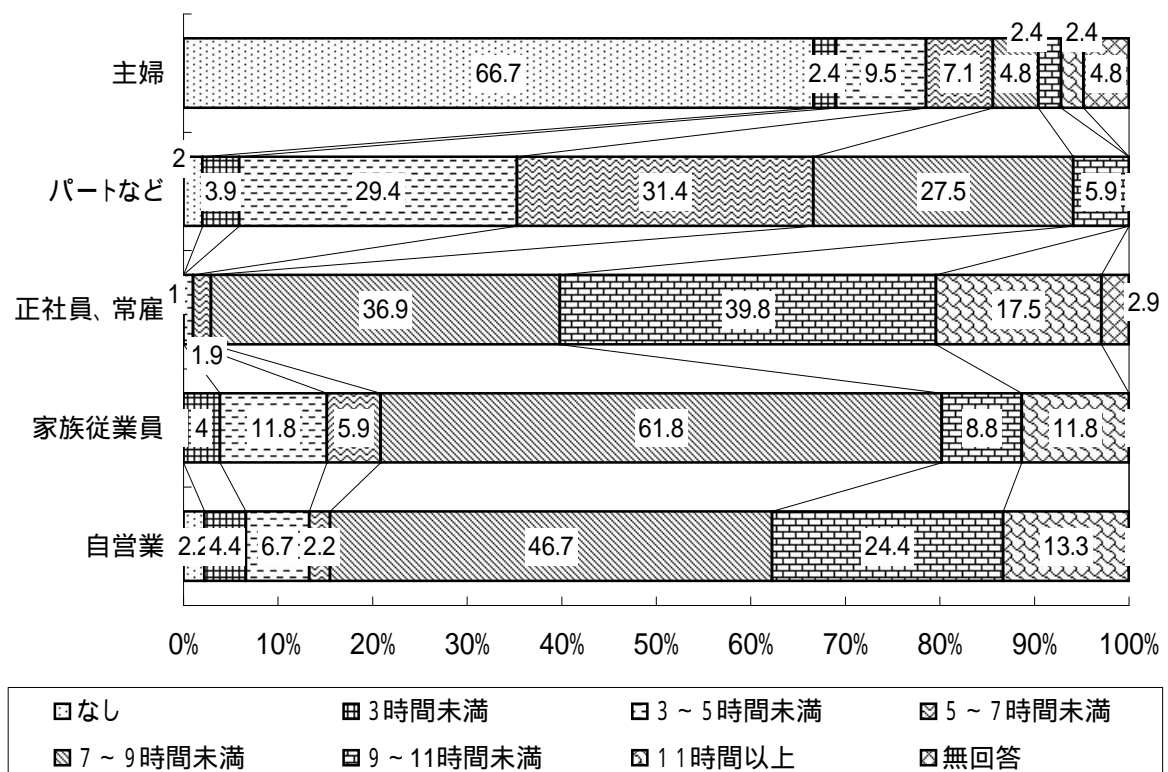


図8 仕事時間×就業形態

家事に時間を最も費やしているのが主婦であり、「5時間以上」が35.7%を占めている。逆に、最も家事時間が少ないのが自営業者で、「なし」が37.8%、「1時間未満」が15.6%と合わせて53.4%にのびている。自営業者ほどではないものの、正社員・常雇も「なし」と「1時間未満」を合わせると44.7%に達している。パートと家族従業員については、他と比べて家事時間が多様に分化しており、仕事と家事を両立させるために、個々が柔軟に対応している結果ではないかと推測される。(図9)

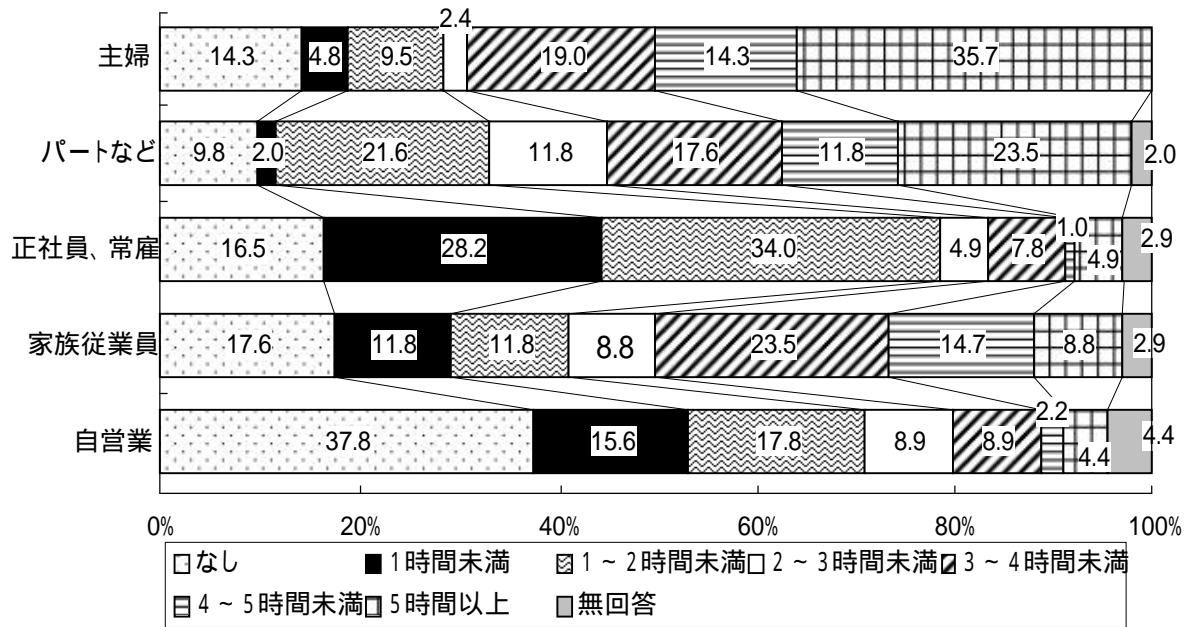


図9 家事時間×就業形態

自分の時間が最も多いのは主婦で、「2時間以上」が47.6%を占めている。反対に自分の時間が少ないのは自営業者と家族従業員で、「なし」がそれぞれ26.5%、28.9%となっている。続いてパートも自分の時間がない人が21.6%である。正社員・常雇は49.5%と約半数が「1~2時間」は自分の時間を確保している。(図10)

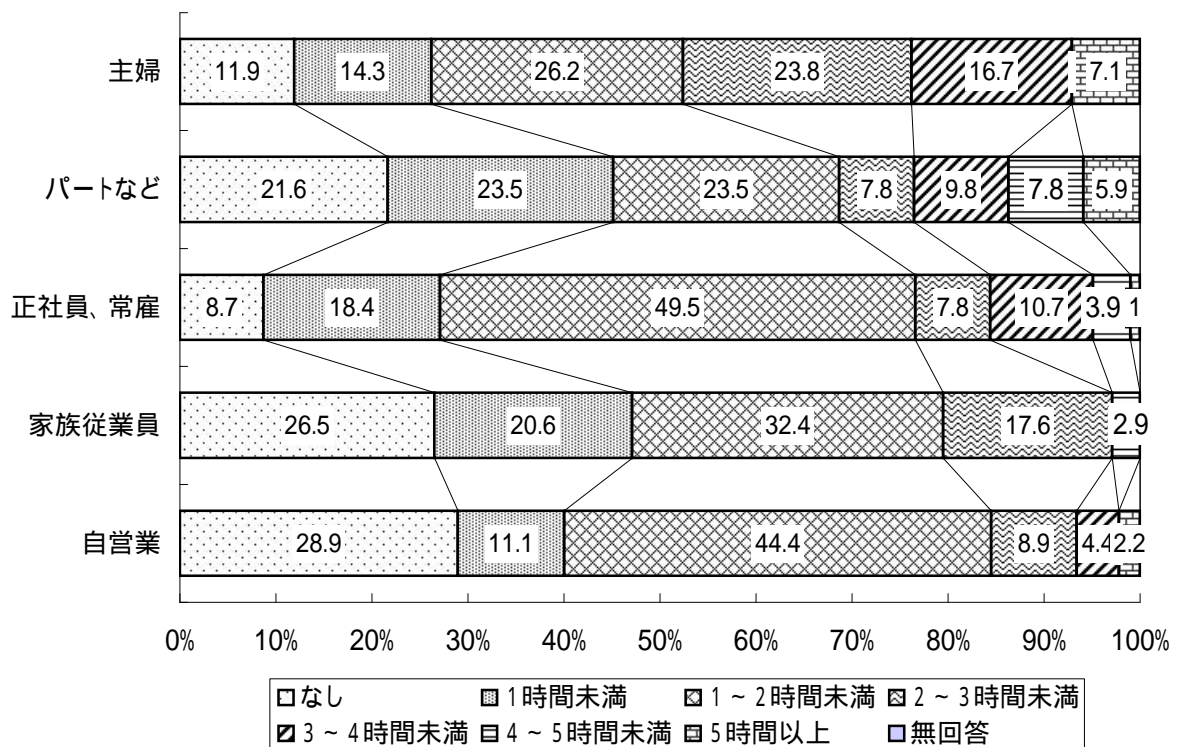


図10 自分の時間×就業形態

役割の配分

家庭内での役割分担は具体的にどうだろう。「妻」の役割として多くあがっているのが子どもの世話が46.4%、介護は39.3%となっている。「夫」の役割として多いのは家族の長であり、80.9%を占めている。「夫婦」の役割としてはしつけが50.2%、相談相手が48.3%である。家計の支持者については特定の傾向は見られなかった。つまり、しつけや相談相手といった精神的な部分は「夫婦」で、家族の長としては「夫」、子育てや介護は「妻」という役割分担の傾向が境町では強いことがわかる。(図11)

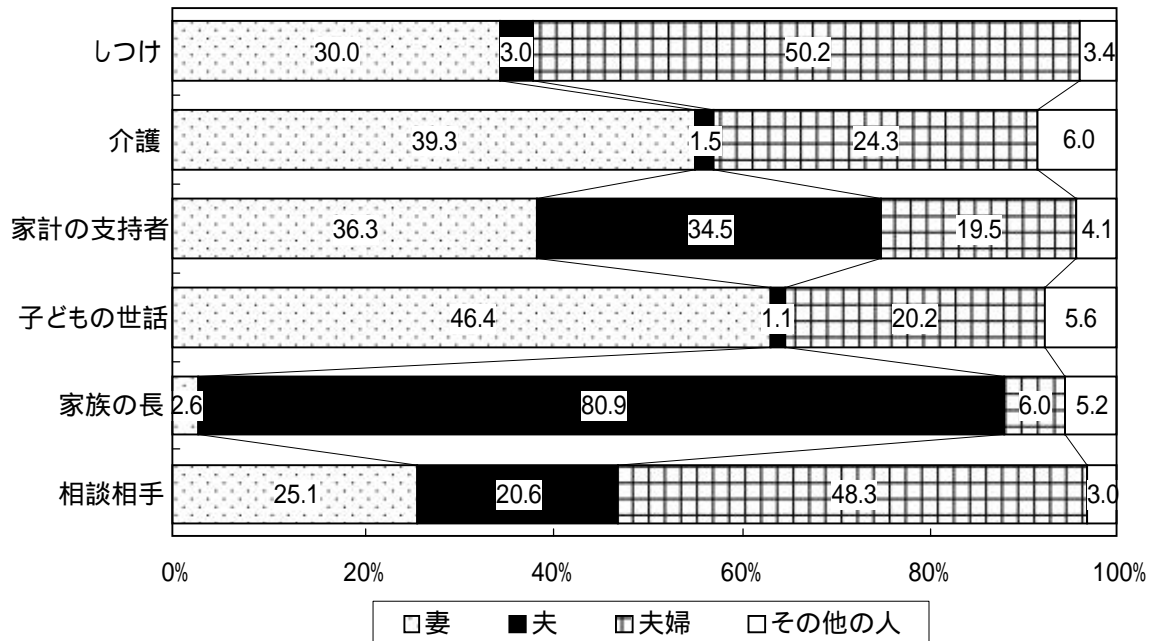


図11 家庭での役割分担の実態

小さな子どもの世話の分担を年齢別で見ると、50～70代は小さな子どもがいる可能性が低いので「無回答」が多くを占めているので、40代以下について注目してみた。特徴的なのは、20代の14.3%が「夫」であることだろう。20代の10人に1人は、「夫」が主に子育てをしているのである。また、30代は「夫婦」が26.1%となっており、他世代とくらべて夫婦共同で子育てをしていることがわかる。(図12)

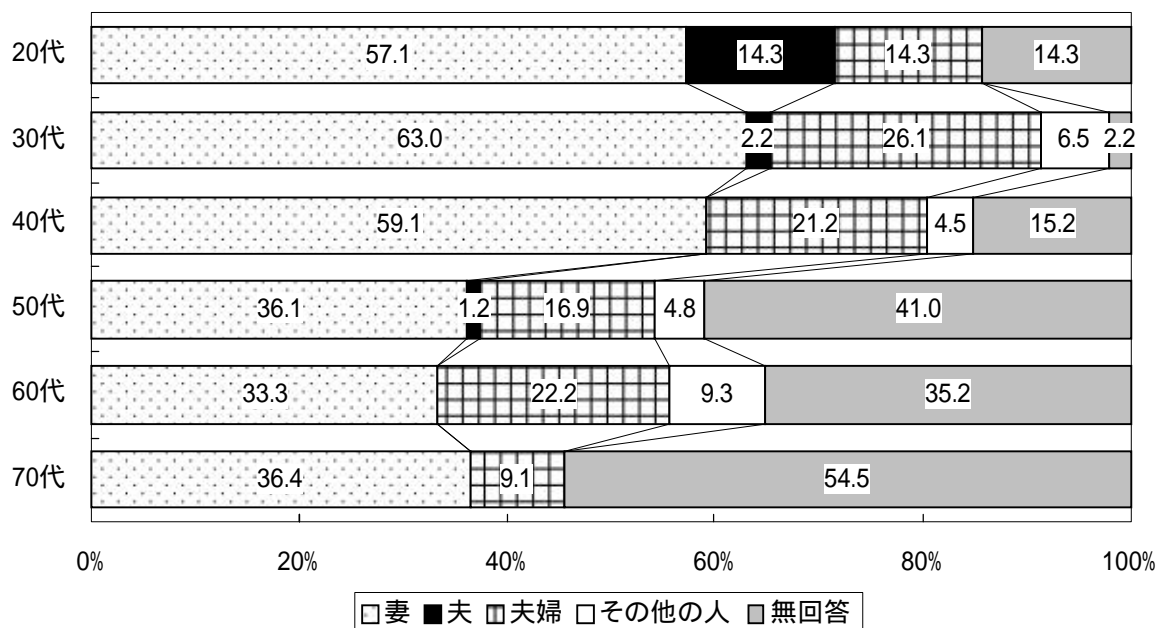


図12 小さな子どもの世話×年齢

(3) 家族規範意識

家族に関する意識について「家庭の重要なことは父親が決定すべきだ」「結婚しても相手に満足できないときは、離婚すればよい」「夫婦は同じ姓を名乗った方がよい」「子どもが3歳くらいまでは母親は育児に専念すべきだ」「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく、しつけた方がよい」の5項目を調べた。(図13)

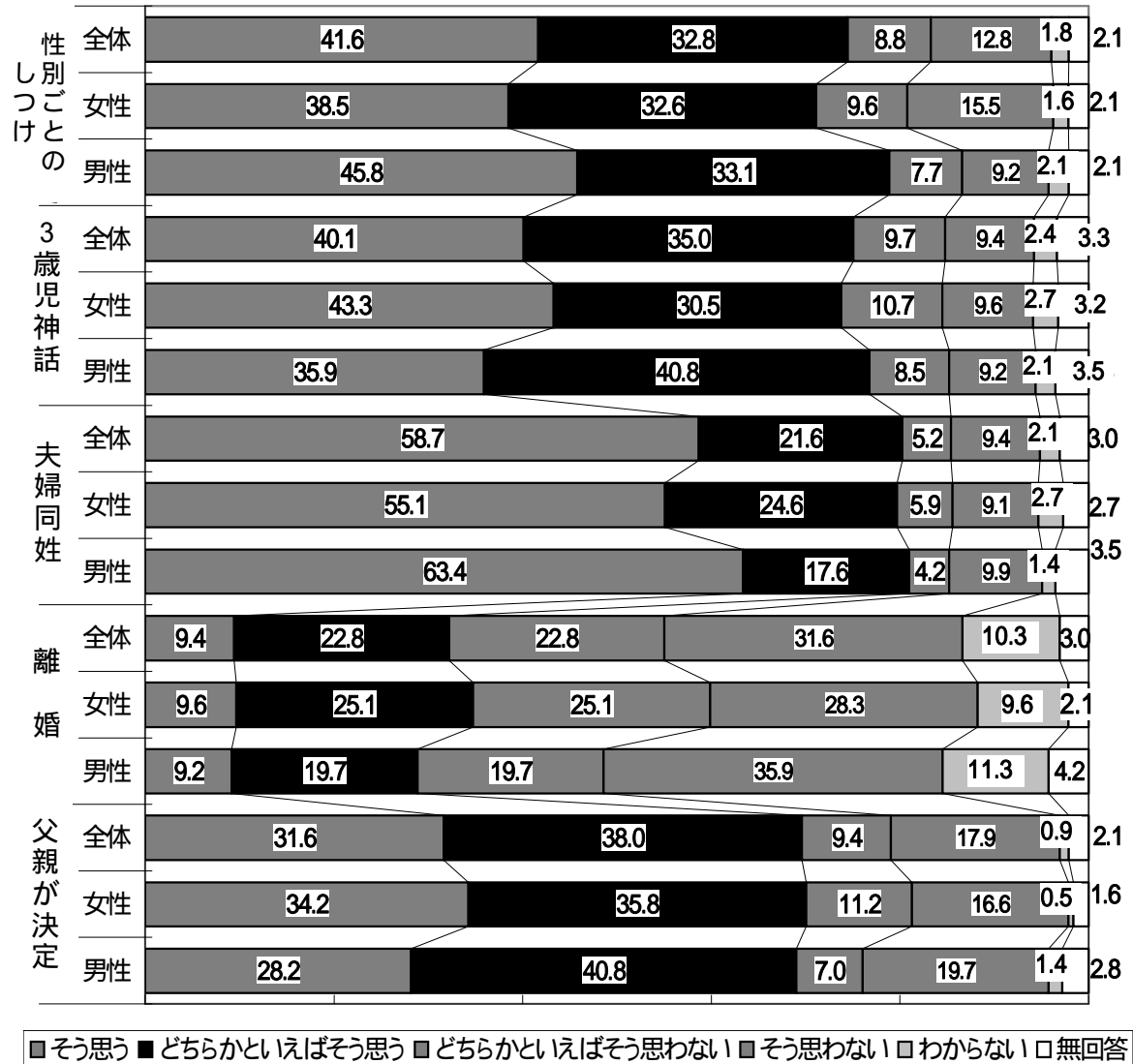


図13 家族規範意識×性別

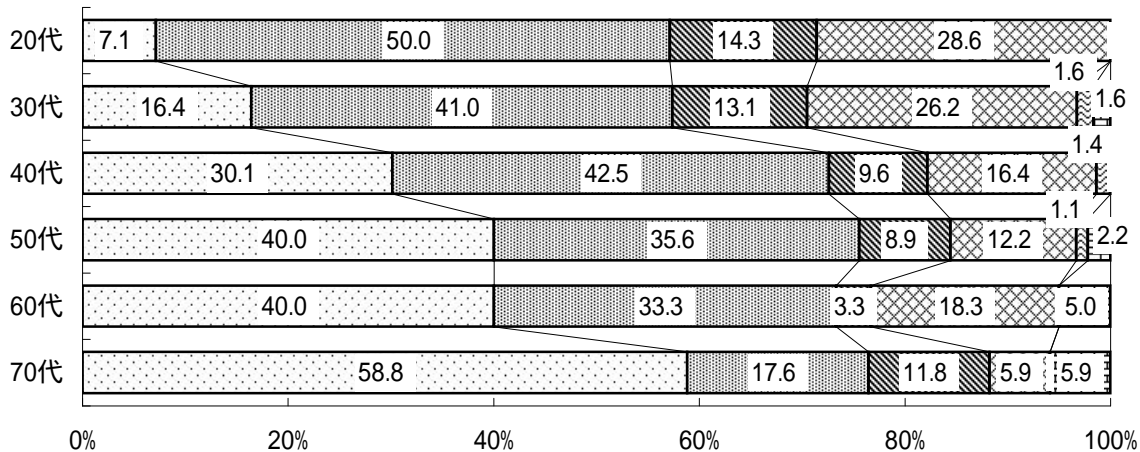
家父長制

「家庭の重要なことは父親が決定すべきだ」というのは、いわゆる「男性が家長である」という家父長制的な家制度への肯定度を測るためのものである。

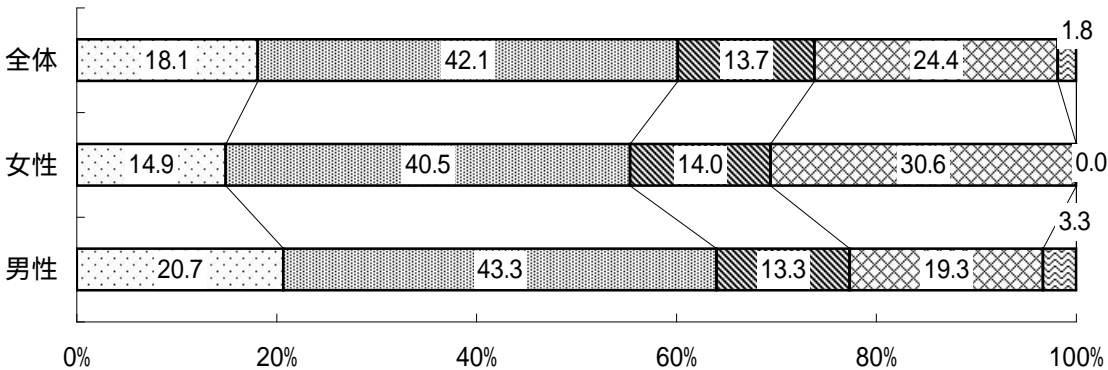
住民アンケートの年代別では、「そう思う」との積極的肯定派が20代は7.1%、40代が30.1%、70代58.8%のように、年代と比例しているという明確な傾向が表れている。また「そう思わない」との否定派が20代28.6%、40代16.4%、70代5.9%と、年代と反比例していることから、家父長制に対する肯定度は年齢が高いほど強く、低いほど弱いことが明らかになった。職員等では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が男女ともに50%以上になっている。(図14)

(住民アンケート)

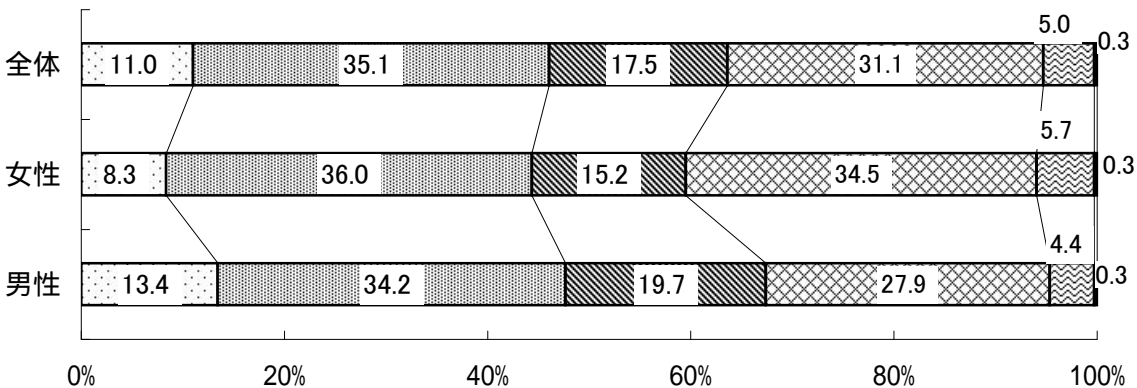
(凡例は下図参照)



(職員等)



(中高生)



- | | |
|------------------|----------------|
| □ そう思う | ■ どちらかといえばそう思う |
| ▨ どちらかといえばそう思わない | ▩ そう思わない |
| ▧ わからない | □ 無回答 |

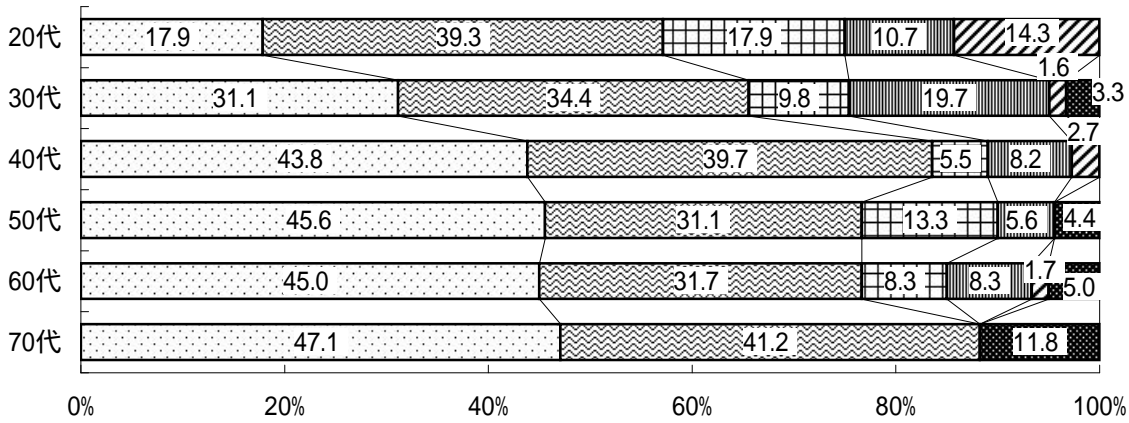
図14 決定権は父親

子ども

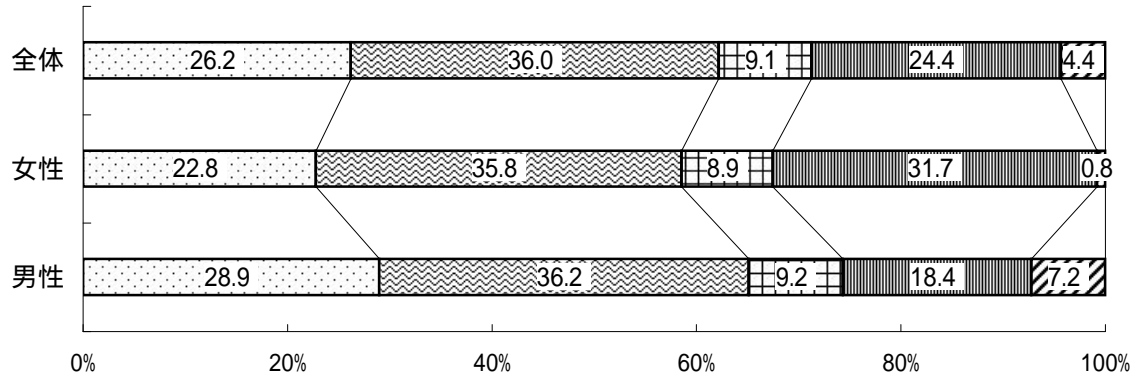
「子どもが3歳くらいまでは母親は育児に専念すべきだ」はいわゆる三歳児神話です。住民アンケートの年代別にみると30代以下と40代以上で明らかな意識の差が見られる。

「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が20代で28.6%、30代で29.5%と3割近くに達しているが、40代は13.7%、70代では0%となっている。職員等は女性40.6%が「そう思わない」「どちらかというと思わない」とし、男性は27.6%となっている中高生は、「そう思わない」「どちらかというと思わない」が全体で24.0%となっている。(図15)

〔住民アンケート〕 (凡例は下図参照)



〔職員等〕



〔中高生〕

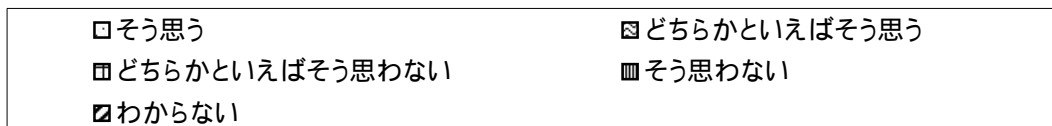
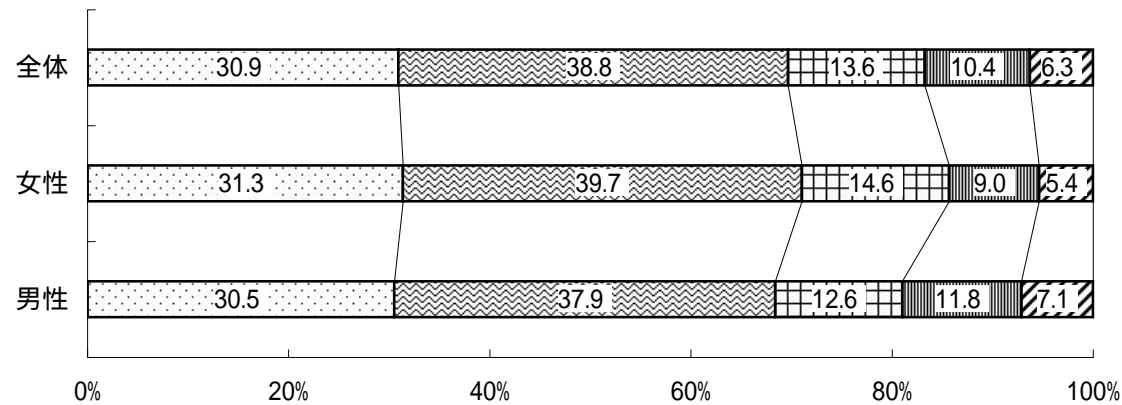


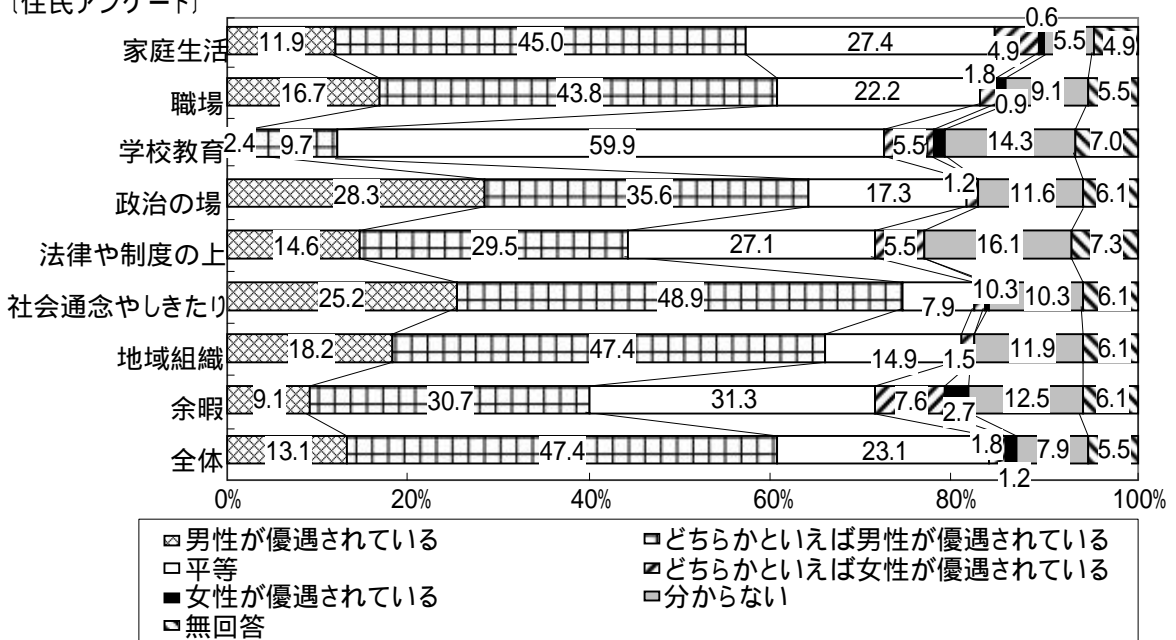
図15 三歳児神話

【2】 男女平等感

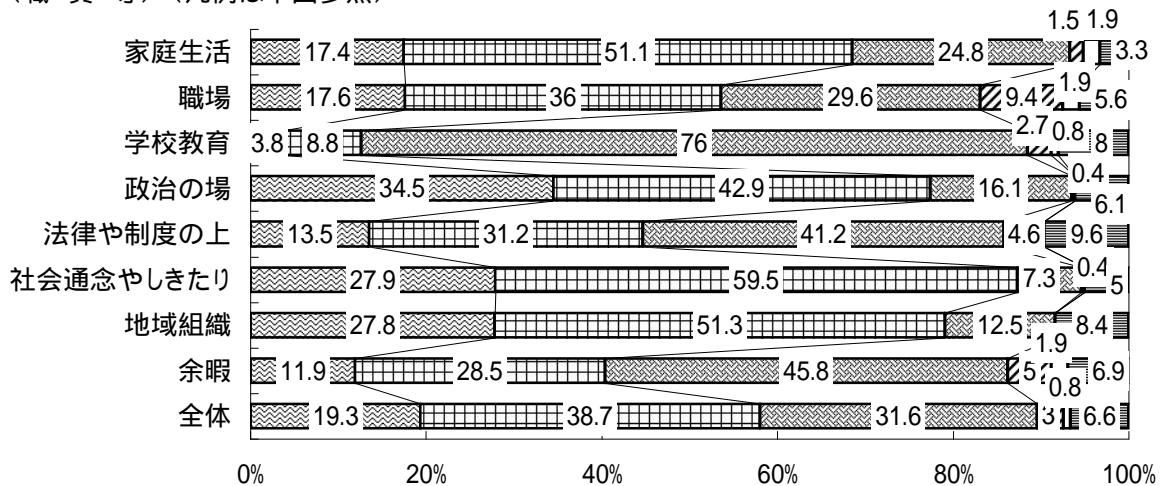
(1) 生活場面別の認識

様々な生活場面において男女の平等感を調べた。「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」「どちらかといえば女性が優遇されている」「女性が優遇されている」「平等」「分からない」「無回答」をあわせた結果を見ると、学校教育などを除くほぼすべての生活場面で50%を超えている。最も男性優遇度が高かったのが「社会通念やしきたり」で、次いで「地域組織」、「政治の場」となっている。「平等である」との比率が高かったのが「学校教育」で「職員等」「中高生」では6割以上となっている。(図16)

(住民アンケート)



(職員等) (凡例は下図参照)



(中高生)

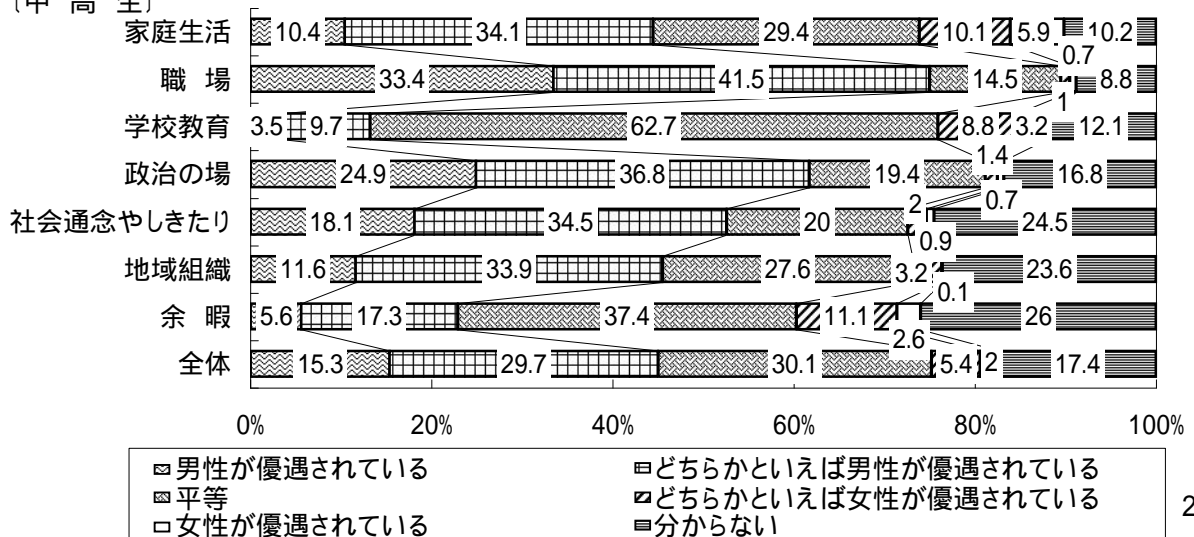
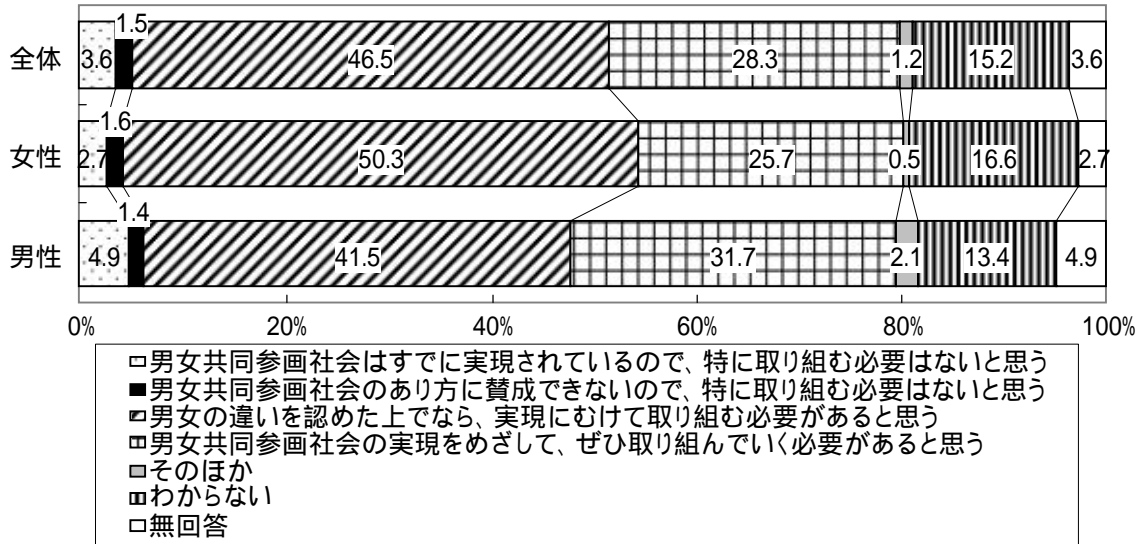


図16 生活場面別の男女平等度

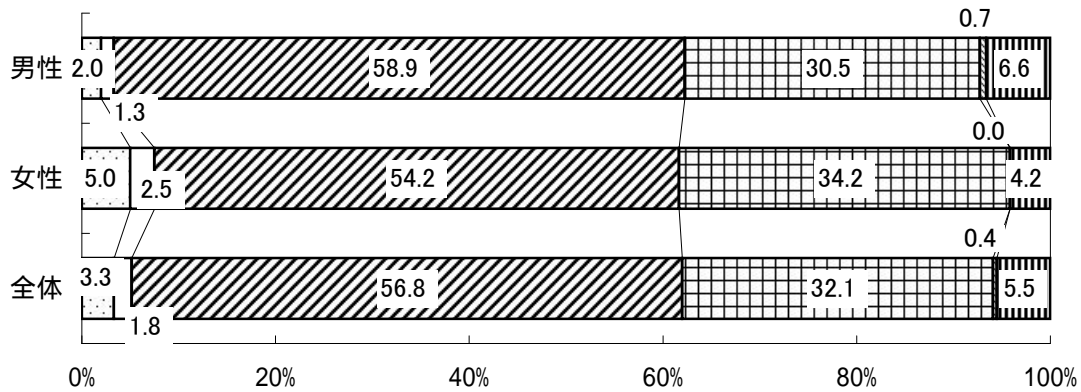
(2) 男女共同参画社会への賛否

「男女の違いを認めたらうでなら」との条件つきを含めると、全体の7割以上が男女共同参画社会の取り組みに賛成している。これについて、男女の有意差は認められない。(図17)

(住民アンケート)



(職員等) (凡例は下図参照)



(中高生)

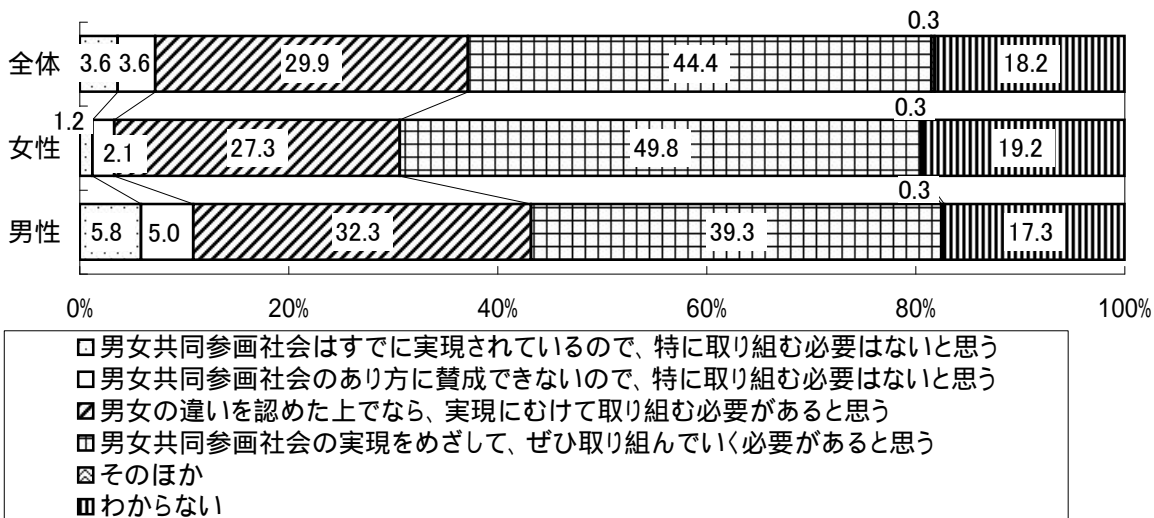


図17 男女共同参画社会への賛否

年齢別では、「男女共同参画社会はすでに実現されている」「男女共同参画社会のあり方に賛成できない」との意見が多いのは70代で、それぞれ11.8%合わせて23.6%に達する他の年代と比較しても70代は男女共同参画社会に最も反対な層である。

しかし、一方「男女共同参画社会の実現をめざして、ぜひ取り組んでいく必要があると思う」比率が60代以上で高くなっており、60代の35%が最も多かった。また、「男女の違いを認めた上でなら」が、20～40代は約半数にのぼっており、「男女共同参画社会」のとらえかた、考え方が世代間で異なっている。(図18)

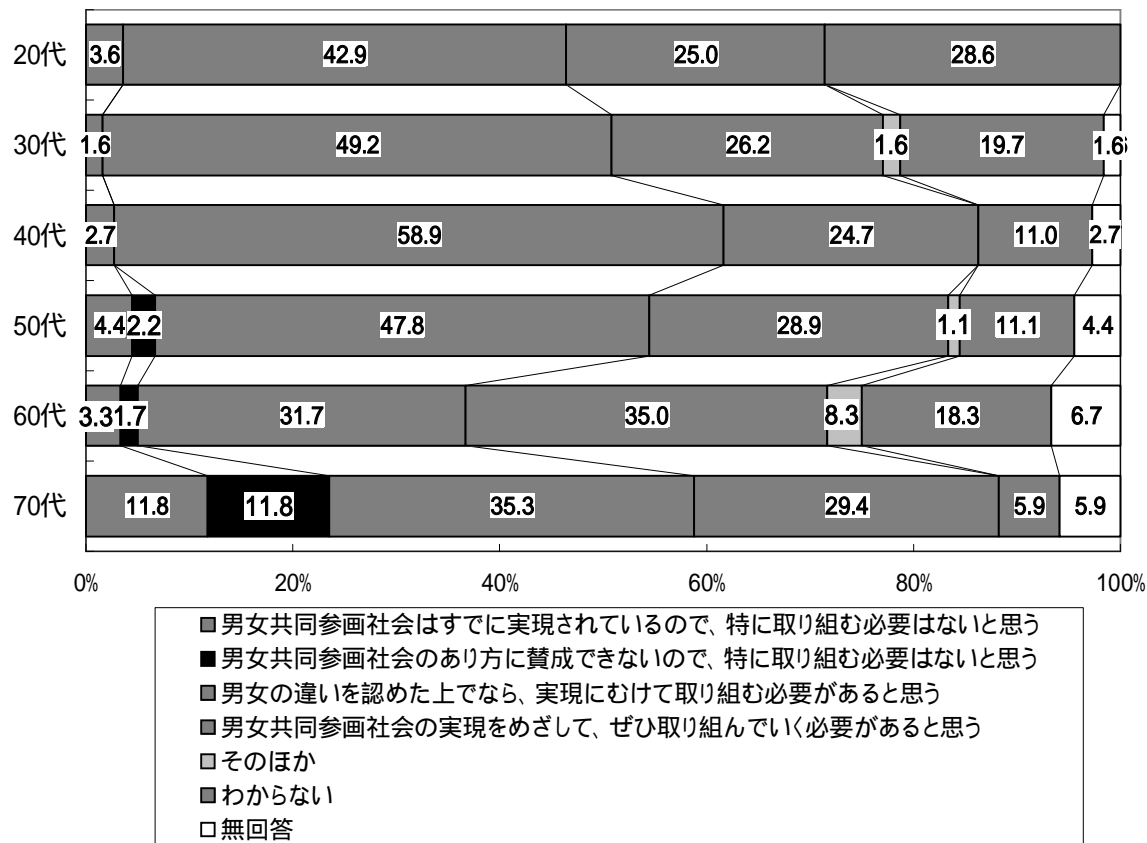
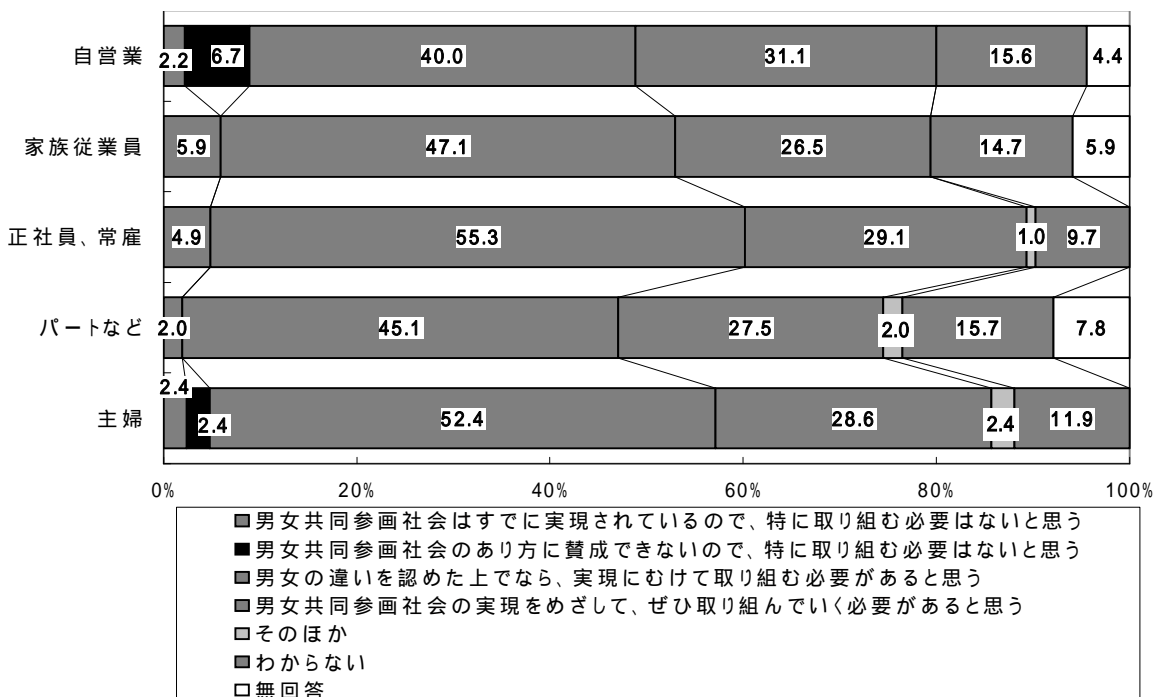


図18 男女共同参画社会への賛否×年齢

就業形態別では、自営業者に若干、反対意見が多いがそれ以外に有意差は見られない。(図19)



【3】 人権と性

(1) 性についての意識

性についての意識を「男性は恋愛や性体験が多い方がよい」「女性は性体験が少なく恥じらいがある方がいい」「性行為でお金を稼ぐ事(売春)は悪い事だ」「お金を払って性行為をすること(買春)は悪い事だ」の4項目について調べた。

「男性は恋愛や性体験が多い方がよい」という考えについて「そう思う」「どちらかといえばそう思う」との回答は11.2%だった。性別に見ると、男性のほうに肯定する割合が16.9%と多くなっている。「女性は性体験が少なく、恥じらいがある方がいい」については、男性は66.9%が肯定しているのに対し、女性は49.2%と少なくなっている。つまり、男性が女性に対して恥じらいや性的節度を強く求めているのである。そのことは「どちらかといえばそう思わない」の比率が男性9.2%、女性18.7%ということからも読み取れる。

また、「性行為でお金を稼ぐ事(売春)は悪い事だ」「お金を払って性行為をすること(買春)は悪い事だ」の結果を性別で見ると、特徴的な結果が出た。売春について「そう思う」の比率を比較してみると、女性74.3%男性69%、買春については女性74.9%、男性は58.5%となっている。(図20)

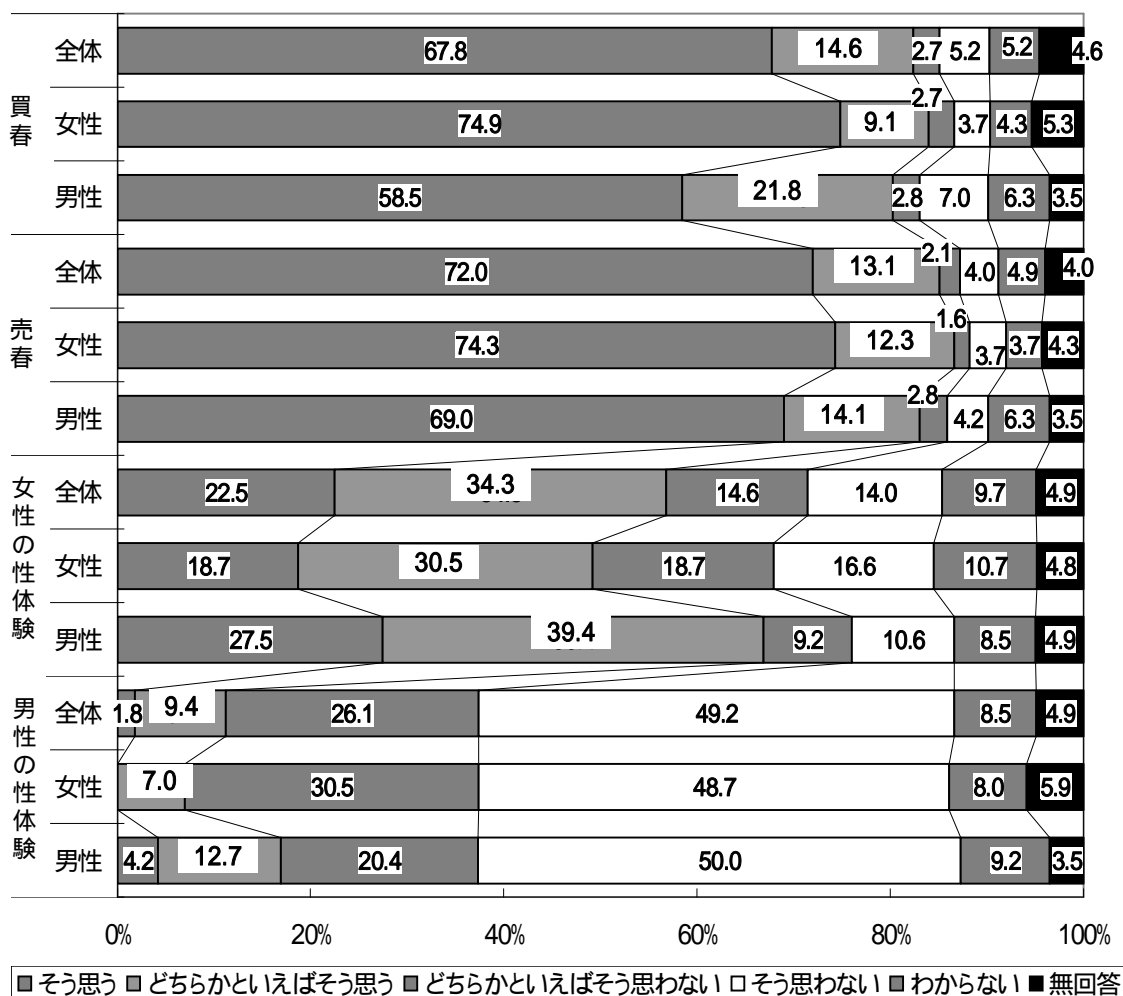


図20 性についての意識×性別

(2) ドメスティック・バイオレンス

被害の実態

ドメスティック・バイオレンスを「身体的暴力」「性的暴力」「精神的暴力」の3分類について調べた。

全体の傾向として、「身体的暴力」が4.1%、「性的暴力」が7.3%、「精神的暴力」が13.6%と順に高くなっている。細かく見ると、「身体的暴力」の中では「医師の治療を必要としない程度の軽い暴力」が一番多い6.4%、「性的暴力」の中では「望まない性行為を強要された」が7.9%、「精神的暴力」の中では「大声で怒鳴ったり罵ったりする」が28%、「何を言っても無視する」23.4%と多くなっている。境町では身体的暴力や性的暴力より精神的暴力が多いという結果になっている(図21)

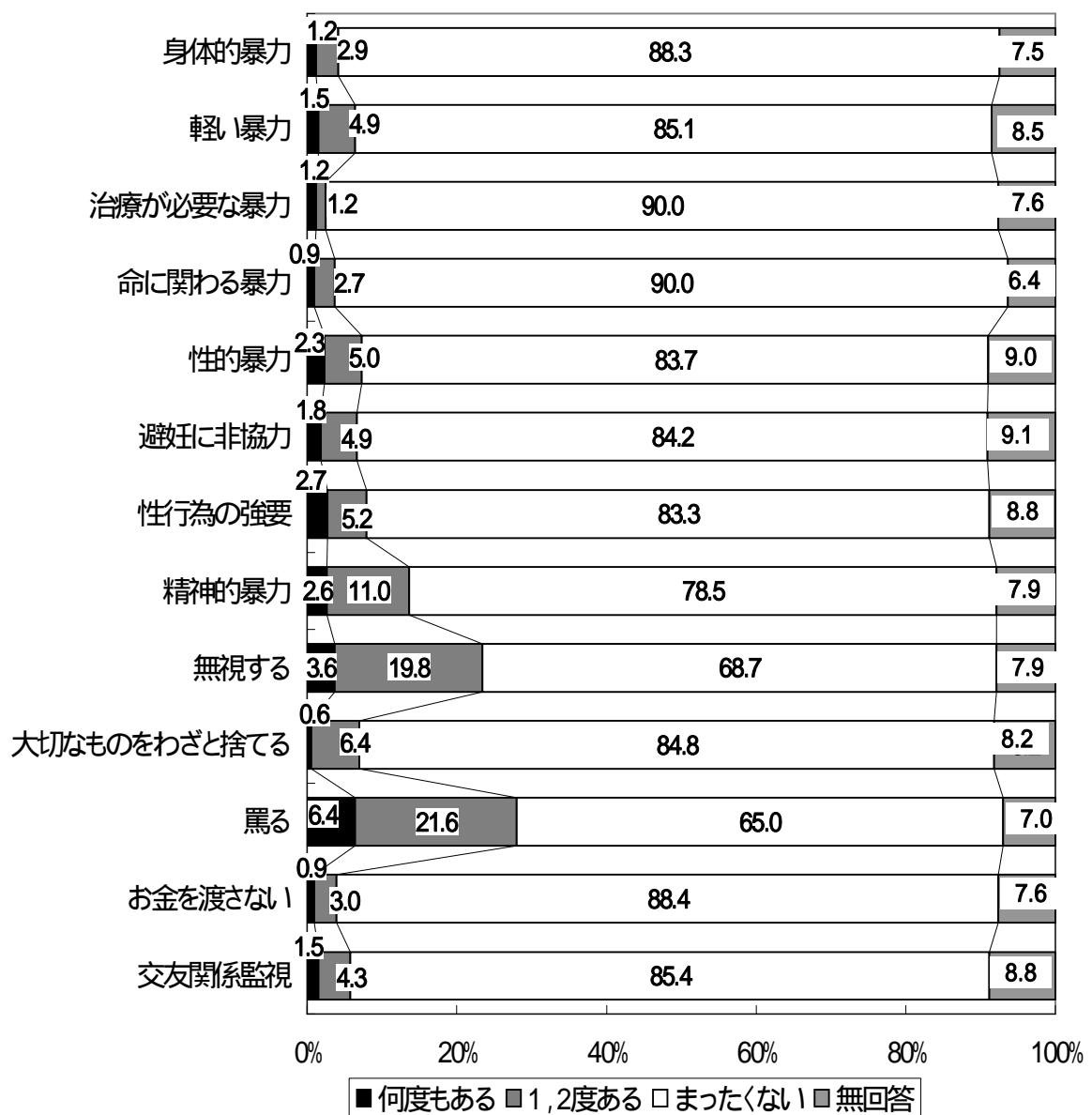


図21 DV被害の実態

加害の実態

ドメスティック・バイオレンスの加害経験について、こういった立場や条件の人がドメスティック・バイオレンスを起こしやすいかということであるが、性別で見ると「身体的暴力」「性的暴力」は男性に圧倒的に加害者経験が多く、「精神的暴力」については女性も10%弱に加害経験がある。(図22)

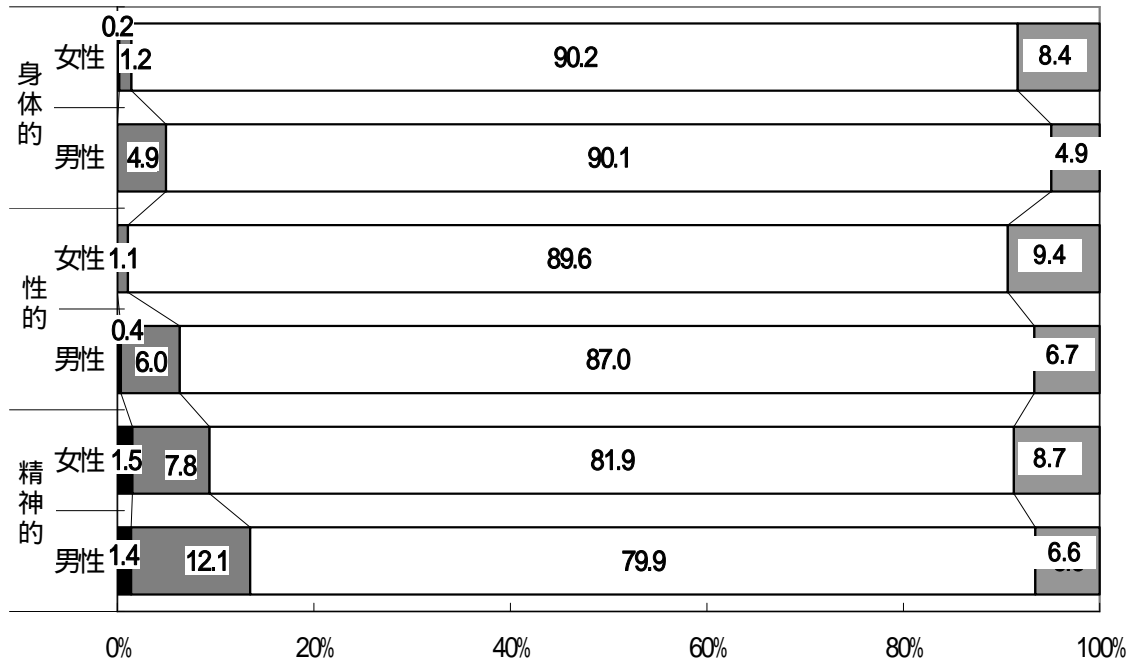


図22 DV加害の実態×性別 (凡例は下図参照)

「精神的暴力」は年代に関係なく一定の割合で加害経験があるため、年齢とはあまり関連はない。(図23)

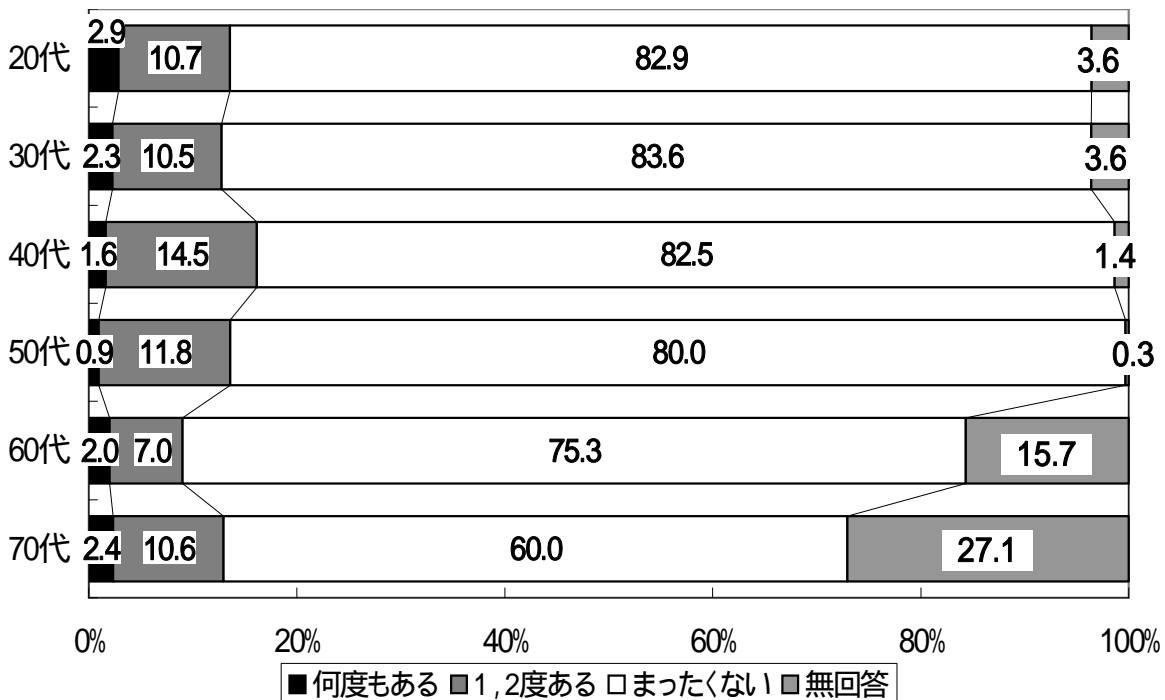


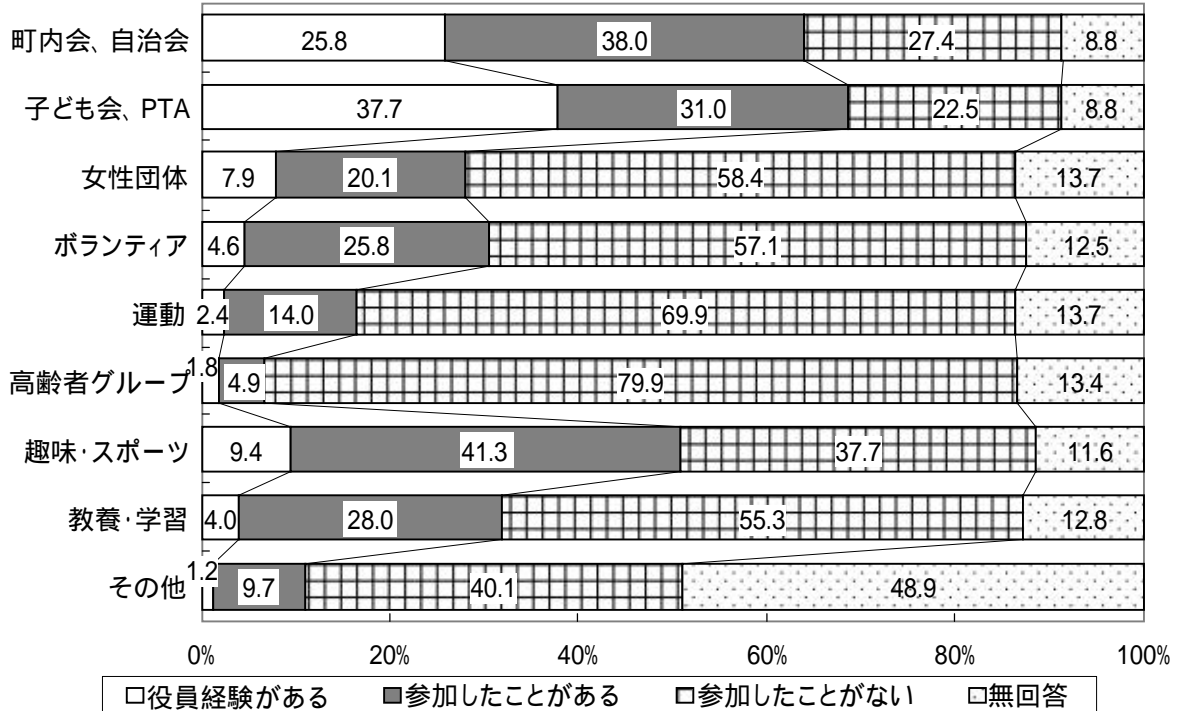
図23 DV加害の実態×性別

【 4 】 地域社会

(1) 地域活動への参加実態

住民アンケートでは「役員経験がある」「参加したことがある」をあわせると6割以上が「町内会、自治会」「子ども会、PTA」に参加している。また「趣味・スポーツ」も半数近くが参加経験があった。職員等では、7割以上が「子ども会、PTA」の役員経験がある。(図24)

(住民アンケート)



(職員等)

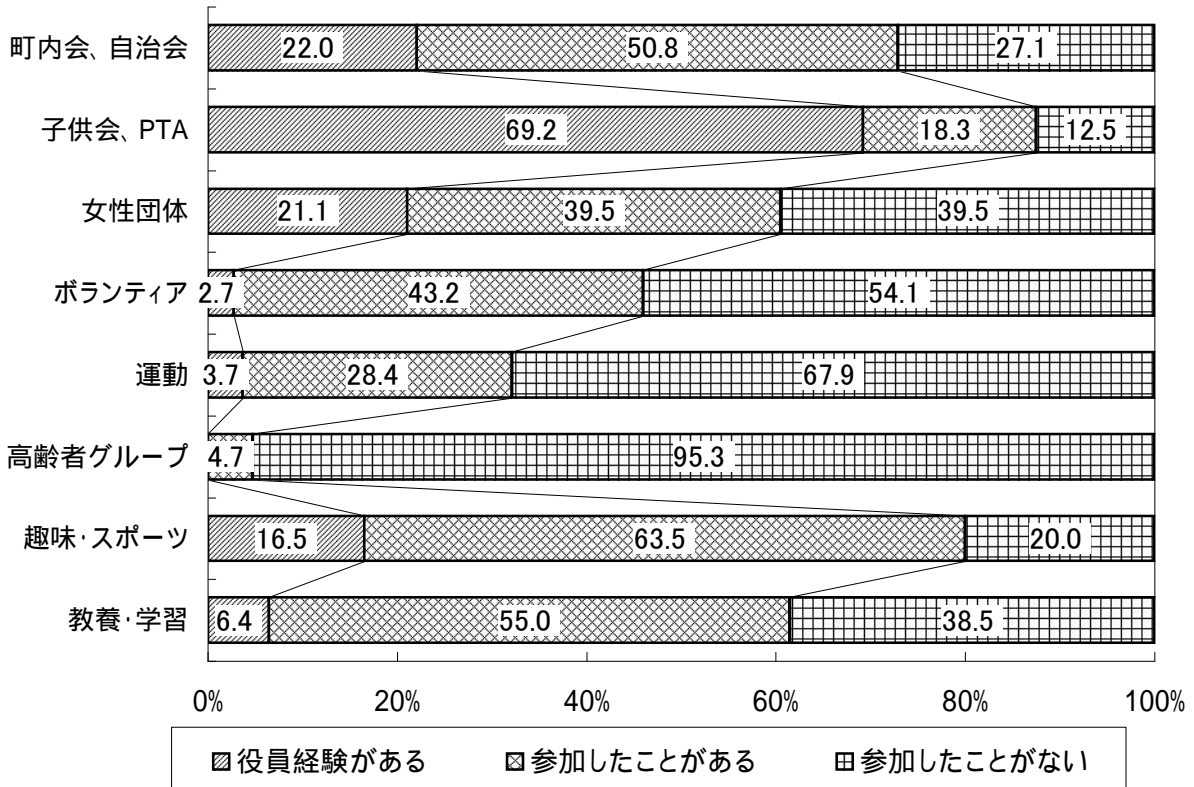
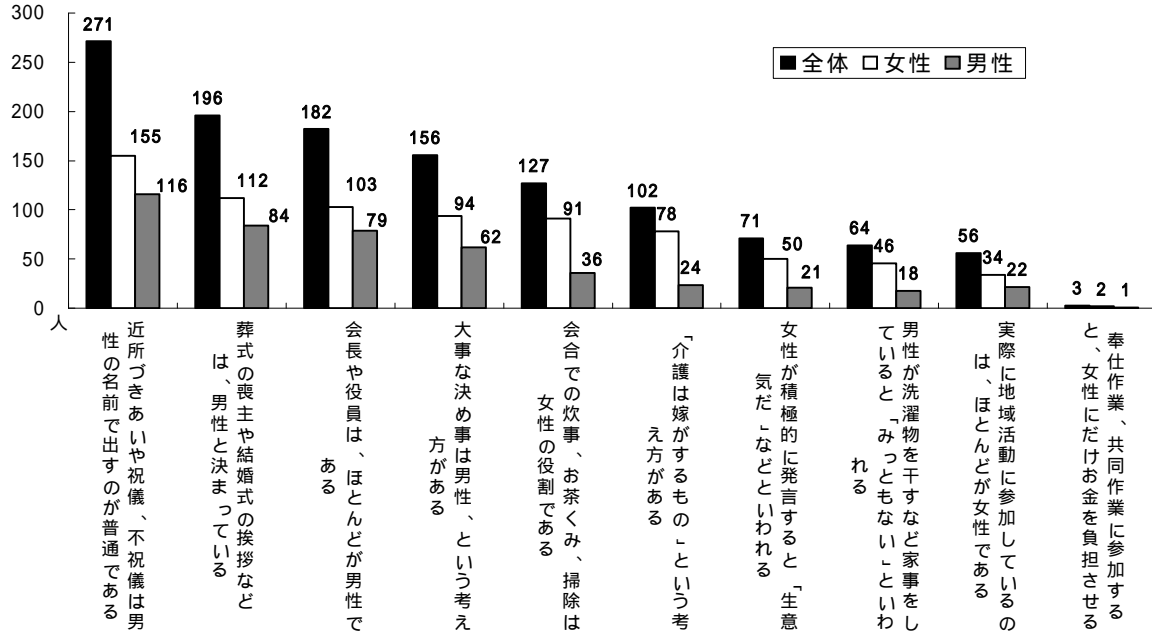


図24 地域活動への参加経験

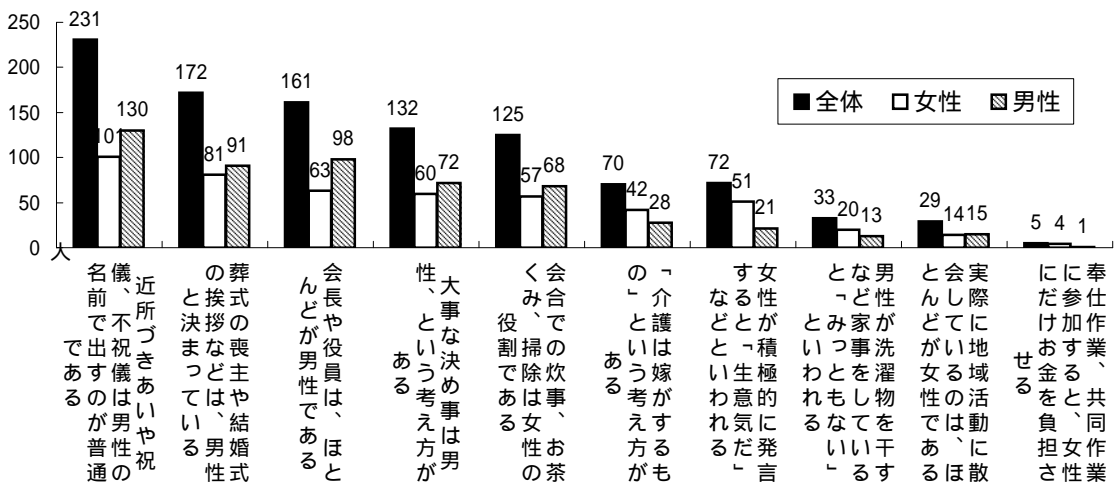
(2) 慣習やしきたり

住民アンケート、職員等について、地域での性差別的な慣習やしきたりの有無では、「近所づきあいや祝儀、不祝儀は男性の名前で出すのが普通」が最も多く、次いで「葬式の喪主や結婚式の挨拶などは、男性と決まっている」となった。これら上位2項目は、地域の冠婚葬祭に関わる一種の文化であり、家制度の象徴でもある。中高生では、「会合での炊事、お茶くみ、掃除は女性の役割である」が2番目に多かった。(図25)

(住民アンケート)



(職員等)



(中高生)

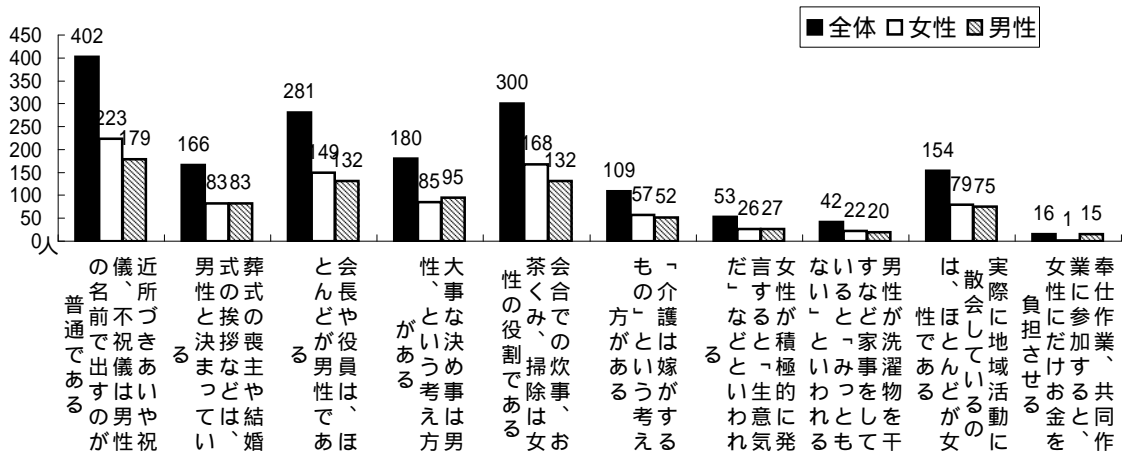


図25 地域での差別的慣習(複数回答、実数)

【 5 】 日常生活の悩み

(1) 悩みの有無

「日常生活で悩みはあるか」ということに対して調べた。全体の75.1%が「ある」と回答しており、性別を問わず10%強が「かなり大きな不安、悩みがある」となっている。

(図26)

[住民アンケート] (凡例は下図参照)

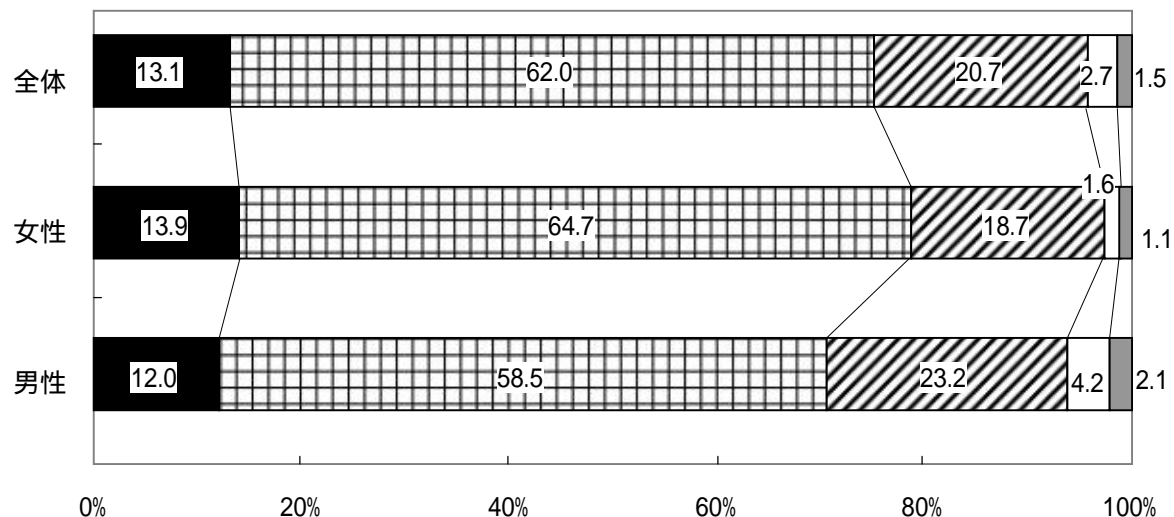
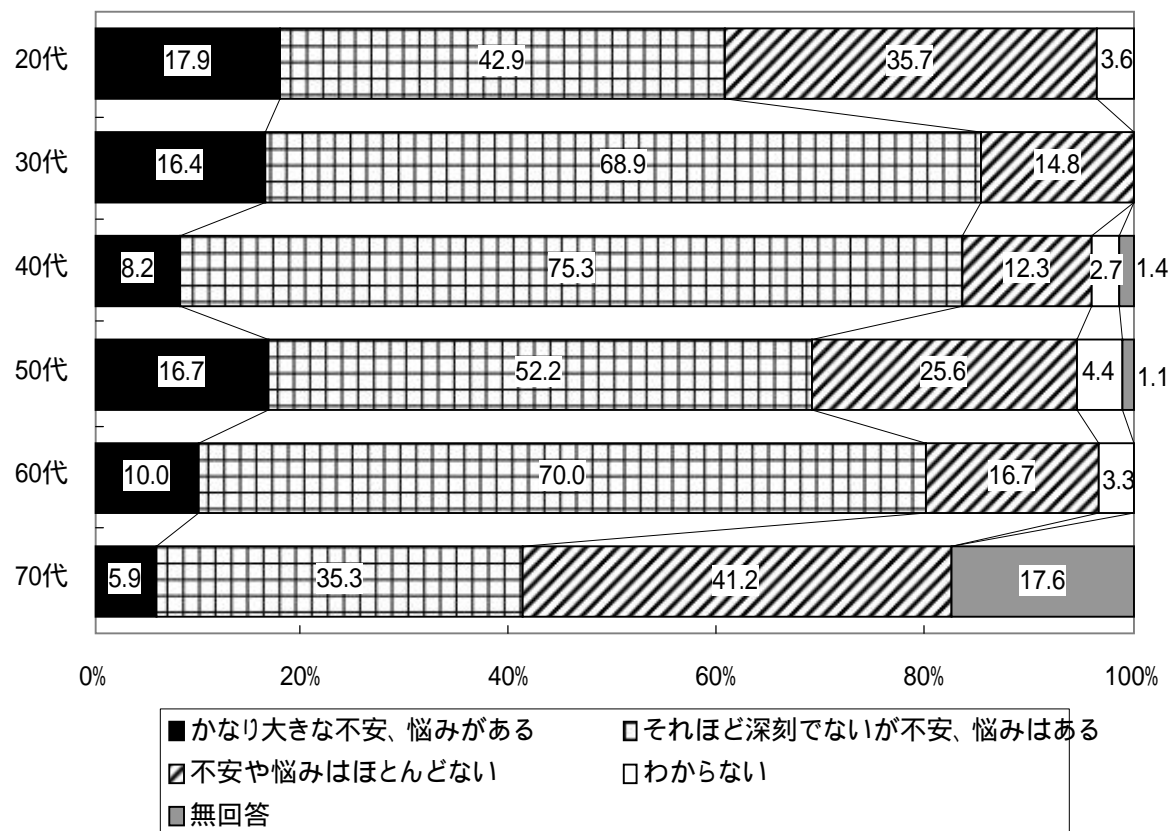


図26 悩みの有無×性別

年齢別では、20代の17.9%と50代の16.7%が「かなり大きな不安、悩みがある」と答えている。一方「悩みはない」の回答が一番少なかったのは、40代の12.3%である。悩みの最も少ない年代は70代で41.2%となっている。(図27)



(2) その原因

全体では「子どものこと」92人、「今後への漠然とした不安」80人、「自分の健康の問題」70人の順となっている。

性別で見ると特徴的なのは「子どものこと」で悩みのある人は女性58人、男性34人と男女間で格差が大きいことである。さらに、「家庭の経済状態」についても悩みが多いのは女性のほうである。全体として女性の回答が多いのだが、唯一男性の回答が多い項目が「自分の仕事のこと」（男性29人、女性26人）であった。（図28）

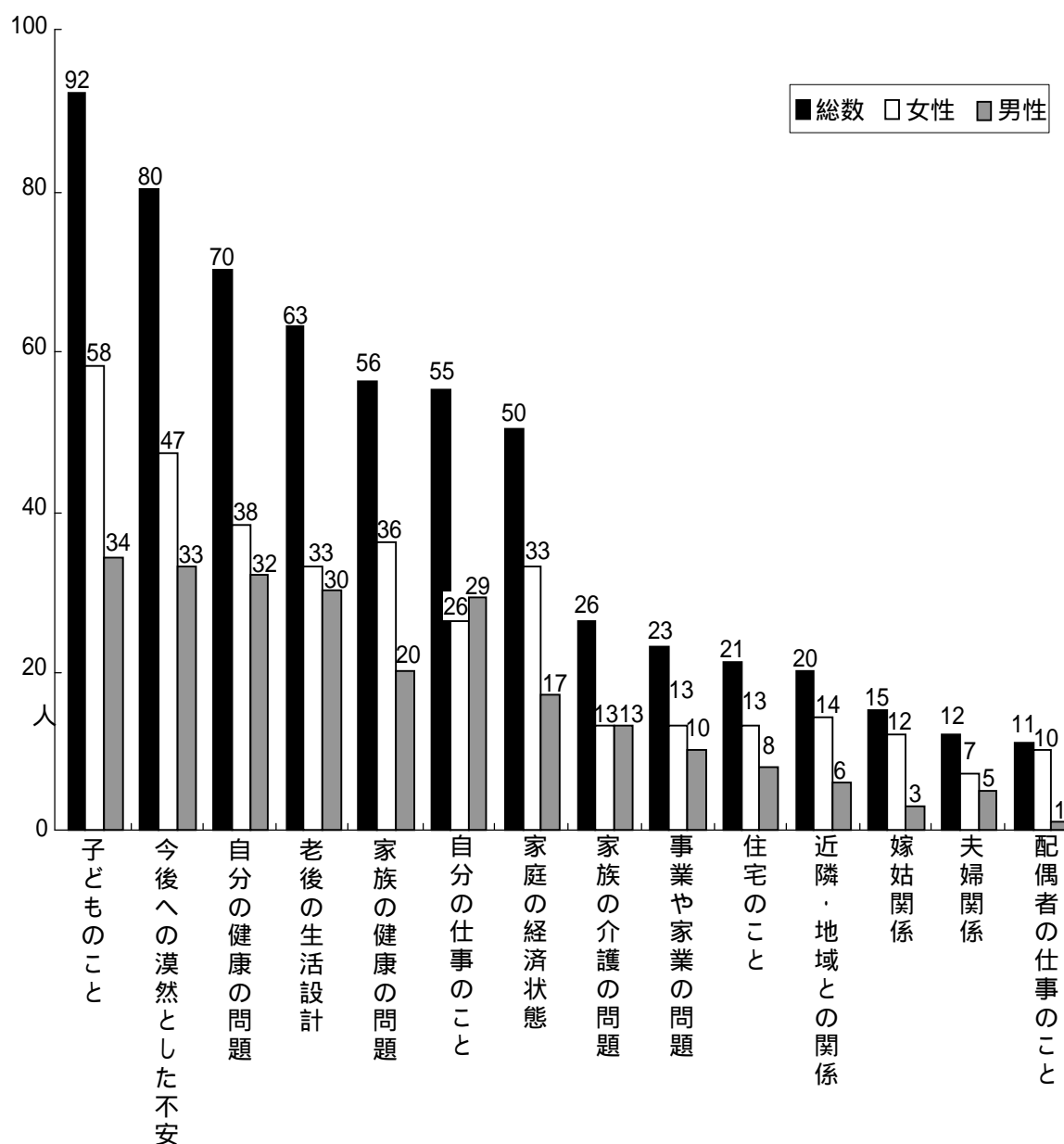


図28 悩みの内容×性別（複数回答、実数）

次に、年代別に悩みの内容の傾向を調べた。
 20代は回答が全体的に少ないが、「自分の仕事のこと」が他と比較して多い。
 30代は「家族の経済状態」と「自分の仕事のこと」が多くなっている。
 40代は「子どものこと」が圧倒的に多かった。
 50代は「今後への漠然とした不安」「事業や家業の問題」についての不安が多い。
 60代は「自分の健康の問題」と「老後の生活設計」についての悩みが多かった。
 70代はほとんど回答がなかった。
 悩みの内容が最も多岐にわたっているのは60代であった。（図29）

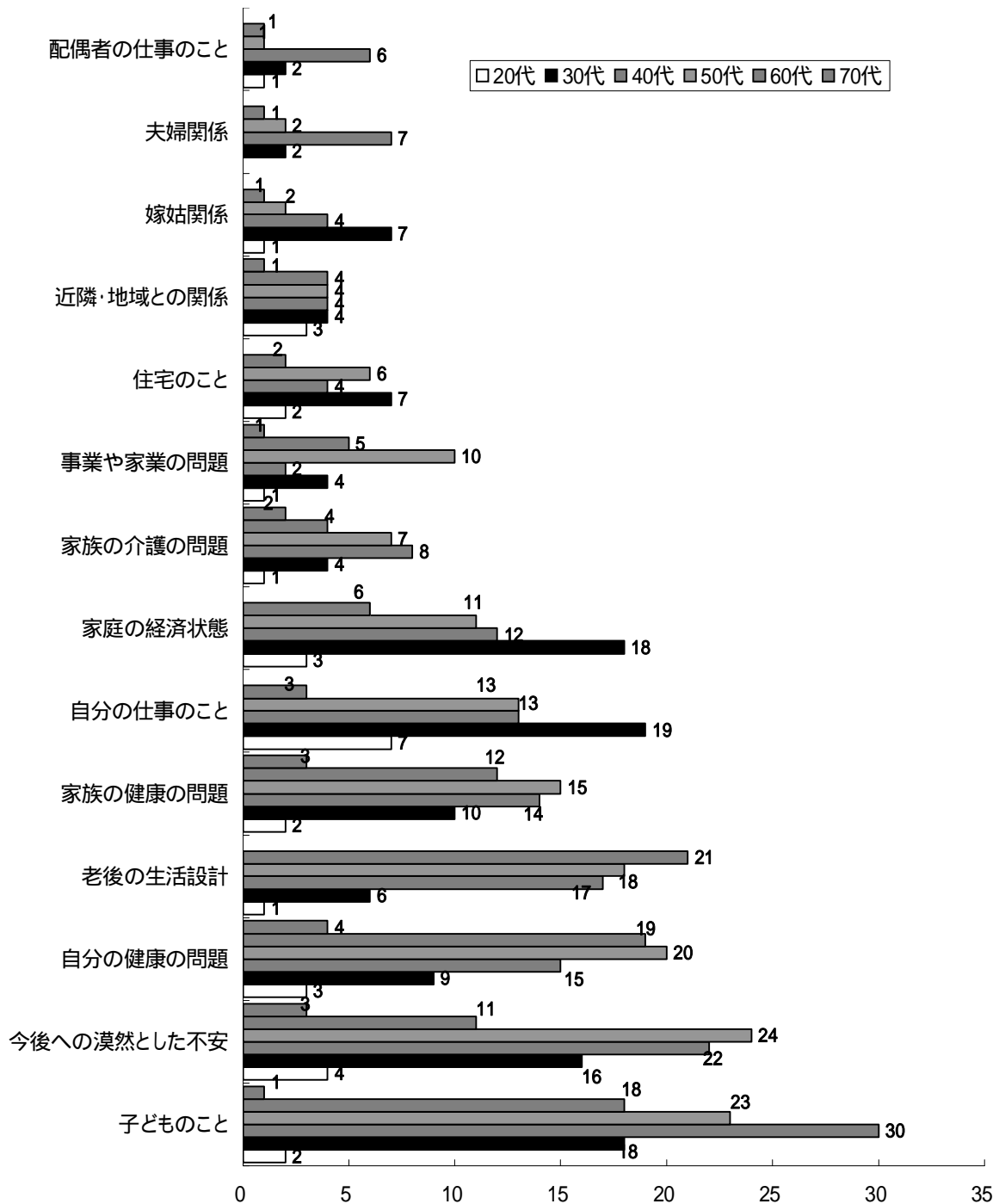


図29 悩みの内容×年齢（複数回答、実数）

【6】 労働

(1) 職場における差別の実態

「調査時現在、働いている人」を対象に職場で男女差別があるかを調べた。全体で差別「ある」との回答が多かったのが「賃金・昇格」33.9%、「女性だけの雑用を課す」29.7%、「育児休暇や介護休暇が取り難い雰囲気」28.9%であった。最も「ある」が少なかったのが「セクハラ」の5.4%であった。全体の傾向として、「わからない」「無回答」が多いことが挙げられる。(図30)

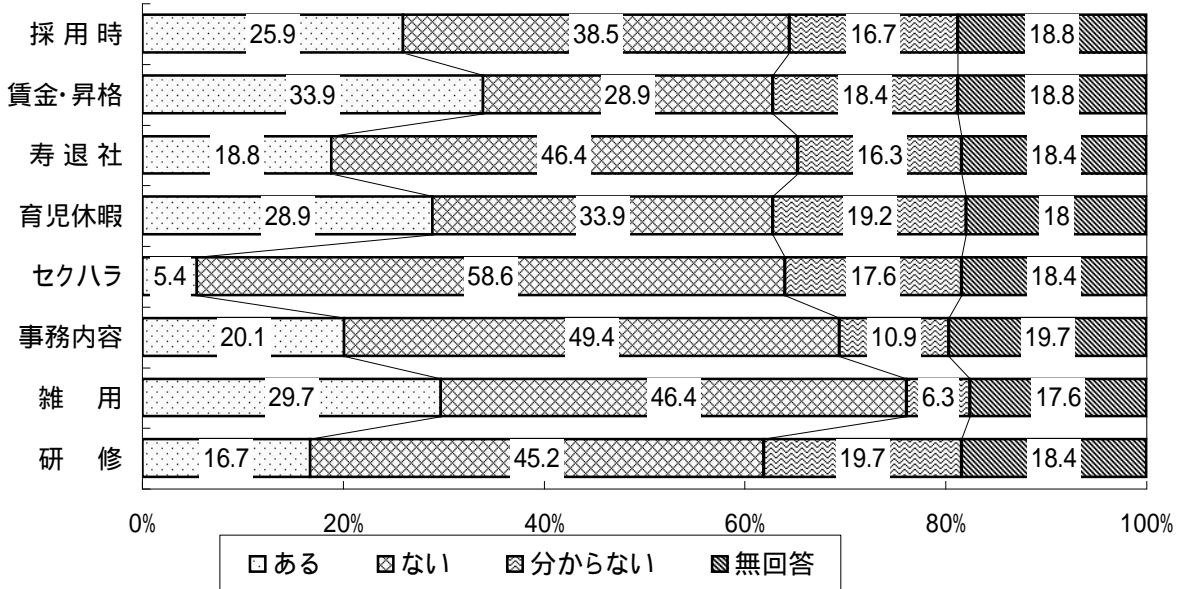


図30 職場における男女差別

「職務内容で分ける」「雑用を女性だけに課す」といった差別は、どの職種についても一定の割合で確認できる。「専門・技術職」は総じて他より低い回答だが、「雑用」についてだけ32.1%と飛びぬけて多くなっている。「販売・サービス職」は「賃金・昇格」42.6%と「研修機会」25.5%についてが、多かった。「事務職」は、「育児・介護休暇」46.9%、「セクハラ」15.6%が他よりも非常に多くなっている。「経営・管理職」は、「採用時」38.9%、「賃金・昇格」44.4%が高く、つまり被雇用者側または職場で決定権をもつ人たちは、採用や賃金に性差別があることを認めた結果となっている。(図31)

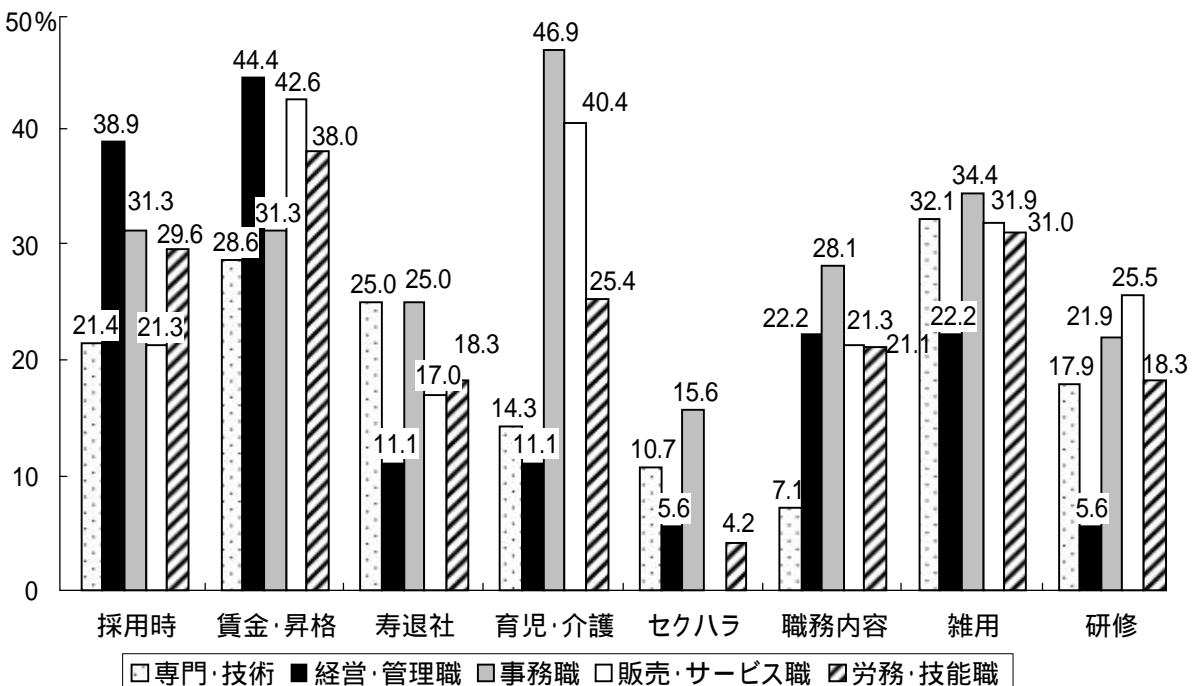


図31 「差別あり」回答×職種

(2) 労働に関するジェンダー意識

労働とジェンダーに関わる意識を、「出世のためにはある程度家庭を犠牲にしても仕方がない」「妻が働くのはかまわないが、夫よりも帰宅が遅くなるのは問題だ」「仕事も様々だから、女性向きの仕事、男性向きの仕事があるのは当然だ」「男性にとって妻子を養えるだけの稼ぎがあるということは重要だ」について調査をした。

「出世のためにはある程度家庭を犠牲にしても仕方がない」との考えについては、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた賛成派が33.1%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の否定派が58.4%で、性別にみると男性に否定派が多くなっている。(図32)

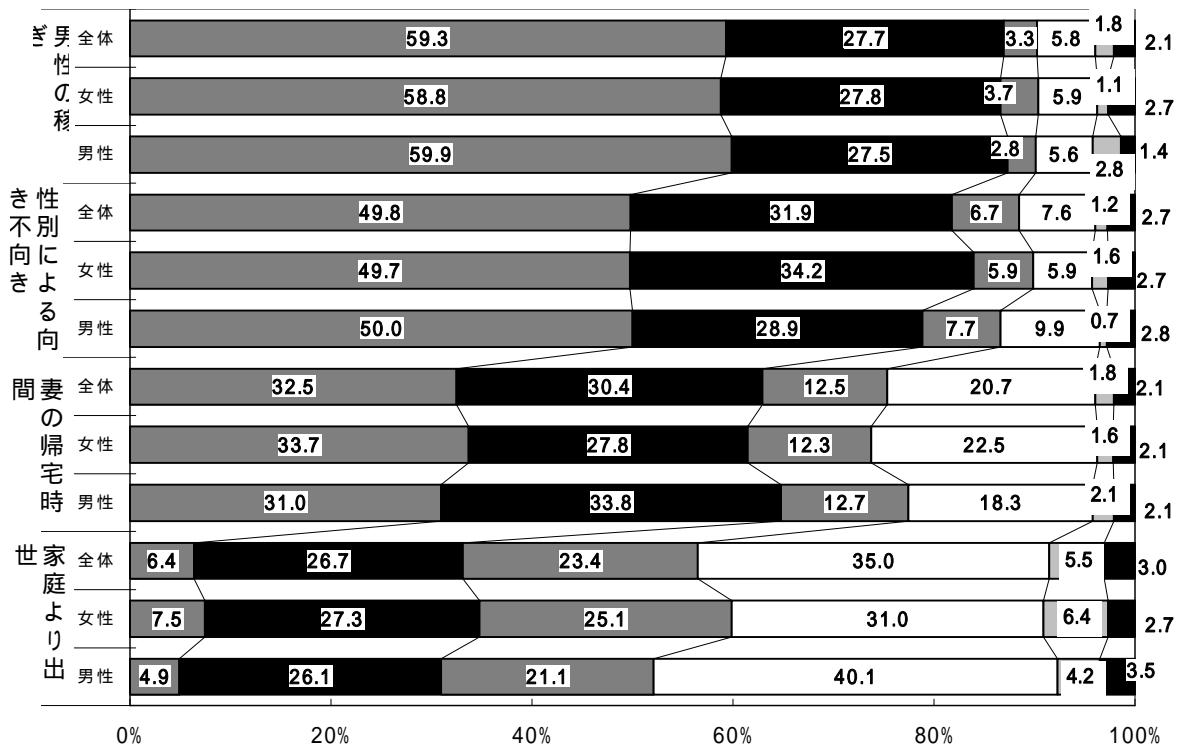


図32 労働に関するジェンダー意識×性別

年齢との関連では30代以下と40代以上で意識の差が拡大しているようで、賛成派が20代は17.9%、30代は24.6%だが、40代以上は30%以上になる。特にこの意識に肯定的なのは60代で「そう思う」が13.3%と各年代中最も多い割合となっている。(図33)

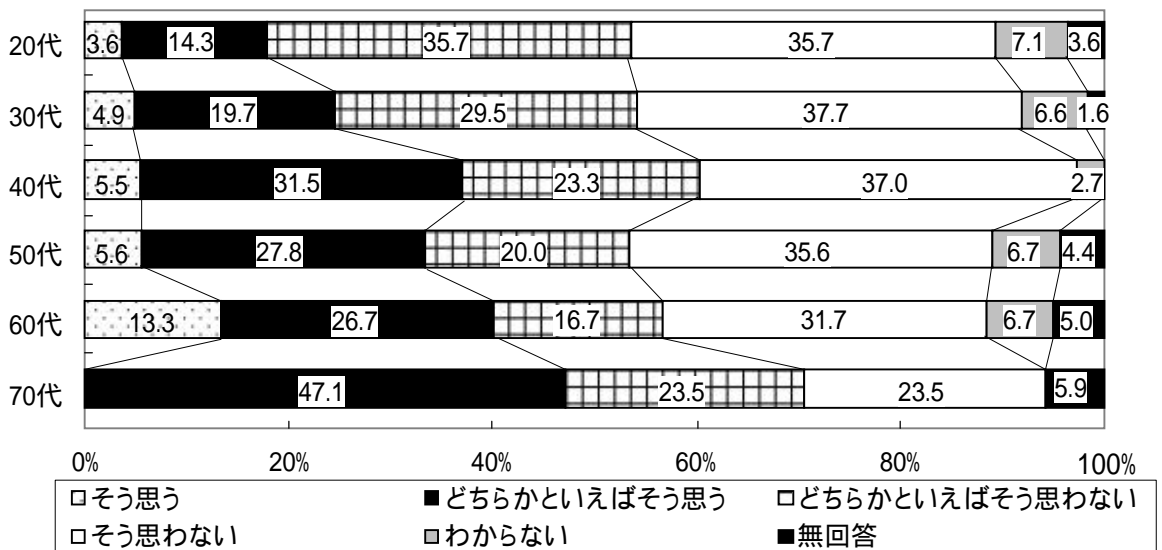


図33 「出世のためには家庭生活の犠牲もやむを得ない」×年齢

(3) 仕事と家庭の両立策

女性の就業継続を阻害する要因

「女性が働き続けていくのを困難にしている原因はなにか」について調べた。

全体では「続けていけるような適当な職場や仕事が地元でない」138人、「育児に対する社会的な支援サービスが不十分なこと」115人、「男は仕事、女は家庭という世間一般の考え方が強いこと」88人の順になっている。

性別に見ると、女性は「続けていけるような適当な職場や仕事が地元でない」67人「育児に対する社会的な支援サービスが不十分なこと」59人、「家事や育児、介護に関する夫の協力がいないこと」57人である。男性は「続けていけるような適当な職場や仕事が地元でない」71人、「育児に対する社会的な支援サービスが不十分なこと」56人、「男は仕事女は家庭という世間一般の考え方が強いこと」35人となっている。

「続けていけるような適当な職場や仕事が地元でない」ことを強調しているのは男性で「育児に対する社会的な支援サービスが不十分なこと」は男女ともほぼ同数、「家事や育児・介護に関する夫の協力がいないこと」は男女で差がある項目となっている。(図34)

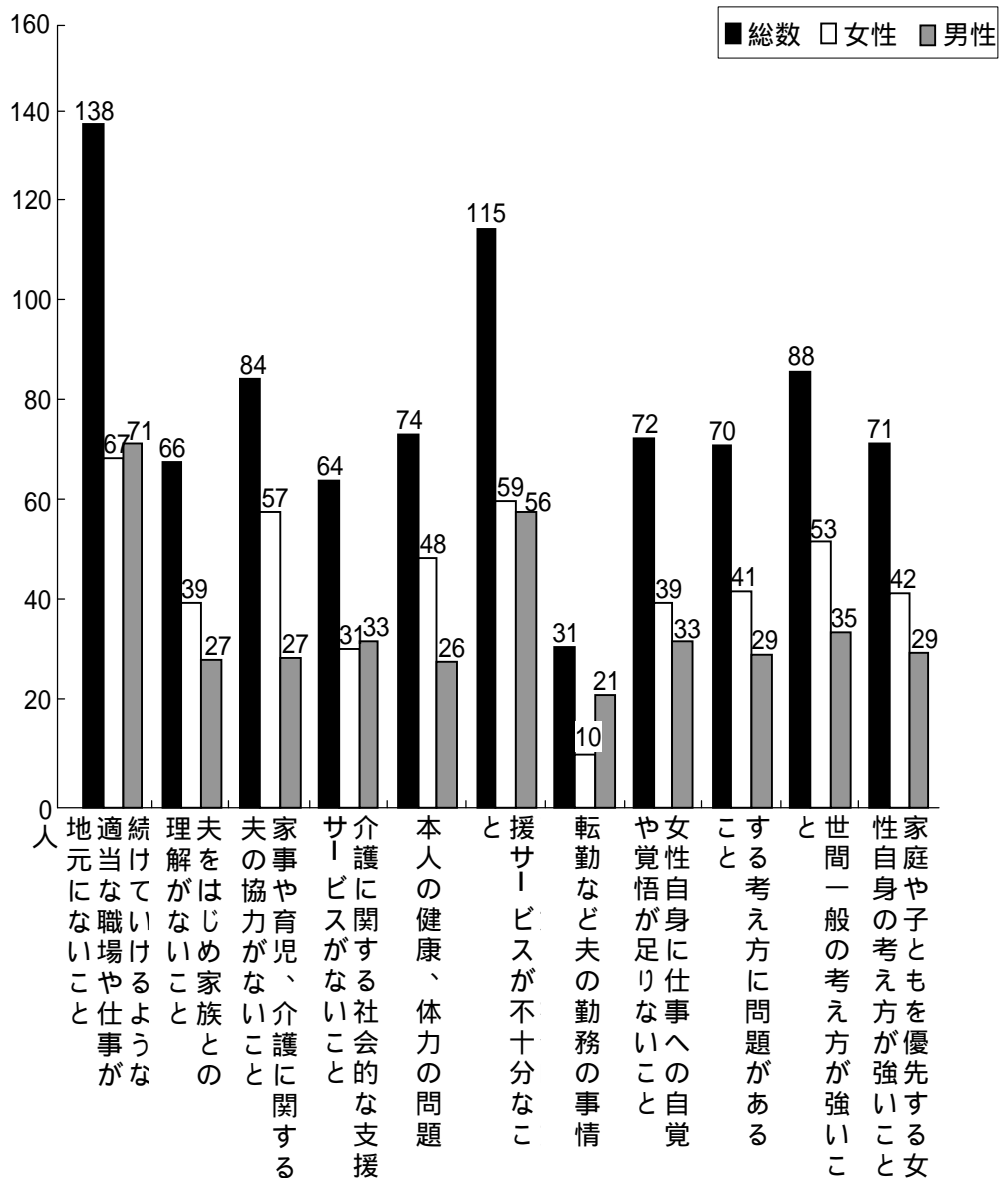


図34 女性の就業阻害要因×性別（複数回答、実数）

【7】 介 護

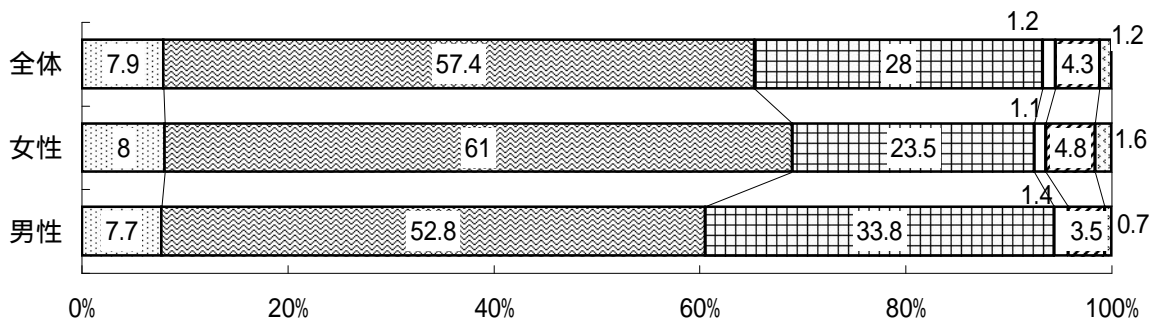
(1) 希望する介護方法

家族を介護する場合

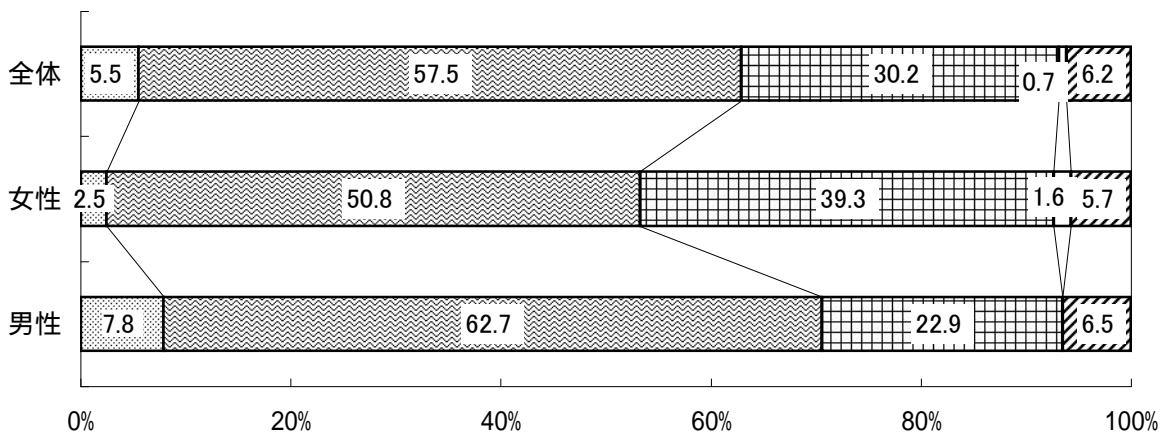
住民アンケート全体をみると、「家族が在宅で介護」「主として家族が在宅で介護、補助的に福祉サービス」が合わせて65.3%となり、6割以上の方が在宅での介護を望んでいることがわかる。これを性別ごとにみると「家族が在宅で」は8%程度でほぼ同じ割合だったが、女性は「主に在宅、補助的に福祉サービス」が61%なのに対し男性は52.8%で約1割女性の方が多く、逆に「福祉施設」は女性が23.5%で男性が33.8%と男性の方が1割程度多かった。ここから女性は在宅介護を、男性は施設の利用を好む傾向がある。職員等では女性は「福祉施設」の利用を、男性は「在宅介護」を好み、中高生では差異はなかった。

(図35)

(住民アンケート) (凡例は下図参照)



(職員等)



(中高生)

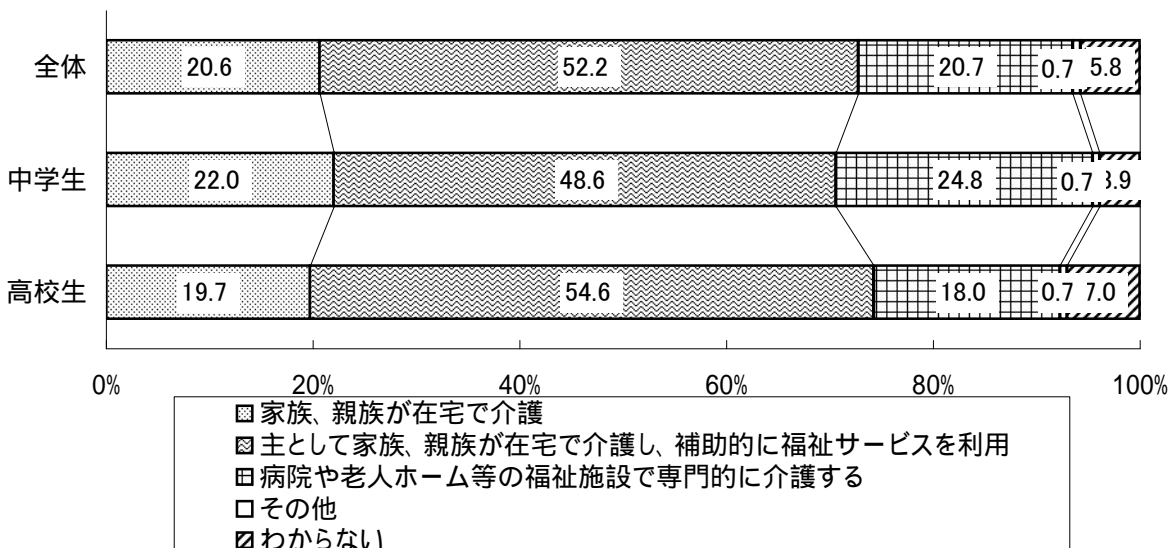
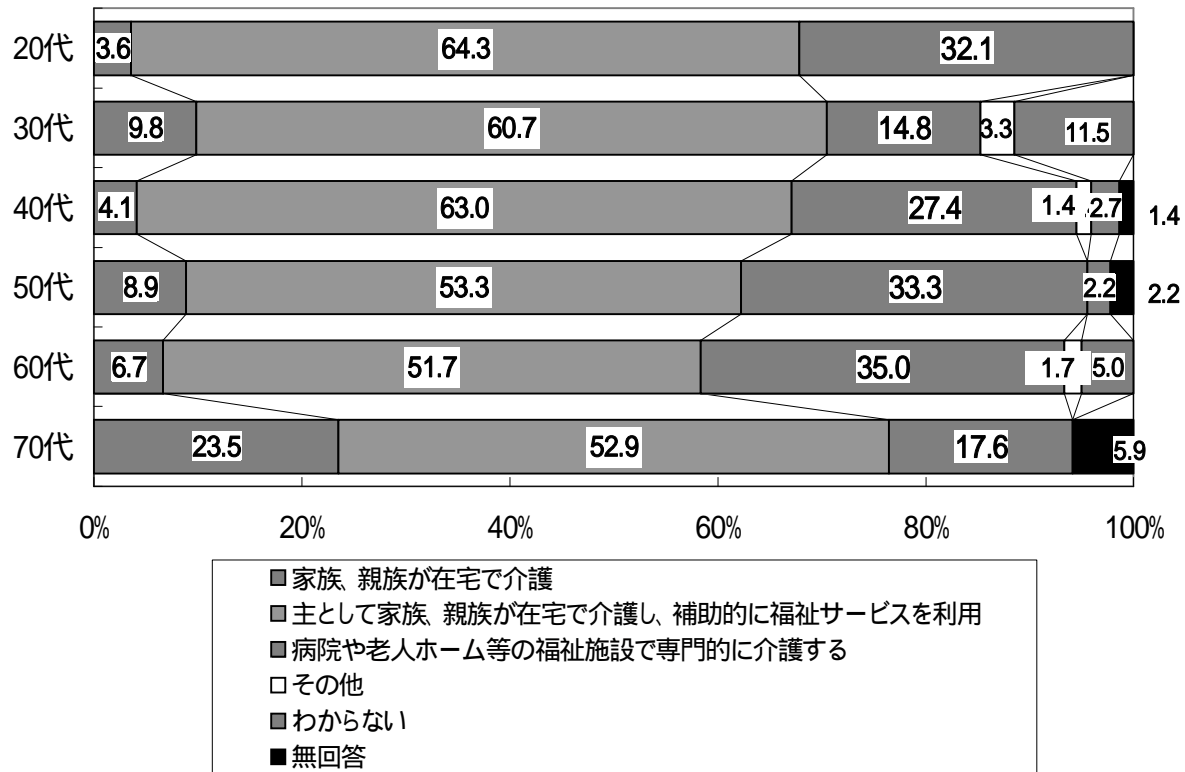


図35 家族の介護方法×性別

年齢別に見てみると、30代から60代までは年齢が上がるほど、「家族が在宅で介護」と「在宅で補助的に福祉サービス」をあわせた「在宅介護」を希望する割合が低くなり、逆に「福祉施設」を希望する人は増えている。また70代は76.4%が「在宅介護」を希望し福祉施設の利用は17.6%となっている。

自分が介護する可能性が低い20代は「在宅で」と考えているが、実際に介護を担っている世代になるほど、福祉施設の利用を希望する割合が高くなっている。介護されている人も多いと考えられる70代では、8割近くが在宅での介護を希望しており、介護する側とされる側のギャップが見られる。(図36)



(職員等)

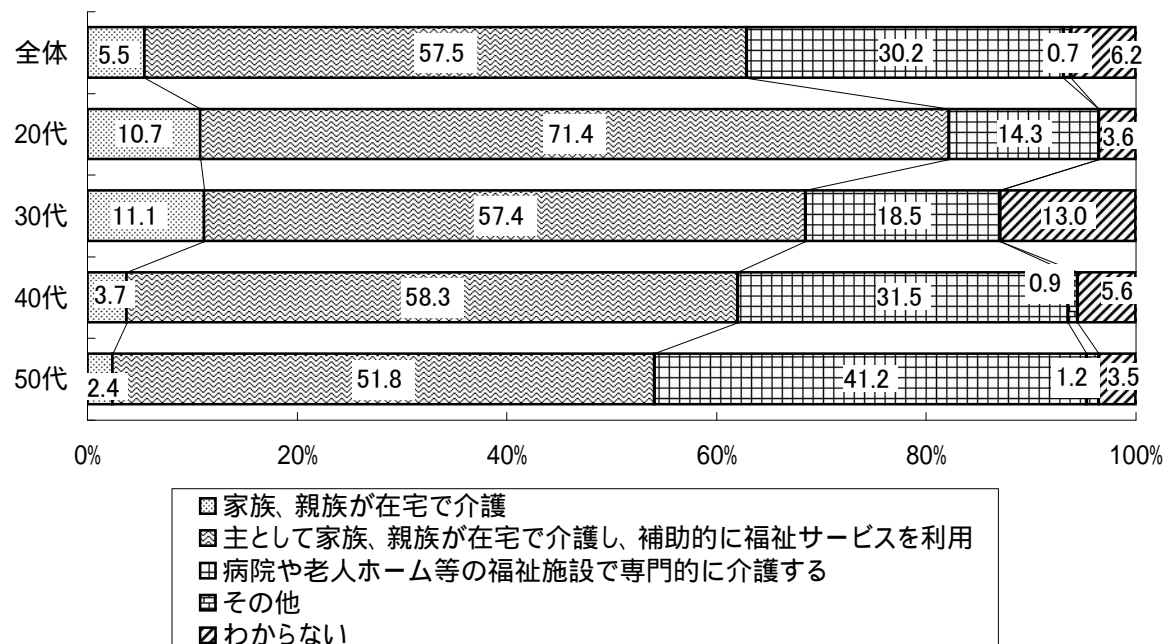


図36 家族の介護方法 × 年齢

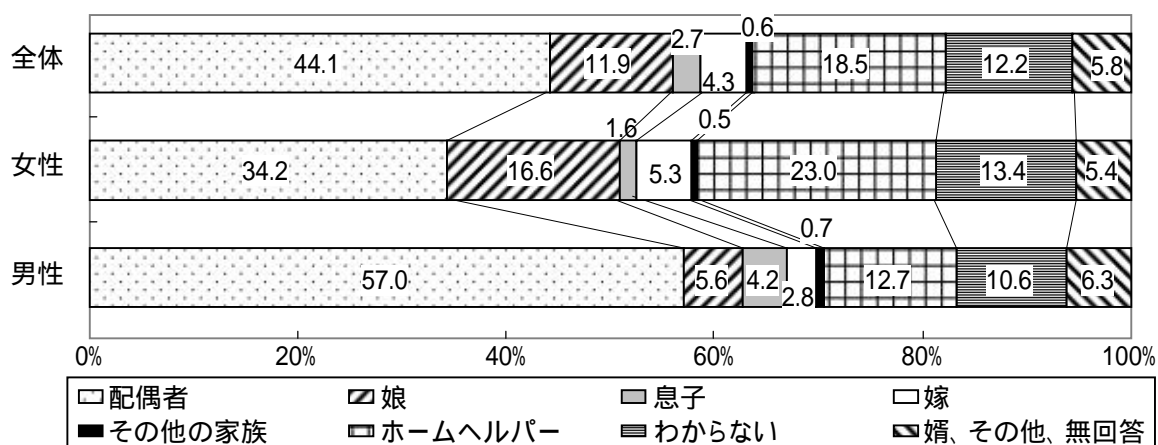
自分が介護される場合

住民アンケート全体では「配偶者」が44.1%、次に多かったのは「ヘルパー」で18.5%「わからない」12.2%、「娘」11.9%だった。

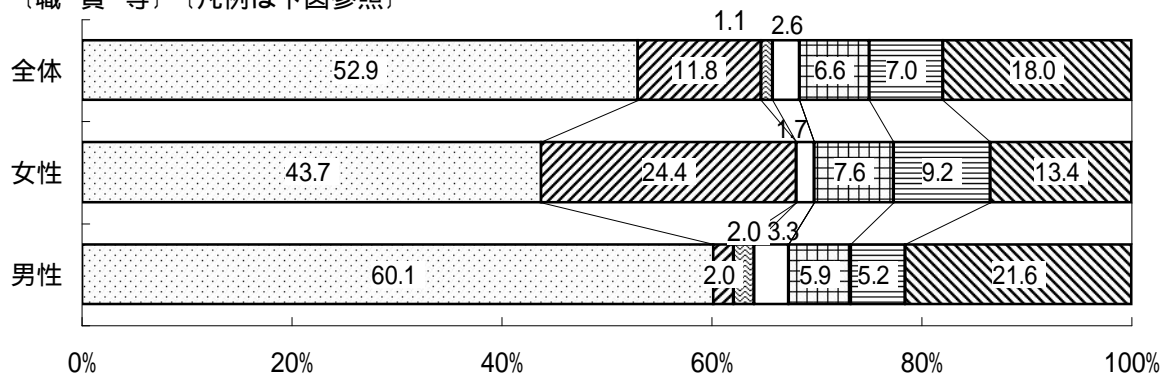
性別ごとでは顕著な違いが見られた。住民アンケートの女性は「配偶者」が34.2%なのに対し、男性は57.0%と男性のほうが2割以上高い。また女性は「ヘルパー」が23%「娘」が16.6%だが、男性はそれぞれ12.7%、5.6%と1割強の差がでた。職員等では男性の60.1%が「配偶者」であるのに対して女性は43.7%と低く「娘」に介護を望んでいる。中高生では差異はない。

女性は「ヘルパー」か「娘」に、男性は「配偶者」に介護を望むという性別による違いが明確である。(図37)

(住民アンケート)



(職員等) (凡例は下図参照)



(中高生)

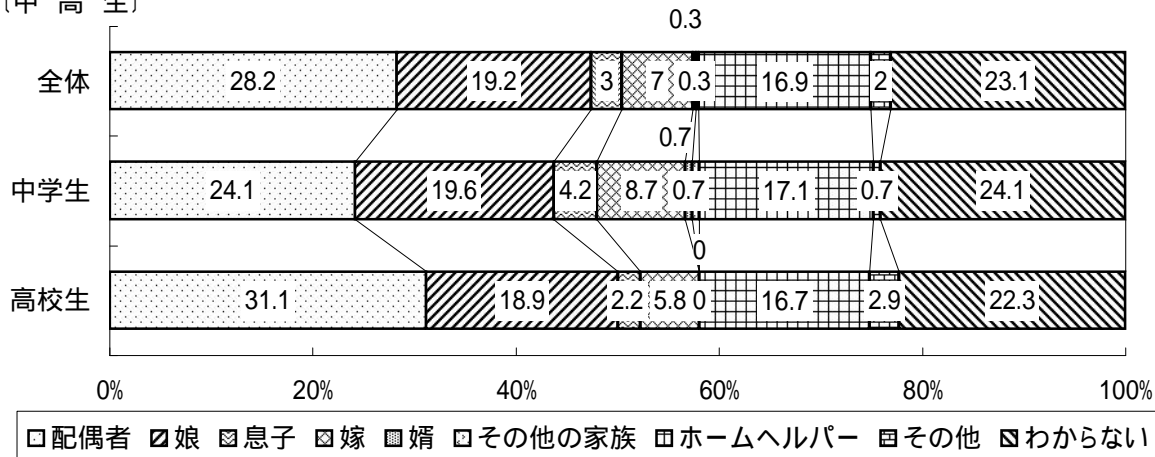
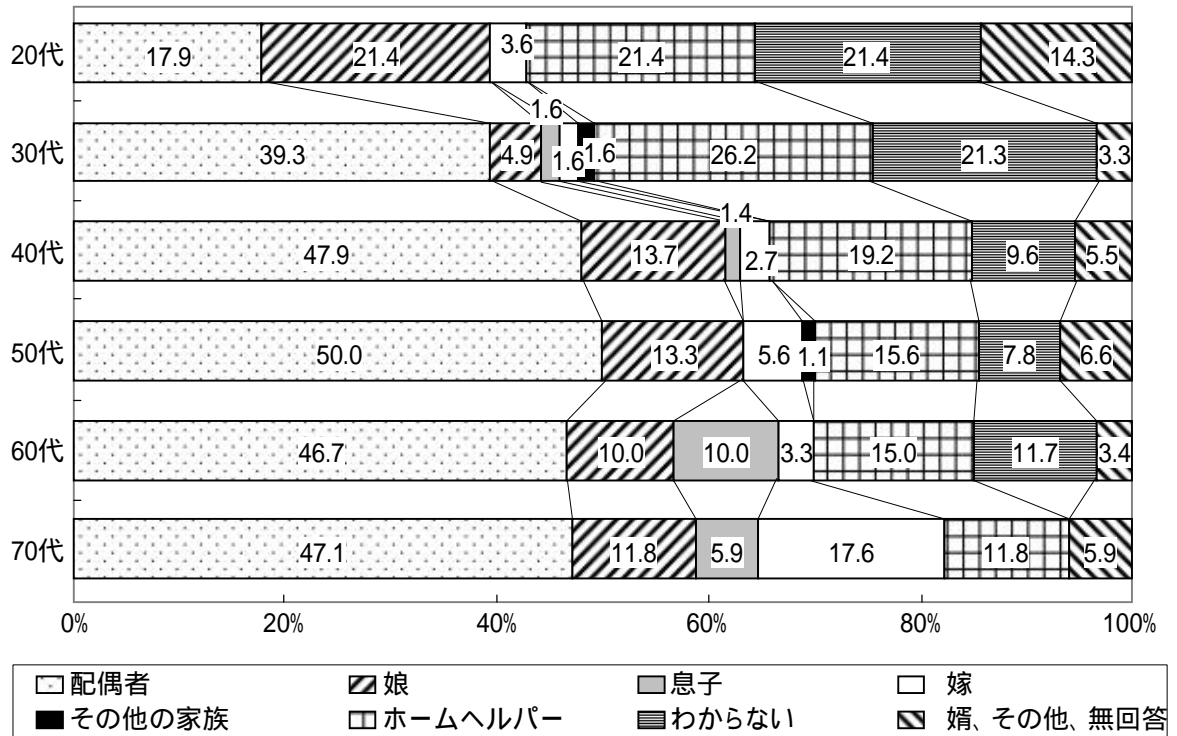


図37 自分の介護方法×性別

住民アンケートでは、70代は「嫁」が17.6%と他の世代に比べてかなり高い割合となり嫁に介護を期待していることが分かる。また20代を除いて、年齢が高くなるほどヘルパーを希望する割合は低くなり、他人に介護されることの抵抗感があるといえよう。職員等については年代が高くなるほど「配偶者」を希望している。(図38)

(住民アンケート)



(職員等)

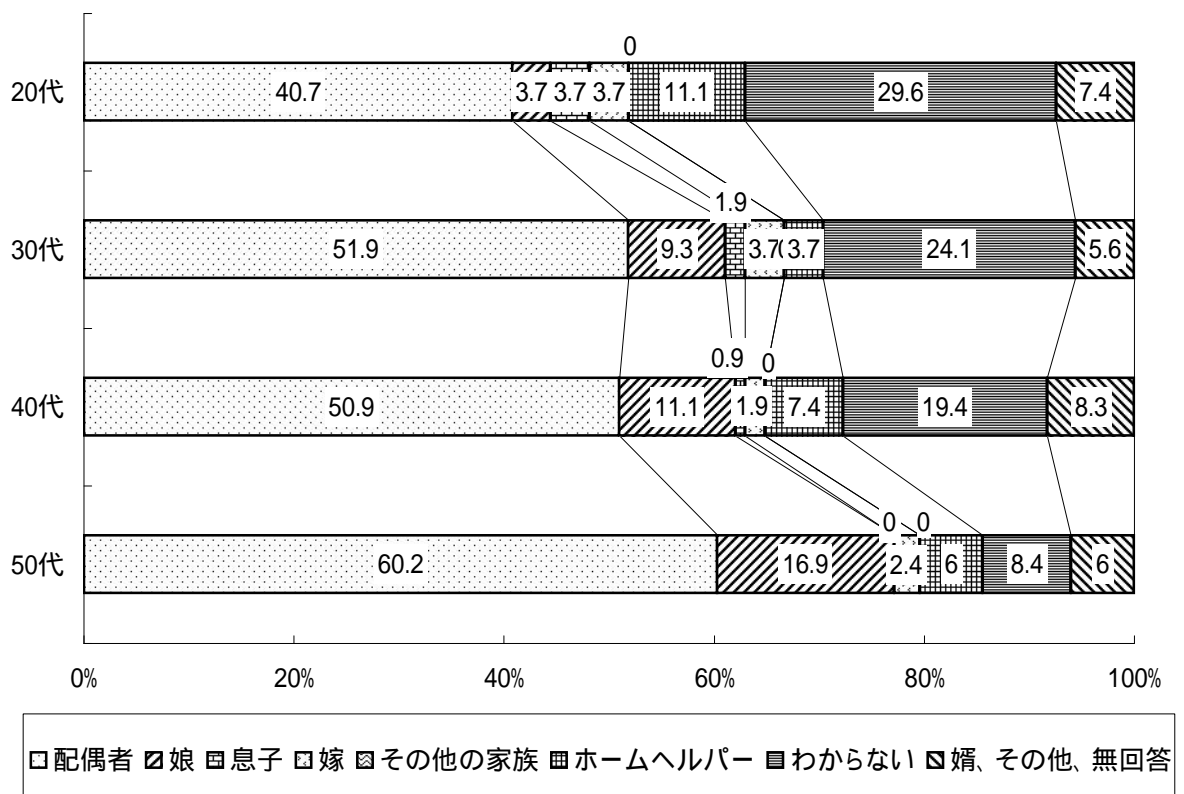


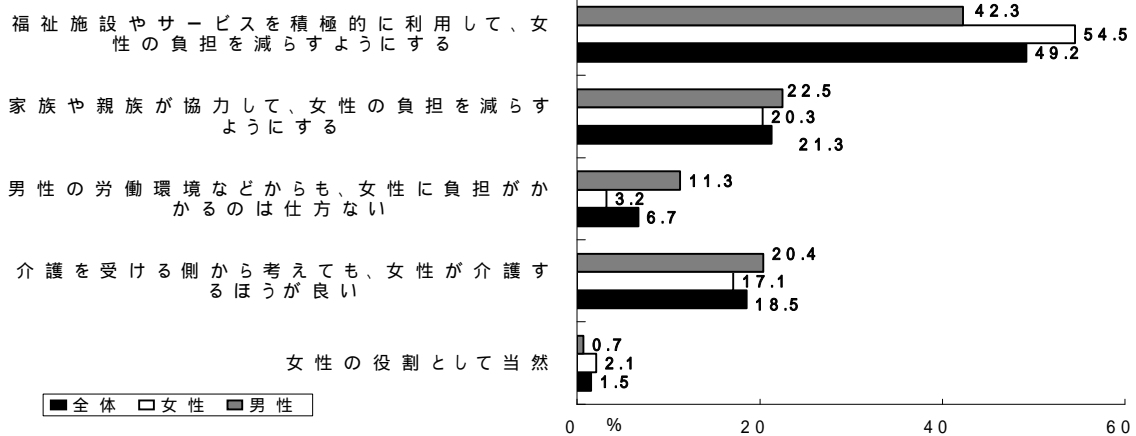
図38 自分の介護方法×年齢

(2) 介護意識

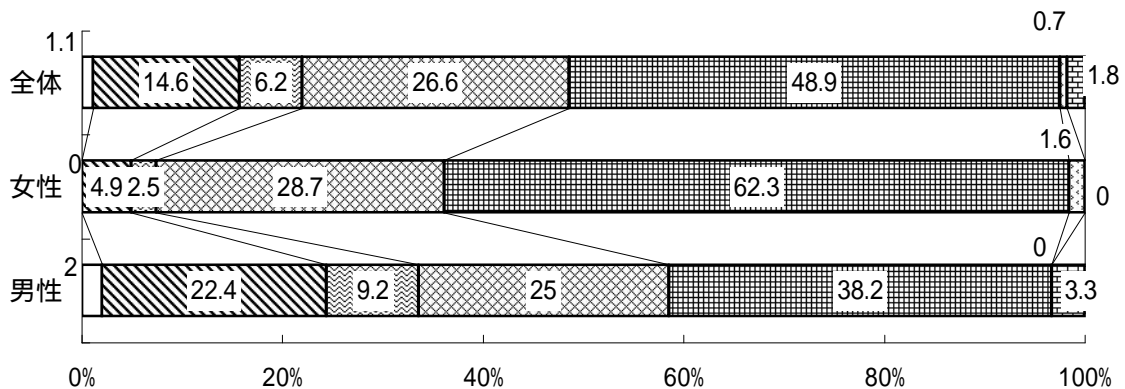
性別により認識の差が見られた。住民アンケートでは、女性は男性に比べて「福祉サービスの利用による負担の軽減」と答えた割合が1割以上高かった。また「女性の役割として当然」も男性よりやや多かった。男性は「家族が協力して女性の負担を軽減」が22.5% 「女性が介護するほうが良い」が20.4%で女性よりも若干高く、「男性の労働環境から女性に負担がかかるのは仕方ない」は11.3%で女性の3倍以上となった。

女性が介護を担う現状を、男性は主に男性の労働条件から、そして介護を受ける側にとっても望ましいという理由から「仕方ない」「そのほうが良い」と考える傾向がある。また現状の打開策として、男性は「家族などの協力」を挙げるのに対し、女性は「福祉施設やサービス」など外部に目を向けていると考えられる。職員等の女性では「福祉施設やサービスの利用による負担軽減」が62.3%と高く、中高生は「家族や親族が協力して、女性の負担を減らす」が高くなっている。(図39)

[住民アンケート]



[職員等] [凡例は下図参照]



[中高生]

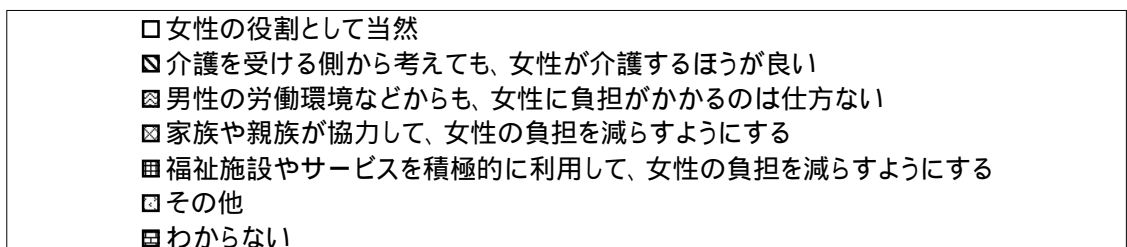
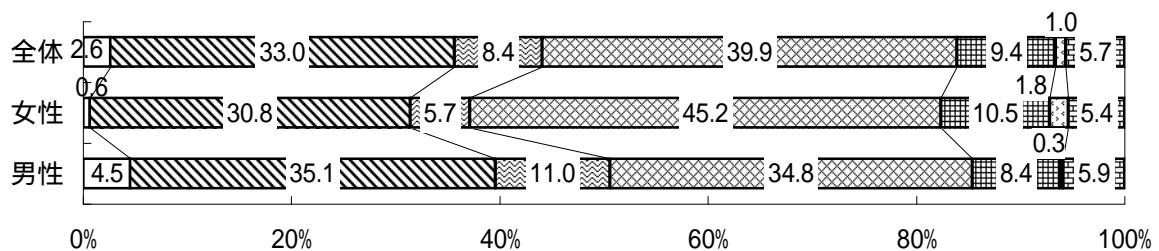


図39 女性が介護を担うことについて×性別

【 8 】 行政施策

(1) 女性の意見反映度

国・県・町への評価

住民アンケート全体では「十分またはある程度反映されている」が、国では42.4%、県は29.3%、町が28.7%である。町への評価が最も低くなっている。また、男女別では町について44.9%の女性が政策に女性の声が反映されないと感じている。(図40)

(住民アンケート)(凡例は下図参照)

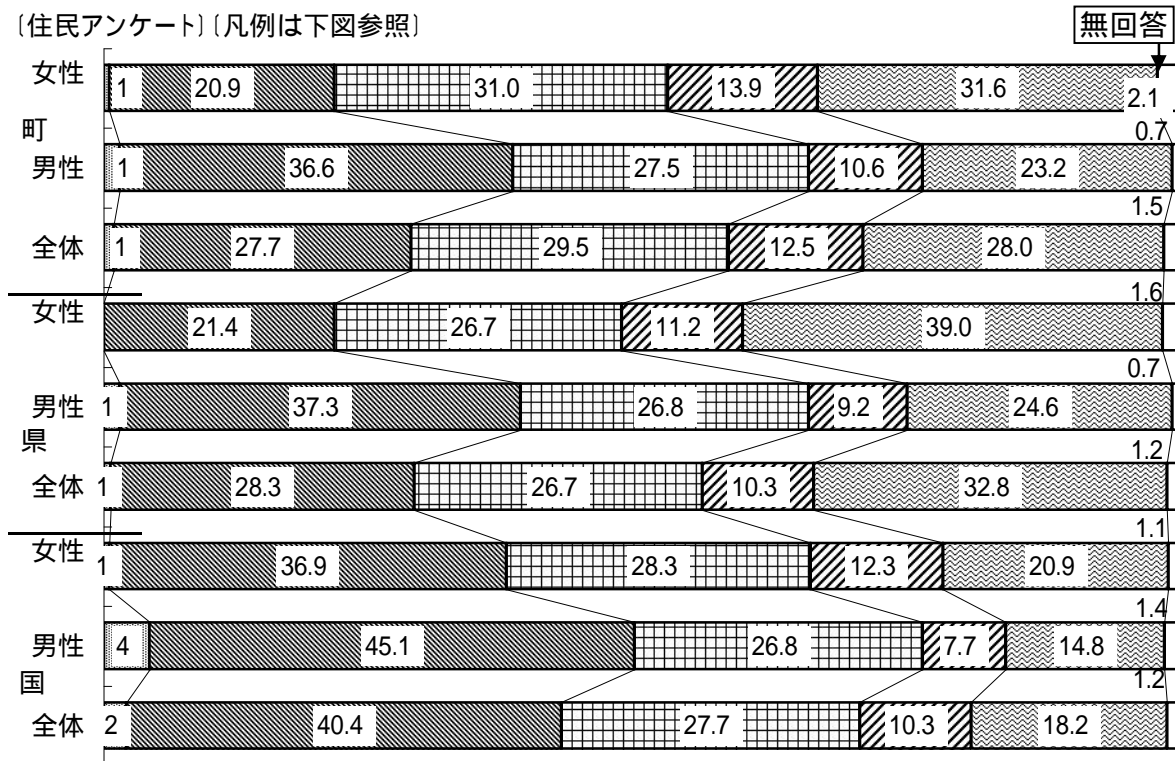


図40 行政に対する評価×性別

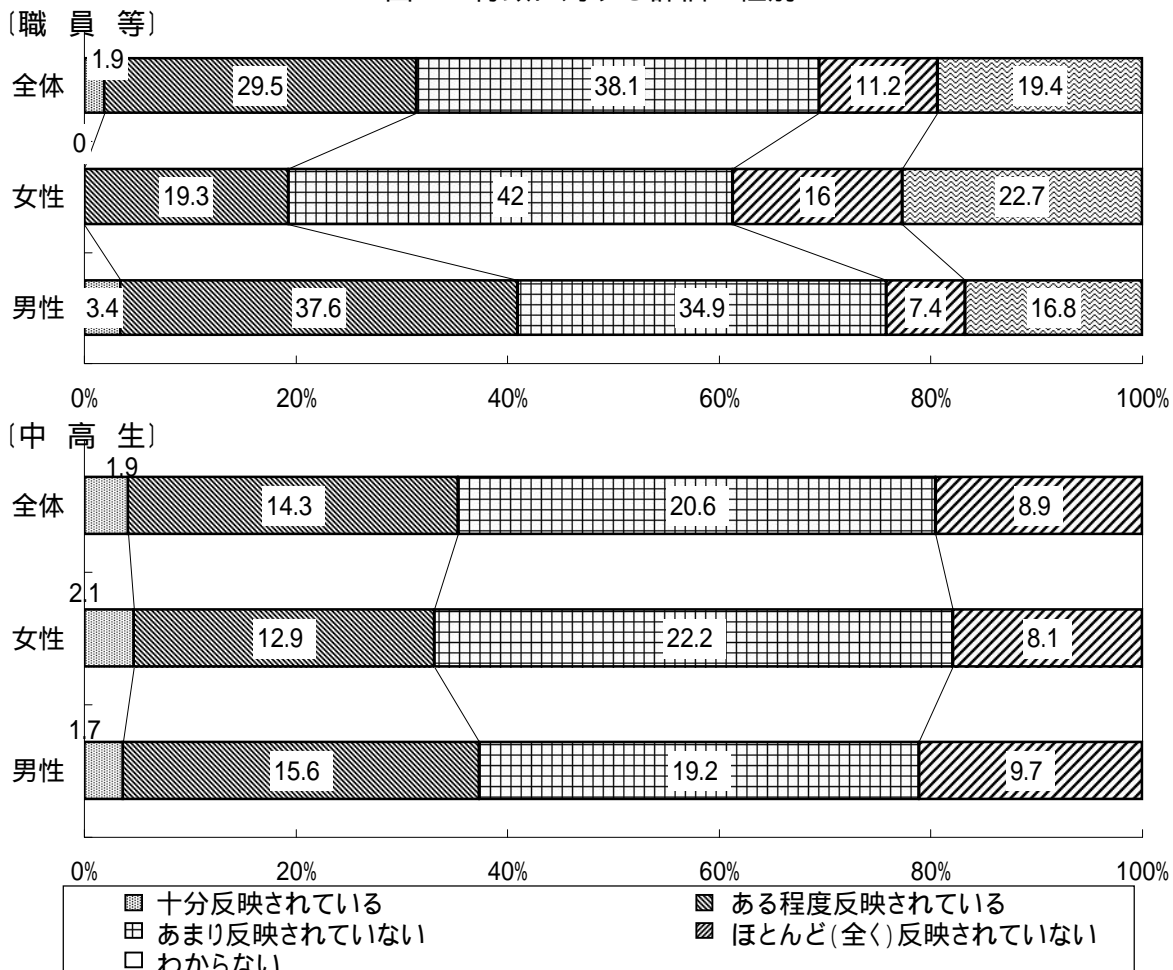


図41 町の政策に女性の意見は反映されているか

反映されない原因

女性の声が政策に反映されない理由として「男性優位の組織運営」88人、「政治や行政のトップやリーダーの意識が不十分」61人、「女性の参画を積極的に進めようとしている人が少ない」54人となっている。

総じて、回答数は女性に多いのだが「女性の参画を積極的に進めようとしている人が少ない」についてだけ、女性29人・男性25人と差が小さくなっている。（図42）

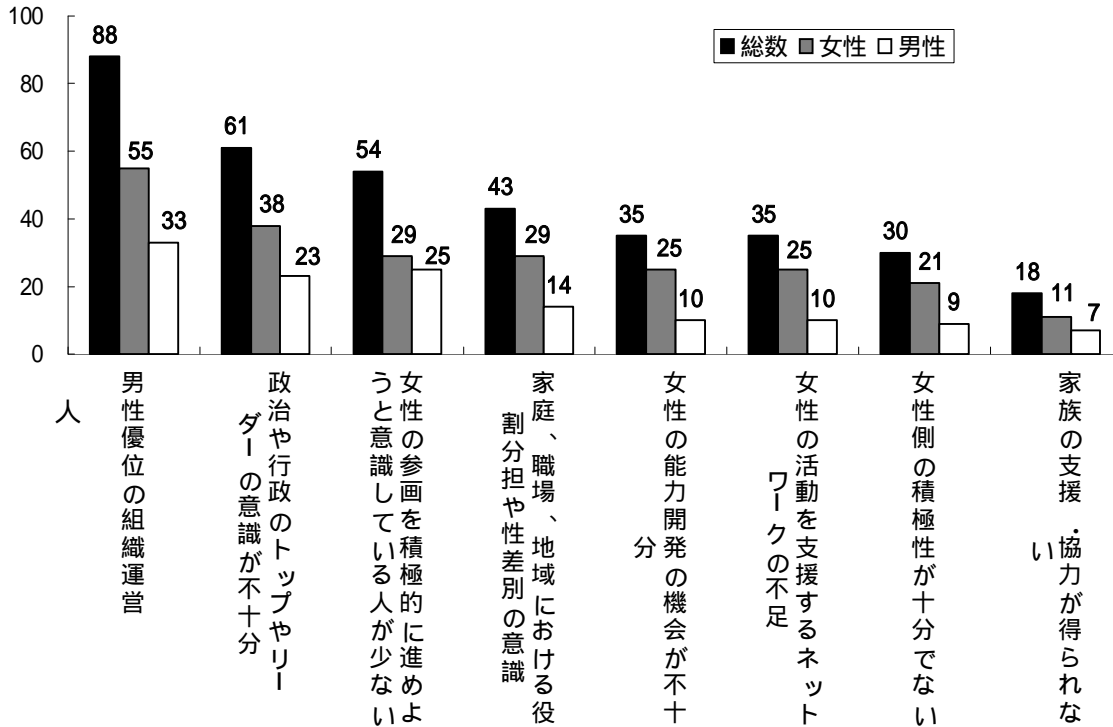


図42 女性の声が政策に反映されない原因×性別（複数回答、実数）

（2）女性政策について

ポジティブ・アクションへの賛否

女性の参画を促すために、町の委員会・審議会や議会などに一定数女性枠を設けるなどの措置を講ずる、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）について調べた。

全体の56.8%が「必要だと思う」としており、男女ともほぼ同数だった。「必要だと思わない」とするのは男性に若干多く、16.2%となっている。（図43）

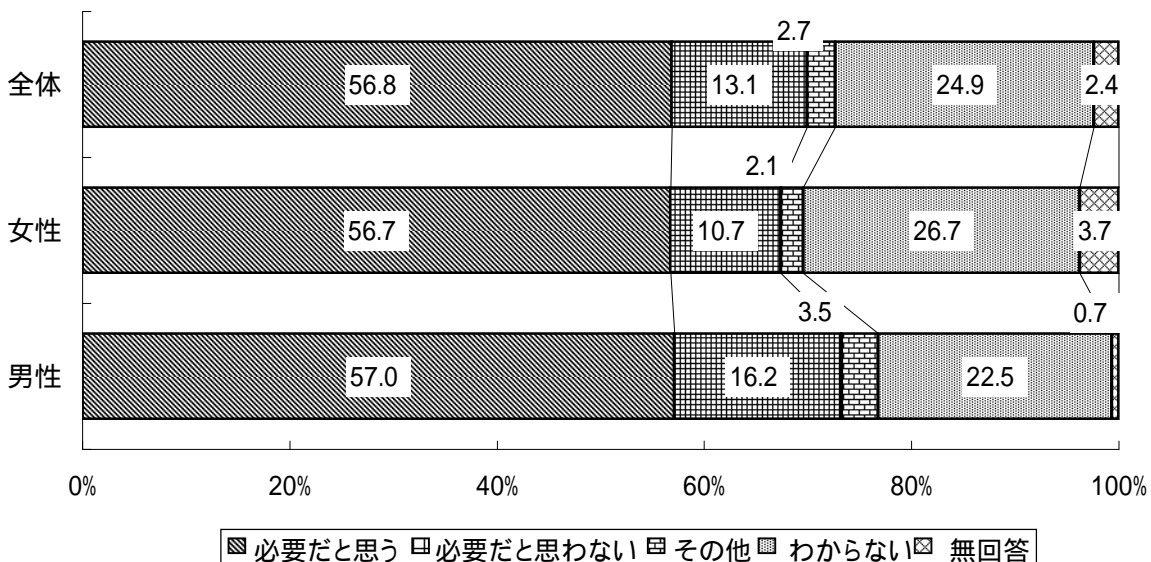


図43 ポジティブ・アクションの賛否×性別

年齢別に見ても、世代間で大きな違いはないが「必要だと思う」が最も多いのが70代で76.5%となっている。(図44)

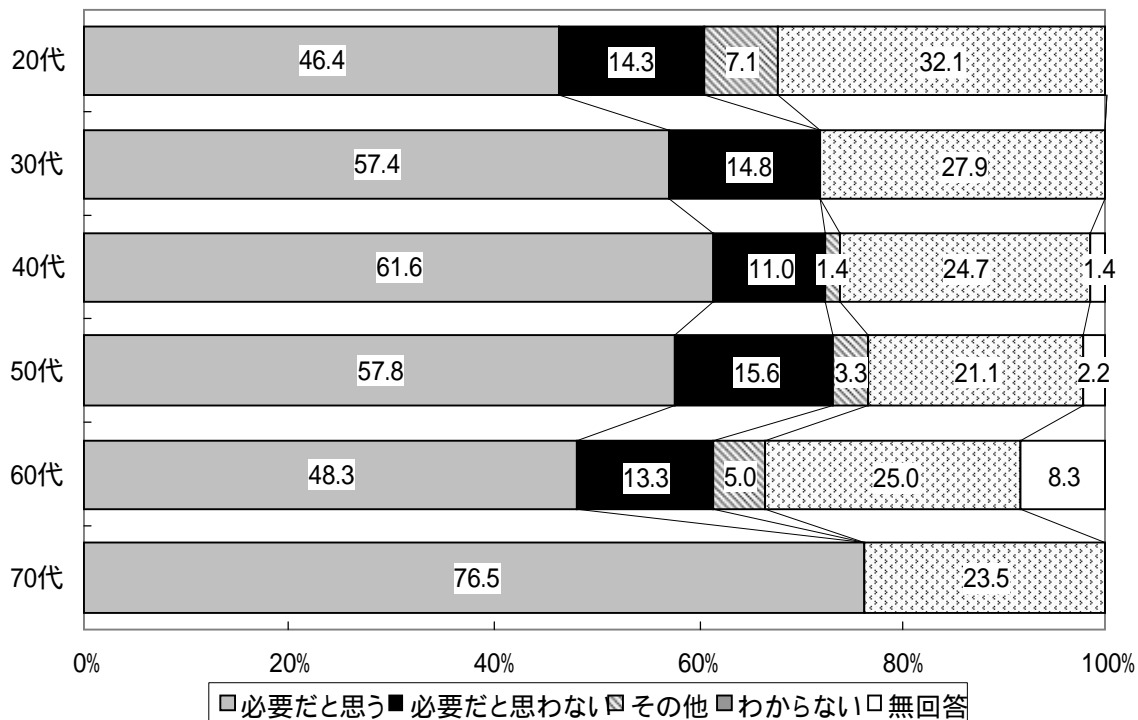


図44 ポジティブ・アクションの賛否×年齢

基本法の認知度

男女共同参画社会基本法の認知度は、「内容も含めてよく知っている」のが全体の3%であることをを見ると、とても少ないことがわかる。

「全く初めて聞く名前の法律だ」が男性36.6%、女性47.1%と男性より女性に認知度が低いことがわかる。(図45)

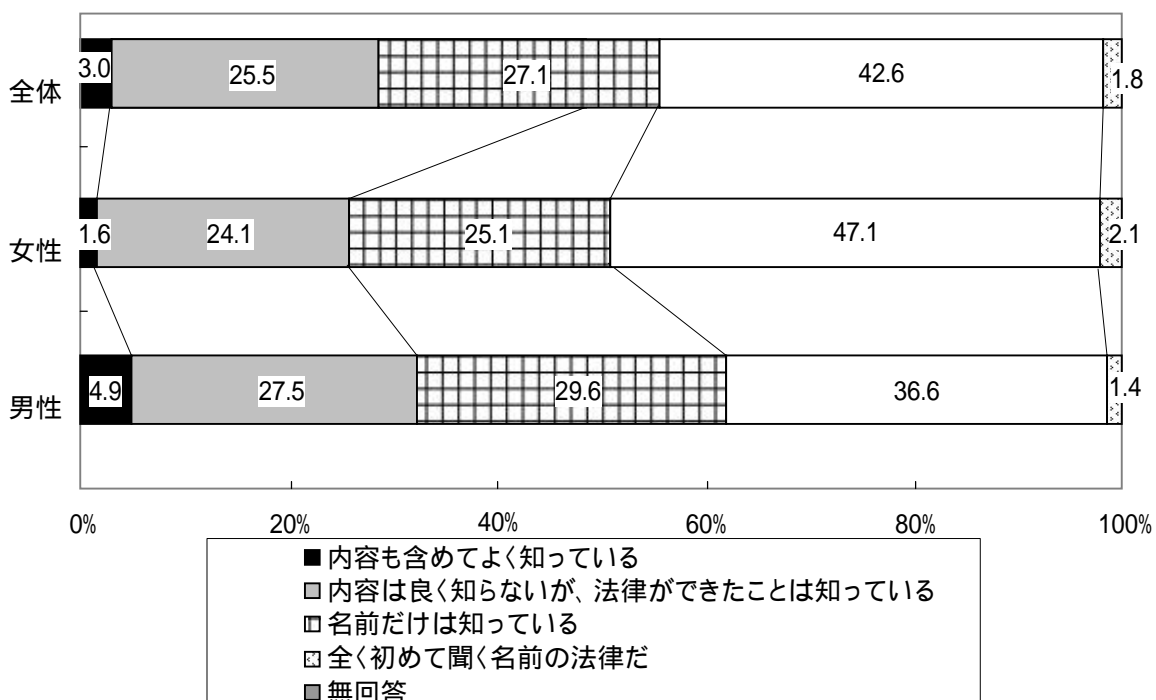


図45 基本法の認知度×性別

年齢別では、20～40代に認知度が低くなっており、50～70代の方によく知られている。
 (図46) 中学生では社会科の授業にあるため「初めて聞く法律だ」は少なく、高校生では高くなっている。(図47)

(住民アンケート) (凡例は下図参照)

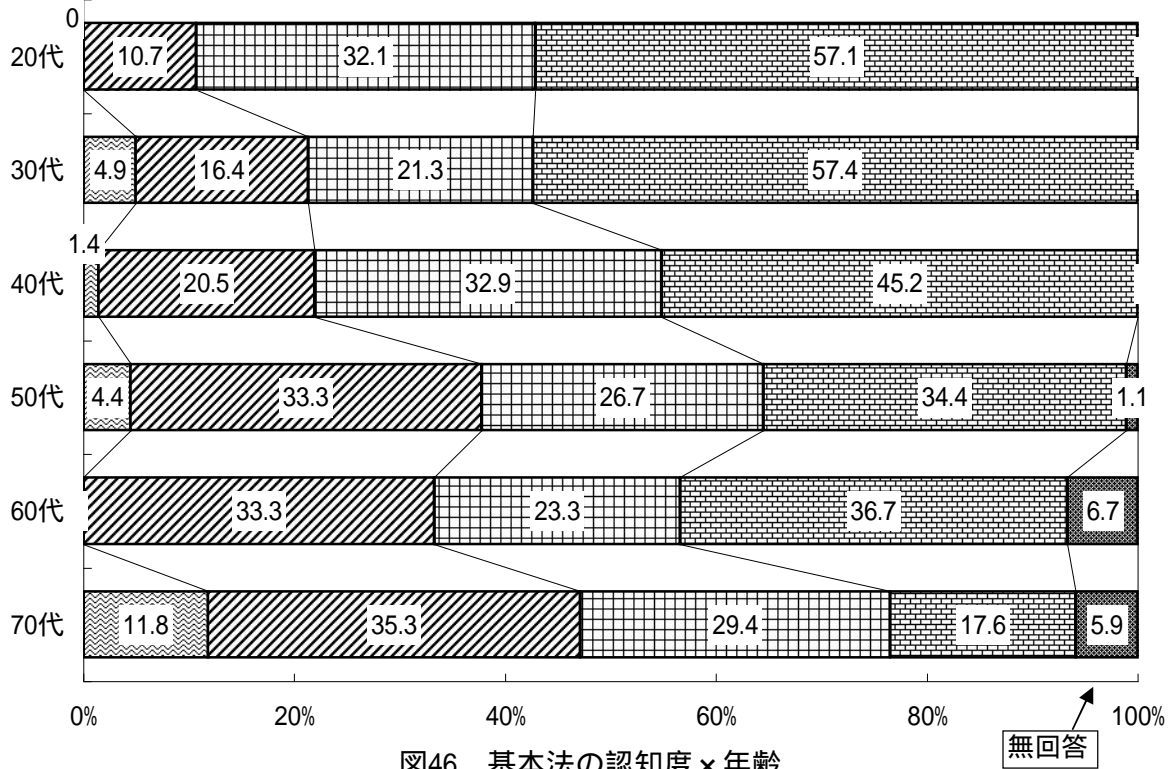
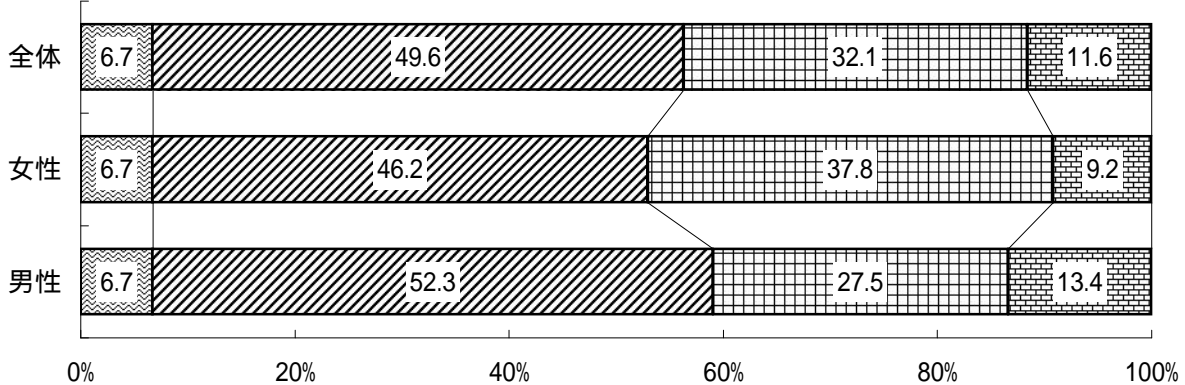
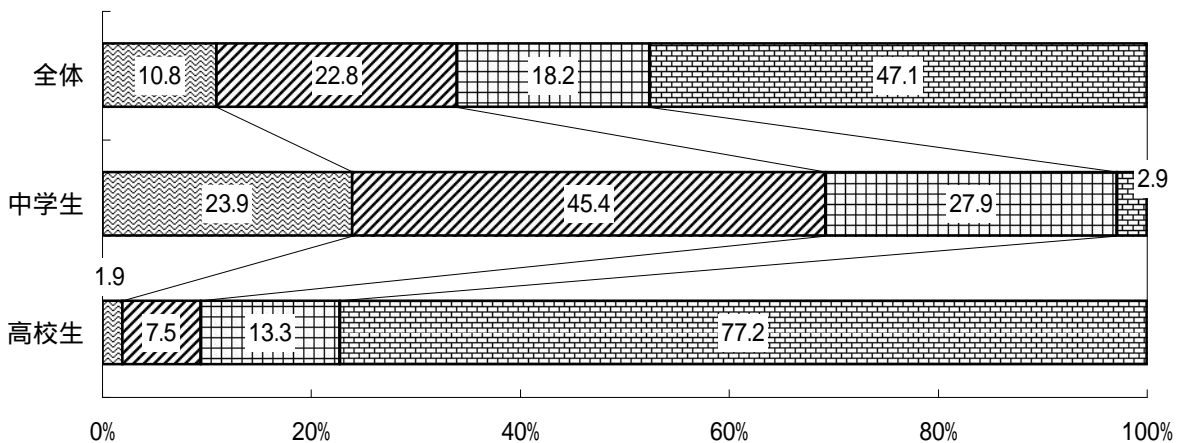


図46 基本法の認知度 × 年齢

(職員等)



(中高生)



内容も含めてよく知っている
 内容はよく知らないが、法律ができたことは知っている
 名前だけは知っている
 全く初めて聞く名前の法律だ

図47 基本法の認知度

求められる施策

本町の行政に求められる、男女共同参画に関する施策は以下ようになった。

一番に求められているのは「保育サービスの充実」であり、126人となっている。それと僅差で「女性の再就職や起業の支援」が123人となっている。つまり、「女性が子育てをしながら働けるような社会環境の整備」が強く求められているのである。男性よりも女性に多く要望されている施策は、「保育サービスの充実」（82人）「女性の再就職や起業の支援」（84人）「拠点施設の充実」（54人）「専門家による女性のための生活相談心の相談窓口」（38人）「女性特有の病気、健康問題への相談支援」（39人）であった。

一方、女性よりも男性に求められている施策は、「学校教育で男女平等を考える学習機会を増やす」（40人）「政策決定の場への女性の積極登用」（41人）「女性管理職の積極的登用」（34人）「男女平等についての意識啓発」（33人）「自治体職員への男女平等についての研修」（22人）であった。これらを比較すると、女性は保育サービスや労働条件の整備といった社会環境の整備を求めているのに対し、男性は意思決定過程への女性の参画や意識啓発といったことに男女共同参画の推進を見出しており、男女で要望施策が異なっていることがわかる。（図48）

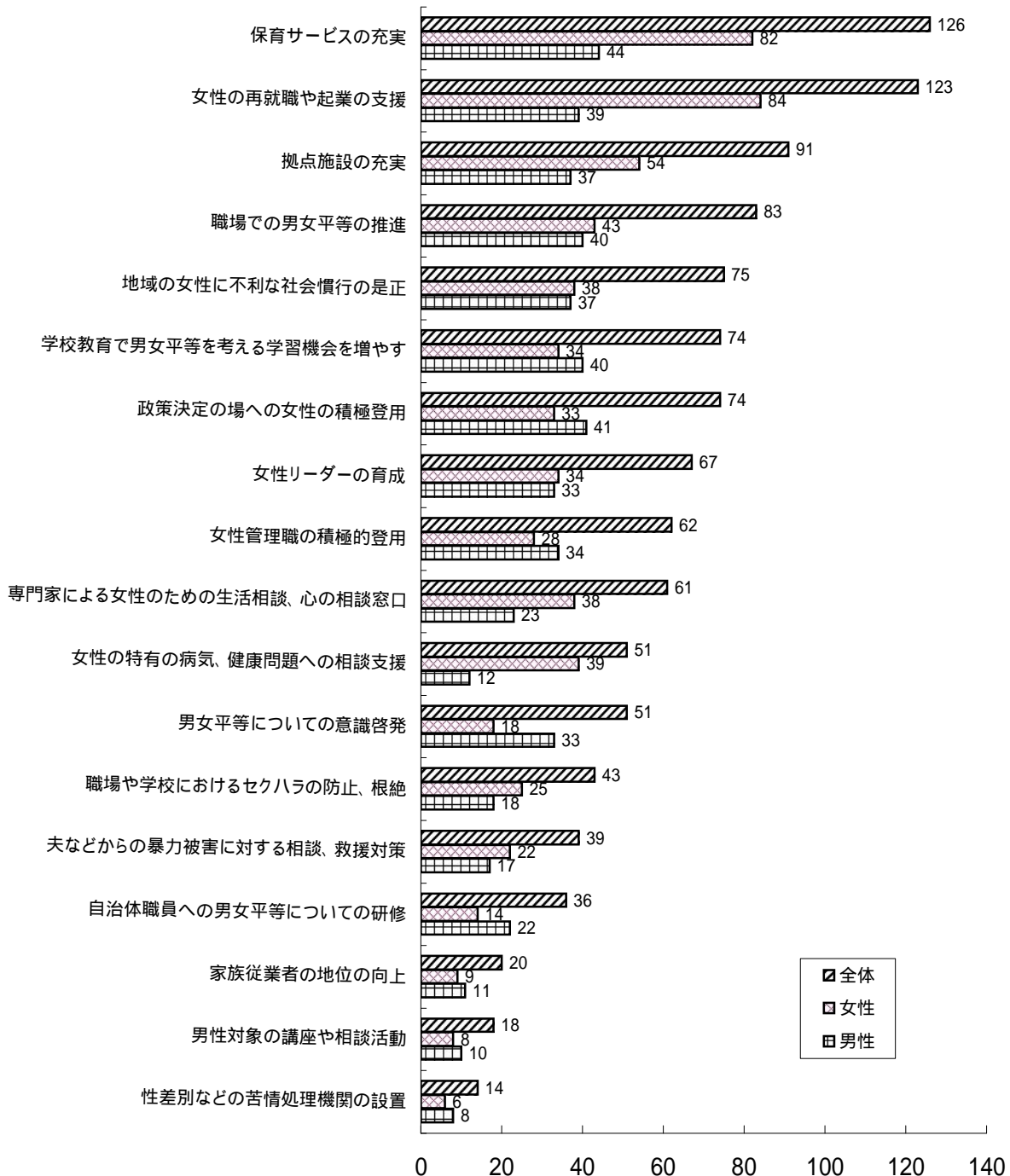


図48 希望する政策×性別（複数回答、実数）

「住民アンケート」「職員等アンケート」「中高生アンケート」の概要

男女共同参画について、意識と実態を明らかにするとともに、男女共同参画プラン策定の基礎資料とするため実施した。

	住 民	職 員 等	中 高 生
対 象 者	町内に居住する20歳以上75歳未満の男女1,000名 選挙人名簿により、性別について層化抽出	役場職員全員 境町家族経営協定実践委員会	境第一中学校 3年生 境第二中学校 3年生 茨城県立境高校 3年生 茨城県立境西高校 3年生
方 法	郵送法 催促なし	各課手渡し回収 農政課依頼 催促なし	学校依頼 催促なし
実 施 期 間	郵送開始：平成13年12月28日 返送締切：平成14年1月21日 回収終了：平成14年1月22日	配布：平成14年9月10日 回収：平成14年9月20日	配布：平成14年9月10日 回収：平成14年9月30日
設 問 数	25 問	17 問	17 問
調 査 内 容	家庭生活と男女の役割について 男女が働くことについて 介護について 性と人権について 地域活動について 男女の平等について 町の施策や行政のあり方について	家庭生活と男女の役割について 男女が働くことについて 介護について 地域活動について 男女の平等について 町の施策や行政のあり方について	家庭生活と男女の役割について 男女が働くことについて 介護について 地域活動について 男女の平等について 町の施策や行政のあり方について
回 収	回収率：33.2% (332名) 有効率：32.9% (329名)	回収：276名	回収：中学生286名 高校生415名

第3章 基本計画

第3章 基本計画

施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
1 男女平等意識を確立し、互いの人権を尊重します	1 社会全体の性別役割分担意識の解消	地域・職場における慣習や通念の解消
	2 男女平等教育の推進	男女共同参画に向けた教職員の意識改革、体制の整備 一人ひとりを大切にする視点の教育や学習カリキュラムの充実 家庭における男女平等教育の推進
	3 人権と性の尊重の推進	(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの確立 女性に対する暴力を人権問題としてとらえる意識の形成 男女共に人権侵害を受けた場合の相談窓口、救済機関等の対策と支援 性と生命を尊重する心づくり
2 男女が共に各種政策や方針決定に参画できる社会を推進します	1 政策や方針決定の場への女性の参画推進	政治、経済団体における意思決定の場へ女性の参画促進 町政へ参画促進のため積極的改善措置
	2 地域活動における男女平等	地域における方針決定の場へ女性の参画促進 女性リーダーの育成
	(2) 3 女性のエンパワーメントへの支援	交流・ネットワークづくり 社会参画に関する能力開発と資質向上のための支援
	4 国際交流への理解と推進	国際的視野に立った女性問題への取組み 女性問題に関する国際理解

基本目標	主要課題	施策の方向
3 男女が平等に健康で生き生きと働くことができる社会を創造します	1 健康を確保する環境づくりへの取組み	(1) 資源ごみ等の循環型社会への理解と支援
	2 働きやすい労働環境と多様な就業形態への対応	男女平等の職場づくり 家庭と両立する労働促進 パート、臨時、派遣労働の労働条件の向上 女性起業家への支援 (2) (3) スモールオフィス / ホームオフィス・NPO など新しい働き方への支援
	3 労働にかかわる情報提供	女性の労働に関する情報提供と情報収集
4 男女が地域で助け合いライフスタイルを支え合うまちづくりをします	1 家族で子育て、介護、家事ができる環境づくり	男女が協力して子育てを行うための意識づくり 地域ぐるみの子育ての推進とネットワークづくりと両親学級の充実 介護における女性負担の軽減
	2 男女がともに地域で自立できる高齢社会への対応	高齢者支援サービスの充実 自立した生活への支援と生きがいづくり
	(4) 3 ノーマライゼーションの考え方に基づく総合的福祉の推進	高齢者、障害者、ひとり親家庭が孤立せず安心して暮らせるための支援 障害者の自立支援

(1) 循環型社会：資源の浪費を抑え、ごみの量を減らし、環境に与える負担が少ない社会。(2) スモールオフィス/ホームオフィス：個人がパソコンやインターネットなどの情報技術を使い、自宅などで仕事をする事。(3) NPO：利潤や利益よりも、信念や目的を持って自発的な意思で行う活動。(4) ノーマライゼーション：女性や高齢者、障害者などを特別扱いするのではなく等しく社会を構成する個人としてともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

基本目標	主要課題	施策の方向
5 男女共同参画社会の実現のために推進体制を充実します	1 庁内体制の充実	女性対策係の機能強化 男女共同参画推進委員会の強化 職員研修の充実及び男女平等の職場づくり プランの実効性を確保する進行管理
	2 町民による推進体制の整備	関係団体のネットワーク化
	3 推進施設の整備	拠点推進施設の設置
	4 相談体制の整備	男性問題、女性問題に関する相談窓口の設置 町民へ学習機会の提供 関連機関との連携強化
	5 国や自治体及び企業との連携強化	懇話会の設置 企業との協力体制 国、県、他自治体との連携

第4章 実施計画

第4章 実施計画

基本目標 1 男女平等意識を確立し、互いの人権を尊重します

主要課題	施策の方向	事業内容	担当
1 解消の社会的意識役割の割合	地域・職場における慣習や通念の解消	・家事や育児、介護など家庭内労働を男女が共に担うための講座の開催	企画公聴課 生涯学習課
		・男性や働く女性が参加しやすい日時等に配慮した講座、講習会の拡充	企画公聴課 生涯学習課
2 男女平等教育の推進	男女共同参画に向けた教職員の意識改革、体制の整備	・学校教育における男女家庭科共修の推進	学務課
		・教育の場で男女を区分するシステムや慣行の是正に関する研修	学務課
	一人ひとりを大切にする教育や学習カリキュラムの充実	・高等教育機関と連携した教育、女性学に関する学習の推進要請	企画公聴課
		・性別にとらわれない視点での教材選定理由に関する情報公開	学務課 総務課
	家庭における男女平等教育の推進	・家事に対する体験学習や講座の開催	企画公聴課 生涯学習課
		・一人ひとりを大切にする家庭教育支援事業の拡充	生涯学習課 企画公聴課
3 人権と性の尊重の推進	(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの確立	・各種講演会、学習会の充実及び関連専門職員の研修	生涯学習課 健康推進課
		・女性の健康に関する相談拠点の整備	健康推進課
	女性に対する暴力を人権問題としてとらえる意識の形成	・関係機関との連携強化	企画公聴課 関係各課
		(2) ・DV問題に関する意識の啓発	企画公聴課 福祉課
	男女共に人権侵害を受けた場合の相談窓口、救済機関等の対策と支援	・県や民間施設との連携	企画公聴課 関係各課
		・既存窓口と一元化した女性問題専門相談窓口の設置検討	企画公聴課 関係各課
性と生命を尊重する心づくり	・性差別の問題を人権に関わる問題ととらえ意義啓発を図る	企画公聴課	

(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：性と生殖に関する健康と権利。女性が生の主体として、自らの健康や身体について正確な知識を持ち「産む・産まない」を自分で決めることのできる権利。(2) DV(ドメスティック・バイオレンス)：夫婦や恋人、同居相手、婚約者など親密な間柄にあるパートナーからの暴力。

基本目標 2 男女が共に各種政策や方針決定に参画できる社会を推進します

主要課題	施策の方向	事業内容	担当
1 政策や方針決定の場への女性の参画推進	政治、経済団体における意思決定の場へ女性の参画促進	・農業、商工業女性の経営への参画機会拡大	農政課 商工観光課
		・関係団体への女性の登用及び人材育成の促進	農政課 商工観光課
		・方針決定過程の女性の登用及び育成の要請	企画公聴課 関係各課
		・登用状況のチェック	企画公聴課
	町政へ参画促進のため積極的改善措置	・女性委員不在の各種審議会委員会の解消及び女性登用率の引き上げ（目標30%）	企画公聴課 関係各課
		・町政懇談会の女性対象懇談会開催	企画公聴課 総務課
・町議会傍聴の促進		議会事務局	
平2 地域活動における男女	地域における方針決定の場へ女性の参画促進	・女性役員の積極的登用への働きかけ	企画公聴課 総務課 関係各課
		・町内会、自治会など地域組織への男女共同参画の視点による活動要請	総務課 企画公聴課
	女性リーダーの育成	・地域の女性リーダーの懇談会等の開催	企画公聴課
		・商店街おかみさん会の設立	商工観光課
の3（女性支援）のエンパワメントへ	交流・ネットワークづくり	・自営業、農業に従事する女性の社会参加・ネットワークの推進	農政課 商工観光課
		・男女共同参画の促進に向けた関係団体のネットワーク化の推進	企画公聴課 関係各課
	社会参画に関する能力開発と資質向上のための支援	・女性起業セミナーの開催	商工観光課
		・女性に対する雇用管理育成に関する研修の実施	商工観光課
		・女性議会の開催	議会事務局
の4 国際と交流推進へ	国際的視野に立った女性問題への取組み	・国際交流推進事業の充実	企画公聴課
	女性問題に関する国際理解	・国際的視野での女性問題の学習会、講演会の開催	企画公聴課

（1）エンパワメント：女性が力（パワー）をつけること。力とは権力の力ではなく、自己決定力、法的な力、経済力、政治的な力など、一人の力が全体の力を高めるような能力

基本目標 3 男女が平等に健康で生き生きと働くことができる社会を創造します

主要課題	施策の方向	事業内容	担当
取る1 環境健康を確保する	(1) 資源ごみ等の循環型社会への理解と支援	・環境ボランティアの養成	生活環境課
		・ごみ減量化器具設置補助事業	生活環境課
2 働きやすい労働環境と多様な就業形態への対応	男女平等の職場づくり	・育児、介護休業の適正な取得の推進	商工観光課
		・男女平等の職場づくりに努めるモデル事業所の把握	商工観光課
	家庭と両立する労働促進	・育児休業制度、介護休業制度の趣旨の徹底及び取得促進	商工観光課 福祉課 介護保険課
		・介護、育児両立支援に関する情報提供の拡大	商工観光課 福祉課 介護保険課
	パート、臨時、派遣労働の労働条件の向上	・同一労働価値同一報酬の徹底	商工観光課
		・労働時間や休日の適正化	商工観光課
	女性起業家への支援	・農産物加工実習講座の開設及び積極的な参加促進	商工観光課 農政課
・特産品を活用したビジネス展開への支援		商工観光課 農政課	
(2)(3) スモールオフィス/ホームオフィス・NPOなど新しい働き方への支援	・スモールオフィス/ホームオフィス・NPOなどの情報提供	企画公聴課 商工観光課	
3 労働に関わる情報提供	女性の労働に関する情報提供と情報収集	(4) ・男女雇用機会均等法、パート労働法等のPR	商工観光課 企画公聴課
		・ハローワーク等との連携による雇用情報の積極的発信	商工観光課 企画公聴課
		・既存窓口と一元化した女性問題専門相談窓口の設置検討	企画公聴課 関係各課
		・関係機関と連携した女性問題相談体制の確立	企画公聴課 関係各課

(1) 循環型社会：資源の浪費を抑え、ごみの量を減らし、環境に与える負担が少ない社会。
 (2) スモールオフィス/ホームオフィス：個人がパソコンやインターネットなどの情報技術を使い、自宅などで仕事をする事。(3) NPO：利潤や利益よりも、信念や目的を持って自発的な意思で行う活動。(4) 男女機会均等法：雇用の場での、男女の機会や待遇の平等を目指す法律。

基本目標 4 男女が地域で助け合いライフスタイルを支え合うまちづくりをします

主要課題	施策の方向	事業内容	担当
1 家族で子育て、介護、家事ができる環境づくり	男女が協力して子育てを行うための意識づくり	・男性や働く女性が参加しやすい日時等に配慮した講座の拡充	健康推進課 関係各課
	地域ぐるみの子育ての推進とネットワークづくりと両親学級の充実	・電話相談事業の充実	福祉課 健康推進課
		・交流ふれあい事業の充実	福祉課 健康推進課
		・放課後児童健全育成事業の充実	福祉課
		・子育てグループのネットワーク化	福祉課 生涯学習課 健康推進課
		・両親学級の開催を出産前の男女もしくは夫と妻が参加しやすい日時に開催する	健康推進課 関係各課
	介護における女性負担の軽減	・介護者を孤立させない環境づくりの促進	介護保険課
		・介護者の健康維持	介護保険課
		・ヘルパー派遣事業の拡充	介護保険課
		・介護サービス施設、事業者等との連携	介護保険課
・福祉機器、用品等の情報提供		介護保険課	
2 高齢者が社会とともに地域で自立できる	高齢者支援サービスの充実	・シルバー人材センター事業の促進	関係各課
		・自立、雇用促進のための学習機会の提供	関係各課
		・年金、医療保険制度の情報提供及び相談業務の充実	住民課 保険課
	自立した生活への支援と生きがいづくり	・仲間づくり事業、高齢者ネットワーク、サークル活動の支援	介護保険課
		・家事に関する体験学習や講座の開催 ・ライフスタイル講座の開講及び参加促進	介護保険課 生涯学習課 介護保険課 生涯学習課
3 ヨーロ総合的福祉の推進	高齢者、障害者、ひとり親家庭が孤立せず安心して暮らせるための支援	・ひとり親家庭などの自立、雇用支援	福祉課 介護保険課
		・一人暮らし老人緊急通報システム整備事業の充実	介護保険課
		・情報提供、相談事業の充実	福祉課 介護保険課
	障害者の自立支援	・男女共同参画の視点による障害者福祉計画の推進	福祉課 企画公聴課

(1) ノーマライゼーション：女性や高齢者、障害者などを特別扱いするのではなく等しく社会を構成する個人としてともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方

基本目標 5 男女共同参画社会の実現のために推進体制を充実します

主要課題	施策の方向	事業内容	担当	
1 庁内体制の充実	女性対策係の機能強化	・組織拡大を視野に入れた適正な人員の配置及び研修の強化	総務課	
	男女共同参画推進委員会の強化	・組織の再編成	企画公聴課	
		・プラン進捗状況の評価	企画公聴課	
	職員研修の充実及び男女平等の職場づくり	・女性職員の各種研修機関等への積極的派遣	・女性職員の各種研修機関等への積極的派遣	総務課
			・女性職員の庁内研修講師への積極的登用	総務課
			・女性職員の管理職登用促進	総務課
プランの実効性を確保する進行管理	・広報を活用した進捗状況の公表	企画公聴課		
2 町民体制よ	関係団体のネットワーク化	・男女共同参画の推進に向けた関係団体のネットワーク化の推進	企画公聴課	
3 推進施設	拠点推進施設の設置	・女性センターの設置検討	企画公聴課	
4 相談体制の整備	男性問題、女性問題に関する相談窓口の設置	・既存窓口と一元化した専門相談窓口の設置検討	企画公聴課 関係各課	
	町民へ学習機会の提供	・男女共同参画関連の各種講座、講演会等の開催	企画公聴課 関係各課	
		・男女共同参画関係の講師、リスト作成	企画公聴課	
	・男女共同参画に関わる記事の広報掲載と広報活動の充実	企画公聴課		
関連機関との連携強化	・関係機関と連携した女性問題、男性問題の相談体制の確立	企画公聴課 関係各課		
5 国や自治体及び	懇話会の設置	・境町男女共同参画懇話会の設置検討	企画公聴課	
	企業との協力体制	・町内事業所との協力体制の確立	企画公聴課 商工観光課	
	国、県、他自治体との連携	・国、県、他自治体との連携強化	企画公聴課 関係各課	

資 料

さかい男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 境町における望ましい男女共同参画社会の形成を目指し、男女共同参画プランを円滑に策定するため、さかい男女共同参画プラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、さかい男女共同参画プランの策定を行う。

(委 員)

第3条 策定委員会は、委員20名以内を持って組織する。

2 委員は、町民の代表、学識経験者及び行政関係者のうちから、町長が委嘱及び任命する。

3 委員の任期は、さかい男女共同参画プラン策定終了時までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員相互の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会を総理し委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等あるときは、その職務を代表する。

(会 議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(男女共同参画プランワーキング委員会)

第6条 策定委員会の下に、事務の調査及び研究を行うため男女共同参画プランワーキング委員会を設置する。

2 ワーキング委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画公聴課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

さかい男女共同参画プラン策定委員会名簿

	職名・区分	氏名	備考
1	町議員	木村 信一	総務委員会 副委員長
2	町議員	橋本 正裕	教育民生委員会 副委員長
3	学識経験者	秋田 章雄	人権擁護委員
4	学識経験者	石川 昌利	教育委員長
5	境町家族経営協定実践委員会代表	斉藤 友子	副会長
6	商工会代表	小野口 清一	会長
7	商工会女性部代表	椎名 きみ	部長
8	民生委員・児童委員協議会代表	斉藤 孝夫	会長
9	健康づくり協力委員会代表	赤荻 幸子	副会長
10	心身障害児者父母の 会代表	和田 澄子	副会長
11	社会教育委員会代表	小野 瑛子	委員長
12	境町 PTA 連絡協議会代表	小松原 裕	会長
13	助 役	広瀬 弘司	
14	総務部長	飯塚 郁夫	
15	民生部長	渡辺 利夫	
16	産業部長	斉藤 時雄	
17	建設部長	斉藤 進	
18	上下水道部長	猪瀬 晴男	
19	教育次長	野口 奏五	
20	議会事務局長	倉持 敏活	

さかい男女共同参画プラン作成委員会名簿

	職名・区分	氏名	備考
1	委員長	時任 志保子	
2	副委員長	菊地 長吉	
3	副委員長	染谷 なほみ	
4	企画	金久保 作夫	
5	企画	木村 裕子	
6	企画	内海 和子	
7	企画	石塚 文子	
8	企画	相良 好子	
9	企画	小谷野 周吉	
10	広報	中村 すみ子	
11	広報	大野 昭子	
12	広報	宇都木 とし子	
13	広報	石山 まさみ	
14	広報	飯塚 幸子	
15	広報	古谷野 信子	
16	広報	山中 り香	
17	広報	鈴木 隆嘉	

さかい男女共同参画プランワーキング委員会設置要綱

(設 置)

第1条 さかい男女共同参画プラン策定委員会設置要綱第6条の規程に基づき、さかい男女共同参画プランワーキング委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、男女共同参画プランの策定に関する調査及び研究を行い、その事項について、策定委員会へ報告する。

(委 員)

第3条 ワーキング委員会の構成員は次によるものとし、企画公聴課長を委員長とする。

総務課	1	農政課	1
企画公聴課	1	商工観光課	1
財務課	1	建設課	1
税務課	1	都市計画課	1
住民課	1	水道課	1
同和对策室	1	下水道課	1
交通防災課	1	学務課	1
福祉課	1	生涯学習課	1
おおぞら保育園	1	町史編さん室	1
ひまわり保育園	1	給食センター	1
介護保険課	1	ふれあいの里幼稚園	1
保険課	1	議会事務局	1
生活環境課	1	出納室	1
健康推進課	1	農業委員会	1

2 委員の任期はさかい男女共同参画プラン策定終了時までとする

(会 議)

第4条 会議は、委員長が必要に応じて招集し会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(庶 務)

第5条 委員会の庶務は、総務部企画公聴課が行う。

付則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

さかい男女共同参画プランワーキング委員会名簿

所属部署名	役職	氏名
総務部総務課	係長	中嶋清江
総務部企画公聴課	補佐	橋本勤
総務部財務課	主幹	落合成雄
総務部税務課	補佐	菅谷正美
総務部住民課	主査	中島清美
総務部同和对策室	主査	山本洋子
総務部交通防災課	係長	二瓶百合子
民生部福祉課	主査	橋本繁子
民生部おおぞら保育園	園長	酒井博司
民生部ひまわり保育園	保育士	渡辺克美
民生部介護保険課	主査	古沢早代子
民生部保険課	係長	斉藤美沙子
民生部生活環境課	係長	北島裕
民生部健康推進課	係長	塚原幸子
産業部農政課	主査	湯本明広
産業部商工観光課	係長	飯田けい子
建設部建設課	主幹	上野忠
建設部都市計画課	補佐	野口正美
上下水道部水道課	主査	野口光江
上下水道部下水道課	主査	岩崎さと子
教育委員会学務課	主査	片見順子
教育委員会生涯学習課	係長	斉藤綾子
教育委員会町史編さん室	係長	茂呂益江
教育委員会給食センター	栄養士	相良春美
教育委員会ふれあいの里幼稚園	主任	田村久子
議会事務局	補佐	森景子
出納室	係長	鶴見清子
農業委員会	補佐	初見俊一

さかい男女共同参画プラン作成の経過

年 月 日	事 項
平成13年 6月27日	男女共同参画プラン作成委員会会議 ・プラン作成の計画づくり
平成13年 7月12日	男女共同参画プラン作成委員会会議 ・具体的な活動計画について
平成13年 9月13日	男女共同参画プラン作成委員会会議 ・町民祭参加者アンケート設問検討
平成13年11月 3日	境町民祭参加者アンケート実施(300名)
平成13年11月22日	男女共同参画プラン作成委員会会議 ・女性団体懇話会について
平成13年12月19日	男女共同参画プラン作成委員会会議 ・住民意識調査設問の検討
平成13年12月28日	住民意識調査調査票郵送開始
平成13年 9月13日	住民意識調査調査票回収終了
平成14年 1月11日	男女共同参画プラン作成委員会会議 ・女性団体懇話会について
平成14年 1月24日	女性団体懇話会開催
平成14年 2月15日	男女共同参画プラン作成委員会会議
平成14年 3月17日	住民意識調査結果報告(「境町男と女のハーモニーフォーラム」にて報告)
平成14年 9月 4日	男女共同参画プラン作成委員会 ・男女共同参画に関するアンケート調査設問の検討
平成14年 9月10日	男女共同参画に関するアンケート調査依頼(町内中学3年生・高校3年生・家族経営協定実践委員会・職員)
平成14年 9月20日	男女共同参画に関するアンケート調査回収(家族経営協定実践委員会・職員)
平成14年 9月30日	男女共同参画に関するアンケート調査回収(中学3年生・高校生3年生)
平成14年10月28日	男女共同参画プラン作成委員会研修会 ・男女共同参画プラン作成について
平成14年12月16日	男女共同参画プラン作成委員会学習会 ・男女共同参画プラン実態把握について(男女共同参画に関するアンケート結果)
平成15年 4月17日	男女共同参画プラン作成委員会 ・男女共同参画プランの検討
平成15年 5月12日	男女共同参画プラン作成委員会 ・男女共同参画プランの検討

平成15年 6月23日	男女共同参画プラン作成委員会 ・男女共同参画プランの検討
平成15年 8月18日	男女共同参画プランワーキング委員会 ・男女共同参画プランについて
平成15年 8月27日	男女共同参画プランワーキング委員会（出前講座） ・男女共同参画について
平成15年 9月22日	男女共同参画プラン作成委員会 ・男女共同参画プランの検討
平成15年10月21日	男女共同参画プランワーキング委員会 ・男女共同参画プランの検討
平成15年10月27日	男女共同参画プラン作成委員会 ・男女共同参画プランの検討
平成15年11月17日	男女共同参画プラン作成委員会 ・男女共同参画プランの検討
平成15年11月27日	男女共同参画プランワーキング委員会 ・男女共同参画プランの検討
平成15年12月22日	男女共同参画プランワーキング委員会 ・男女共同参画プランの一部変更について検討
平成15年12月25日	男女共同参画プラン作成委員会 ・男女共同参画プランの一部変更について検討
平成16年2月25日	男女共同参画策定委員会

男女共同参画に向けた国内外の動き

年	世界の動き	日本の動き	茨城県の動き	境町の動き
昭和50年 (1975)	国際婦人年世界会議 「世界行動計画」を採択	婦人問題企画推進本部 設置 婦人問題企画推進会議 開催		
51年 (1976)	「国連婦人の十年開始」	民法の一部改正（婚氏 続称制度新設）		
52年 (1977)		「国内行動計画」策定		
53年 (1978)			生活福祉部内に青少 年婦人課を設置	
54年 (1979)	第34回国連総会「女子 差別撤廃条約」採択			
55年 (1980)	「国連婦人の十年」中 間世界会議開催 「国連婦人の十年後半 期行動プログラム」採 択	「女子差別撤廃条約」 への署名 民法の一部改正（配偶 者相続分の引き上げ）	「第2次県民福祉基 本計画」に「婦人の 福祉の向上」を位置 づけ	
56年 (1981)	「女子差別撤廃条約」 発効	「国内行動計画後期重 点目標」策定		
59年 (1984)		国籍法の改正（父母両 系主義）		
60年 (1985)	「国連婦人の十年」世 界会議「婦人の地位向 上のためのナイロビ将 来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」 批准 男女雇用機会均等法成 立 国民年金法改正（女 性の年金権を保証）		
61年 (1986)		婦人問題企画推進有識 者会議開催（婦人問題 企画推進会議の後身） 男女雇用機会均等法施 行	「新茨城県民福祉基 本計画」に「女性の 地位向上と社会参画 の促進」を位置づけ	
62年 (1987)		「西暦2000年に向けて の新国内行動計画」策 定 教育課程審議会答 申（高等学校家庭科男 女必修 平成6年）		

平成元年 (1989)			茨城県婦人問題推進 有識者会議「女性プ ラン策定に関する提 言」	
2年 (1990)	国連経済社会理事会 「ナイロビ将来戦略の 実施に関する見直しと 評価に伴う勧告」採択			
3年 (1991)		「西暦2000年に向けて の新国内行動計画」 育児休業法成立	「いばらきローズプ ラン21」策定 婦人児童課内に女性 対策推進室を設置 「いばらきローズプ ラン21推進委員会」 設置	
4年 (1992)		育児休業法施行 初の女性問題担当大臣 任命		教育委員会生涯学習課 に女性対策推進委員会 を設置 「男女学セミナー」開 催
5年 (1993)		パートタイム労働法成 立 「男女共同参画型 社会づくりに関する推 進体制の整備につい て」婦人問題推進企画 推進本部決定	児童福祉課内に女性 青少年室を設置	
6年 (1994)		男女共同参画審議会設 置 男女共同参画推進本部 設置	女性青少年課を設置	
7年 (1995)	第4回世界女性会議開催 「北京宣言及び行動綱 領」採 択	育児休業等に関する法 律の改正(介護休業) ILO156号条約批准(家族 的責任を有する労働者 の機会等の均等)	「茨城県長期総合計 画」に「男女共同参 画社会の形成」を位 置づけ 「男と女・ハーモ ニー週間」設定	
8年 (1996)		「男女共同参画ビジョ ン」答申(男女共同参 画審議会) 「男女共同参画2000年 プラン」策定	「いばらきハーモ ニープラン」策定	教育委員会生涯学習課 に女性行政担当を設置 「男女学セミナー」開 催
9年 (1997)	「男女共同参画審議会 設置法」施行 男女雇用機会均等法の 改正 労働基準法の改正 育児・介護休業法の改 正 労働省設置法の改正 介護保険法成立			
11年 (1999)		改正男女雇用機会均等 法施行 「男女共同参画社会基 本法」公布・施行	女性青少年課を福祉 部から知事公室に移 管 総理府共催 「いばらき国際女性 会議」開催	「女性対策推進委員 会」を「男女共同参画 推進委員会」に名称変 更

<p>12年 (2000)</p>	<p>国連特別総会「女性 2000年会義」開催</p>	<p>「ストーカー行為等の 規制等に関する法律」 公布・施行 「女性に対する暴力に 関する基本的方策につ いて」答申(男女共同 参画審議会) 「男女共同参画基本計 画策定に当たっての基 本的な考え方」答申 (男女共同参画審議 会) 「男女共同参画社会基 本計画」策定</p>	<p>「いばらきハーモ ニープラン後期実施 計画」策定</p>	<p>「企画公聴課」に「女 性対策係」を新設</p>
<p>13年 (2001)</p>		<p>男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護 に関する法律」公布・ 施行</p>	<p>「茨城県男女共同参 画推進条例基本条 例」公布・施行</p>	<p>「住民意識調査」の実 施</p>
<p>14年 (2002)</p>				<p>「中学3年生・高校3 年生」「職員等」に 「意識調査」実施</p>

男女共同参画社会基本法（抄）

公 布 平成 11 年 6 月 23 日
（法律第 78 号）
施 行 平成 11 年 6 月 23 日
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日
（法律第 102 号）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣習についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（法制上の措置等）

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

男女共同参画社会基本計画（抄）

平成 12 年 12 月 12 日 閣議決定

第 1 部 基本的考え方

（中略）今、我が国が創ろうとしている男女共同参画社会は、女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会である。そうした男女共同参画社会を形成するための具体的な筋道を示すものが、男女共同参画社会基本法に基づく、この男女共同参画基本計画である。（中略）

21 世紀の新たな中央省庁の体制下、政府はこの男女共同参画基本計画に基づき、社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、男女共同参画社会の形成を総合的計画的に図っていくこととする。（中略）

第 2 部 施策の基本的方向と具体的施策

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2 男女共同参画の視点にたった社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 4 農村漁村における男女共同参画の確立
- 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
- 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 8 生涯を通じた女性の健康支援
- 9 メディアにおける女性の人権の尊重
- 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

第 3 部 計画の推進

- 1 国内本部機構の組織・機能強化
- 2 調査研究、情報の収集・整備・提供
- 3 国の地方公共団体、NGO に対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

茨城県男女共同参画推進条例（抄）

施 行 平成 13 年 4 月 1 日

（中略）県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

- 第 3 条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。
- 2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。
 - 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
 - 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
 - 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

第 19 条 何人も、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

- 2 何人も、配偶者等に対し、身体又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

男女共同参画関連用語解説

《エンパワーメント》

自分の生き方を自分で決定する能力を養い、社会のあらゆる分野で意思決定過程に参画するための力（パワー）をつけることを意味する。また個人的に力をつけるだけでなく、女性たちが手を携えて、連帯して力をつけさまざまな社会決定の場に参画することが重要です。

《参加と参画》

「参加」は会合などに一時的かつ受動的に加わること、「参画」は意思決定の段階から、継続的かつ主体的に加わること。

《シェルター》

避難所・駆け込み寺。暴力や虐待から逃れるための一時的な緊急避難施設。

《性別役割分業》

「男は仕事、女は家事・育児」というように性別によって家庭や職場などあらゆるところで役割を分担されること。

《セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）》

性的な発言や行動によって、相手を不快にさせたり、嫌がらせをしたりすること。99年（平成11年）に施行された「改正雇用機会均等法」では、職場でのセクハラ防止の配慮義務を定めています。

《ドメスティック・バイオレンス（DV）》

夫婦や恋人、同居相手、婚約者などからの暴力。家庭内のことには口出しできないという風潮や、世間体などの壁に阻まれて社会問題となることはありませんでしたが2001年（平成13年）ドメスティック・バイオレンスを防止するための「配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。

《ノーマライゼーション》

女性や高齢者、障害者などを特別扱いするのではなく、一個人として社会と関わり、日常生活が送れる社会こそノーマルだとする考え方。

《ポジティブ・アクション（積極的改善措置）》

男女間の格差を改善するための手段のひとつ。

《リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ》

性と生殖に関する健康と権利。生涯を通じて健康であり、子どもを産む、産まないなどといったことを自分で決め、安全を確保することが必要です。このような権利は、基本的人権のひとつとして捉えられています。

さかい男女共同参画プラン

平成16年3月 発行

発行 / 境 町

編集 / 境町役場企画公聴課

茨城県猿島郡境町391 -1

TEL 0280 -81 -1301

FAX 0280 -86 -7521

<http://www.town.sakai.ibaraki.jp/>